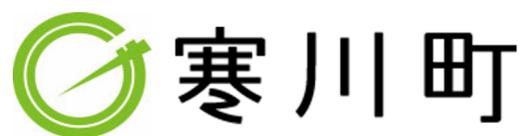




## 第 3 次寒川町環境基本計画（案）

令和 3 年 2 月時点





はじめに

「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境  
が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」  
の実現を目指して



私たちのまち寒川は、神奈川県ほぼ中央に位置し、相模川、目久尻川、小出川の3つの河川が流れ、越の山のみどりなどの豊かな自然環境、寒川神社をはじめとした歴史的な文化環境に生まれ、さらに、相模川沿いの工場地帯などの産業面の進展や、さがみ縦貫道路の全線開通など、生活の利便性の向上とともに発展してきました。

近年、環境問題については、公害への対応や衛生的な生活環境の保全といった従来からの課題だけでなく、地球温暖化の進行によって引き起こされる気候変動に伴う自然災害の顕在化や、食品ロス及びマイクロプラスチック問題への対応などの新たな課題が明らかになっております。

町では、平成15年3月に寒川町環境基本計画を策定して以降、計画に基づき環境に関わる様々な施策や取り組みを推進してきました。このたび、平成24年3月に策定した第2次寒川町環境基本計画の計画期間が満了し、見直しの時期を迎えることから、多様化する環境問題に対応していくため、新たに第3次寒川町環境基本計画を策定しました。

この計画では、SDGs（持続可能な開発目標）など、時代や環境の変化に伴う新たな視点や課題に的確に対応するため、「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を町が目指すべき望ましい環境像として掲げました。

この望ましい環境像を実現するには、行政による施策や取り組みの推進はいうまでもなく、町民、事業者、滞在者との協働による取り組みや、それぞれが主体となった環境行動の実践が重要であることから、皆様の日々の生活や事業活動において、環境保全への理解を深め、身近なところからご協力いただきたくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた寒川町環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

寒川町長 木村俊雄

# —目次—

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	1
1. 第3次寒川町環境基本計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の実施主体	4
5. 計画の全体構成	5
第2章 寒川町の環境の現状と課題	6
1. 社会経済状況	6
2. 環境の現状と課題	17
第3章 寒川町が目指す望ましい環境像	47
1. 寒川町が目指す望ましい環境像	47
2. 計画が対象とする環境の範囲	49
3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）	50
第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み	51
【基本目標1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します	52
【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します	60
【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します	66
【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します	72
【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します	77
第5章 重点プロジェクト	84
1. 重点プロジェクトの考え方	84
2. 前期期間における重点プロジェクト	85
3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト	88
4. 二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト	91
第6章 計画の推進体制と進行管理	95
1. 計画の推進体制	95
2. 進行管理の仕組みと手順	98
3. 環境指標の点検方法	101
資料編	107
1. 寒川町環境基本条例	108
2. 寒川町環境審議会委員等	112
3. 第3次寒川町環境基本計画策定の検討経過	113
4. 諮問・答申	114
5. 環境基準等	117
6. 用語解説集	125

# 第1章 計画策定にあたっての基本的事項

## 1. 第3次寒川町環境基本計画策定の背景

寒川町では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「寒川町環境基本条例（平成13年3月制定）」に基づき、町が目指す望ましい環境像の実現に向けた施策を体系別・方向別に掲げた「寒川町環境基本計画」を平成15年3月に策定しました。平成20年3月には、寒川町環境基本計画を改訂（中間見直し）し、更なる取り組みを推進してきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害の発生を契機に、我が国のエネルギー問題を取り巻く環境が大きく変わり、さらには環境問題に対する一人ひとりの意識も変化してきました。

寒川町環境基本計画は平成24年3月をもって計画期間を終え、変化し多様化し続ける環境問題にも対応した「みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち」を望ましい環境像とする第2次寒川町環境基本計画を策定しました。

その後、本町は、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の一部として整備され平成27年3月に全線開通したさがみ縦貫道路により利便性の向上と交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区の計画的なまちづくり等が進められるなど、まちの様子が変化しつつあります。

世界に目を向けると、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、2016（平成28）年～2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業者でSDGsの目標に資する取り組みを推進するようになりました。また、令和2年4月7日に宣言された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、私たちのライフスタイルを一変させる大きな社会的な課題となりました。

このような背景の中で令和3年3月に第2次寒川町環境基本計画の計画期間を終え、町のこれからのまちづくりが、我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの町民誰もがこころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に、第3次寒川町環境基本計画を策定するものとします。

## ■寒川町環境基本条例（平成13年3月28日条例第12号）の附則

私たちのまち寒川は、雄大な富士や丹沢の峰々を望み、相模川の流れと四季を通じての温暖な気候に恵まれ、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動や人口の増加による環境への影響は、身近な自然の減少、資源の大量消費とそれに伴う廃棄物の増大、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質の汚濁など、生活に密着した環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すると共に、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

寒川町では、自らが環境に負荷を与えている立場であることを認識し、人と自然との共生のもと調和の取れた豊かな環境づくりを目指した「寒川町環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取り組みを行っているところである。

この取り組みをさらに推進し、町、町民、事業者及び滞在者が一体となって環境の保全と創造に努めることにより、美しく住みよい寒川を実現するため、ここに、この条例を制定する。

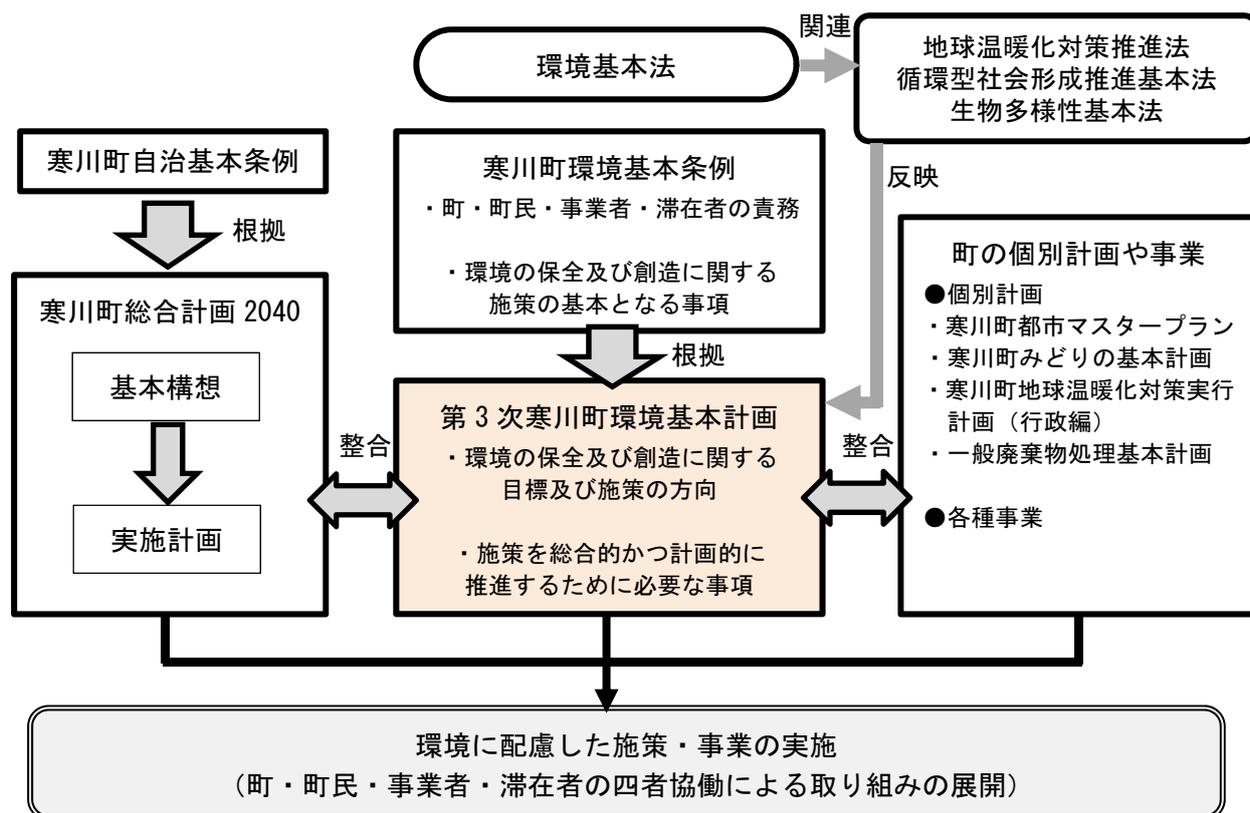
### ■第2次寒川町環境基本計画策定以降の主な出来事

年	世界と日本の主な出来事	寒川町の主な出来事
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）、京都議定書第8回締約国会合（CMP/MOP8）開催（ドーハ）</li> <li>国連持続可能な開発会議（リオ+20）</li> <li>第4次環境基本計画閣議決定</li> <li>生物多様性国家戦略2012-2020閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川町総合計画 さむかわ2020 プラン後期基本計画策定</li> <li>第2次寒川町環境基本計画策定</li> </ul>
H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）、京都議定書第9回締約国会合（CMP/MOP9）開催</li> <li>第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定</li> <li>2020年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標（2020年の温室効果ガス削減目標を2005年比で3.8%減とする）を表明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）策定</li> <li>茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジ間開通</li> </ul>
H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）、京都議定書第10回締約国会合（COP/CMP10）開催</li> <li>第4次エネルギー基本計画閣議決定</li> <li>水循環基本法公布</li> </ul>	
H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（COP/CMP11）開催</li> <li>パリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）採択</li> <li>持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダ採択</li> <li>日本の約束草案（2020年以降の温室効果ガス削減目標）を国連へ提出</li> <li>気候変動の影響への適応計画閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川北インターチェンジから海老名ジャンクション間が開通（さがみ縦貫道路全線開通）</li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ協定発効</li> <li>気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）、京都議定書第12回締約国会合（COP/CMP12）、パリ協定第1回締約国会合（CMA1）開催</li> <li>地球温暖化対策計画閣議決定</li> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）、京都議定書第13回締約国会合（COP/CMP13）、パリ協定第1回締約国会合第2部（CMA1-2）開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川町プロモーション戦略策定</li> </ul>
H31/ R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）、京都議定書第14回締約国会合（COP/CMP14）、パリ協定第1回締約国会合第3部（CMA1-3）開催</li> <li>第5次環境基本計画閣議決定</li> <li>気候変動適応法公布・施行</li> <li>第5次エネルギー基本計画閣議決定</li> <li>気候変動適応計画閣議決定</li> <li>パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定</li> </ul>	
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒川町総合計画2040策定</li> <li>第3次寒川町環境基本計画策定</li> <li>第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）策定</li> </ul>

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「寒川町環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

また、「寒川町総合計画 2040」を上位計画とし、町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けます。したがって、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の方向に沿って策定・推進されます。



■計画の位置付け

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「寒川町総合計画 2040」、及び同計画に基づく第1次から第3次までの「実施計画」の計画期間を勘案し、令和3年度から令和14年度までの12年間とし、4年間ごとに区切り、それぞれ前期・中期・後期とします。

なお、寒川町総合計画 2040 の改定や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、寒川町総合計画 2040 における令和15～18年度の第4次実施計画、令和19～22年度の第5次実施計画の計画期間（8年間）における取り組みは（仮称）第4次寒川町環境基本計画において引き継ぐことを想定しています。

■計画の期間

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
寒川町総合計画 2040	→											
同実施計画 (第1次～第3次)	→			→			→			→		
第3次 寒川町環境基本計画	前期 →			中期 →			後期 →			→		

### 4. 計画の実施主体

計画の実施主体は、寒川町環境基本条例に基づき、町・町民・事業者・滞在者とします。各主体の責務は同条例に基づく以下の内容を位置付けるものとし、対象とする環境の範囲で示したあらゆる環境保全と創造の取り組みにあたって、各主体が参加、協働することで、町の望ましい環境像を実現するものとします。

■各主体の責務

主体	責務
町 ・寒川町	町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先した取り組みを進めます。
町民 ・寒川町の住民 ・町に通勤・通学する人 ・ボランティアなどの活動を行う団体等	町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
事業者 ・町内で事業を営む企業等 ・その他事業を営む主体※	事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組み、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
滞在者 ・レジャーや神社への参拝など、一時的に町内に滞在する人	旅行者その他滞在者は、町の滞在に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

※例えば、事業を営む主体としての側面から見た場合の地方公共団体など（ここで言う事業者とは、必ずしも営利を目的とした事業を営む者のみに限定されず、公益事業を営む者も含まれます。）

## 5. 計画の全体構成

<b>第1章 計画策定にあたっての基本的事項</b>	
・第3次寒川町環境基本計画策定の背景	・計画の位置付け ・計画の期間
・計画の実施主体	・計画の全体構成
<b>第2章 寒川町の環境の現状と課題</b>	
・社会経済状況	
・環境の現状と課題	
<b>第3章 寒川町が目指す望ましい環境像</b>	
・寒川町が目指す望ましい環境像	
・計画が対象とする環境の範囲	
・望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）	
<b>第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み</b>	
※基本目標と取り組み方針ごとに町、町民、事業者、滞在者が取り組む基本的な内容を整理するとともに、環境指標（数値目標）について示す。	
<b>第5章 重点プロジェクト</b>	
※第4章で示した施策の中から、前期期間において特に重点的に進めるべきテーマを設定する。	
<b>第6章 計画の推進体制と進行管理</b>	
・計画の推進体制	
・進行管理の仕組みと手順	
・環境指標の点検方法	

### 【トピックスについて】

本計画を策定するにあたって、町民、事業者の皆様を対象に環境に関する意識、意向調査を実施しました。詳細については、別途公開するアンケート調査報告書に示しますが、本計画書では各所トピックスの形で概要を掲載しています。

#### ■調査実施の概要

項目	町 民		事業者	小中学生
調査方法	郵送配送・ 郵送回収方式	eマーケティング リサーチ	郵送配送・ 郵送回収方式	学校を通じた直接配付・ 直接回収
調査対象	町内在住の 18歳以上の男女	eモニター登録者 (応募による登録：町 内在住、在勤、在学の 16歳以上の人)	町内で事業を営む 事業者	町内の小中学校に 通学する児童・生徒
抽出方法	住民基本台帳 による無作為抽出		事業所分類 (事業種、事業規模) による有意抽出	各小学校(5校)の5年生 及び中学校(3校)の2年生 を対象に各校1クラス以上 を対象
調査期間	R2.4.20～R2.4.30	R2.4.17～R2.4.24	R2.4.20～R2.4.30	R2.7.3～R2.7.17
送付数	1,500人	235人(メール到達者)	150社	小学生：353人 中学生：175人 合計：528人
回収数	537人 (回収率35.8%)	160人 (回収率68.1%)	70社 (回収率46.7%)	計528人
	計697人(回収率40.2%)			

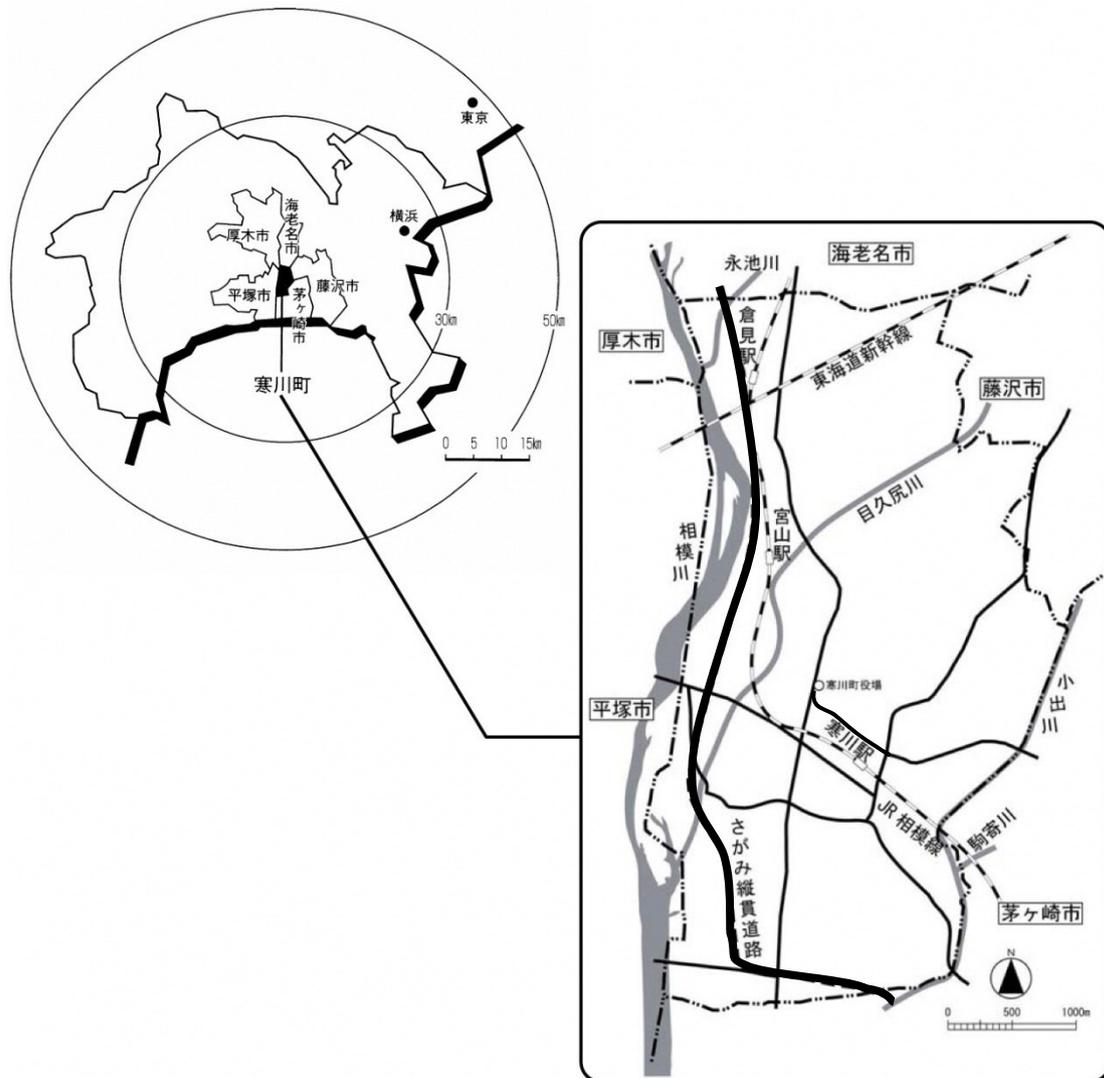
## 第2章 寒川町の環境の現状と課題

### 1. 社会経済状況

#### (1) 地勢・沿革

本町は神奈川県の中東部を流れる相模川の左岸に位置し、首都圏 50km・横浜 30km 圏内にあります。標高は 5~27m、概ね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、その西側に相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地が広がります。

昭和 30 年代半ばからの高度成長期に伴い、相模川沿岸を中心に工場が相次いで進出し、併せて宅地開発が急速に進展してきました。



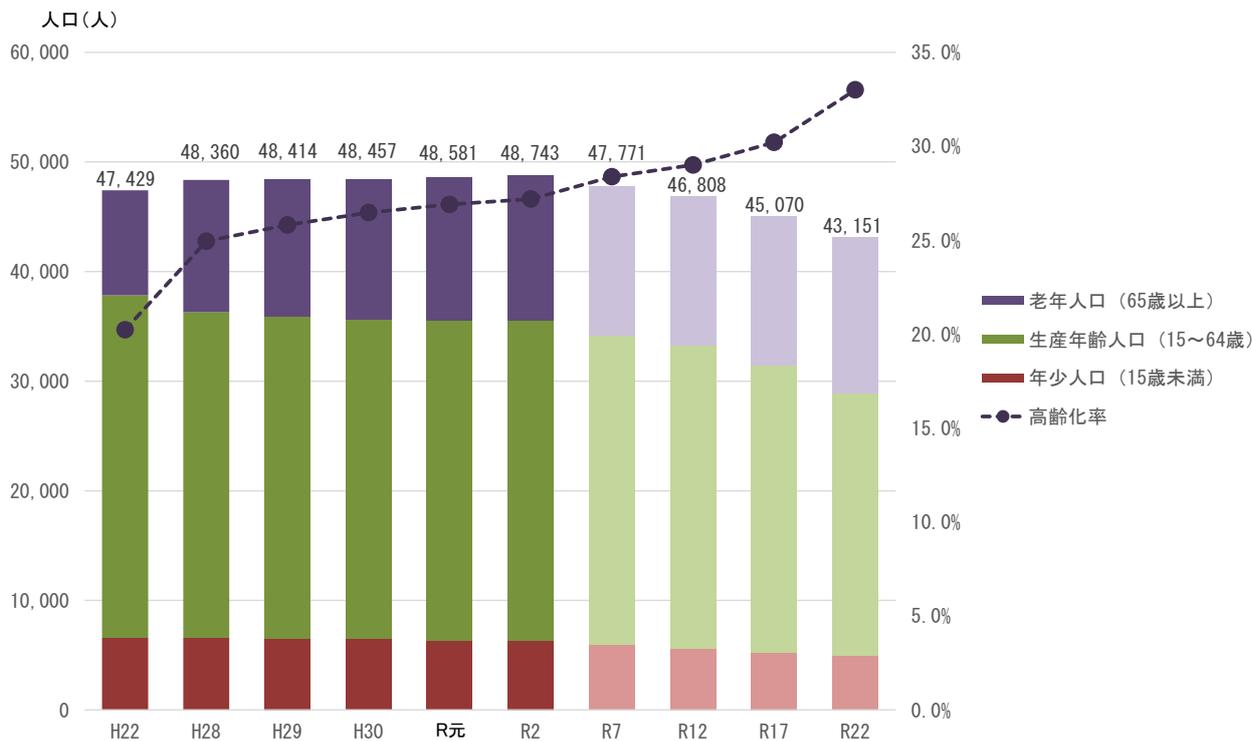
図一 寒川町の位置

## (2) 人口・世帯

人口は、増加傾向が続いてきましたが、平成 22 年以降はほぼ横ばいで推移し、令和 7 年以降、減少が進展する見通しとなっています。また少子高齢化も進展していくものと考えられます。

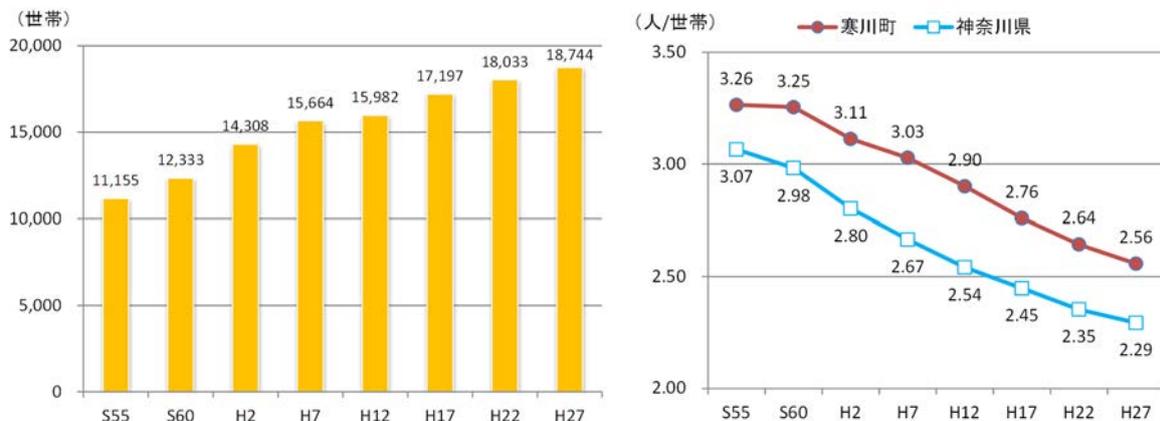
世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの世帯人員は減少が続いています。

環境面では、人口減少に伴う環境負荷の低減が見込まれますが、小世帯化が一層進むと予想され、各世帯におけるエネルギー消費の効率化等に留意する必要があります。



資料：H22～R2:住民基本台帳  
R7以降：平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計

図一人口の推移・将来推計



資料：国勢調査

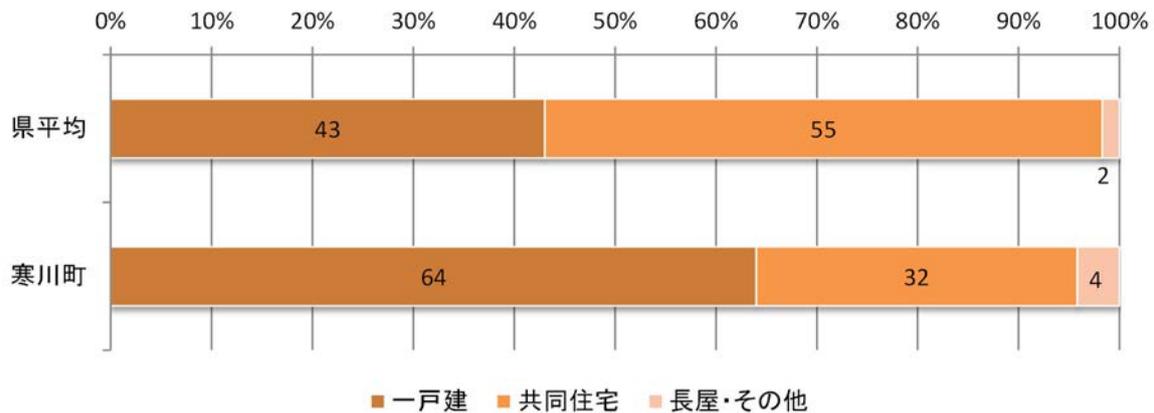
図一世帯数・世帯人員の推移

### (3) ライフスタイル

#### ①住宅形態

一般世帯が住む住宅形態の割合は、一戸建てが64%、共同住宅が32%となっており、県平均に比べ一戸建て住宅に住む世帯の割合が高くなっています。

一戸建て住宅は、一般的にマンション等と比べ断熱性で劣る一方で、太陽光発電などの導入が図りやすい住宅形態です。このような本町の特性を踏まえた、地球温暖化対策や省エネルギー対策に留意する必要があります。



※一般世帯が住む住宅形態別の集計

資料：国勢調査

図一 住宅形態別の世帯構成比（平成27年）

#### ②自動車

自動車保有台数は、かつてよりも減少していますが、近年はほぼ横ばいの推移となっています。世帯当たりの乗用車保有台数は、近年、減少傾向にあり、自動車を保有しない世帯がやや増加しつつある状況がうかがえます。また、本町の世帯当たりの乗用車保有台数は、県全体よりも多くなっています。このことから、本町は県内でも、比較的日常生活における自動車利用の頻度が高い地域であると考えられます。



※世帯当たり乗用車保有台数＝乗用車保有台数÷世帯数（神奈川県人口推計10月1日世帯数）

資料：統計さむかわ、県勢要覧

図一 自動車保有台数・世帯当たり乗用車保有台数

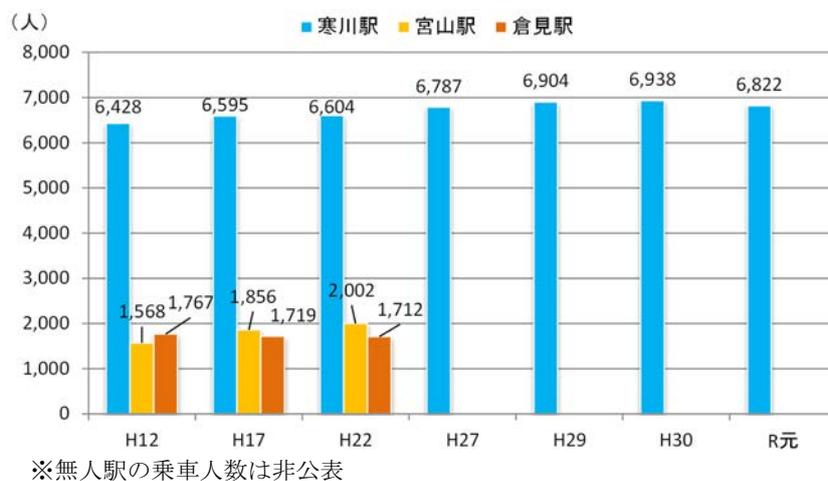
### ③公共交通機関

町内を通る鉄道には JR 東日本相模線があり、寒川駅、宮山駅、倉見駅の 3 駅があります。このうち、宮山駅、倉見駅は平成 28 年 2 月より駅遠隔操作システムを導入し、無人駅となっています。寒川駅の 1 日平均の乗車人数は令和元年度で 6,822 人であり、平成 12 年から増加しています。

バスは神奈川中央交通、相鉄バスが運行する路線に加えて、町のコミュニティバス「もくせい号」が通っています。

また、町ではサイクルアンドバスライド（自転車でバス停まで行き、バス停付近の駐輪場にとめ、バスに乗り換えて目的地に向かう交通システム）の無料駐輪場を設置し、バス利用者の利便性の向上を図るとともに、バス利用者の増加につながるよう取り組みを進めています。

公共交通機関の充実は地域住民の利便性の向上に資するとともに、環境への負荷の低減に資する取り組みという観点からも推進していくことが求められます。



資料：東日本旅客鉄道株式会社ホームページ

図一各駅の 1 日平均の乗車人数



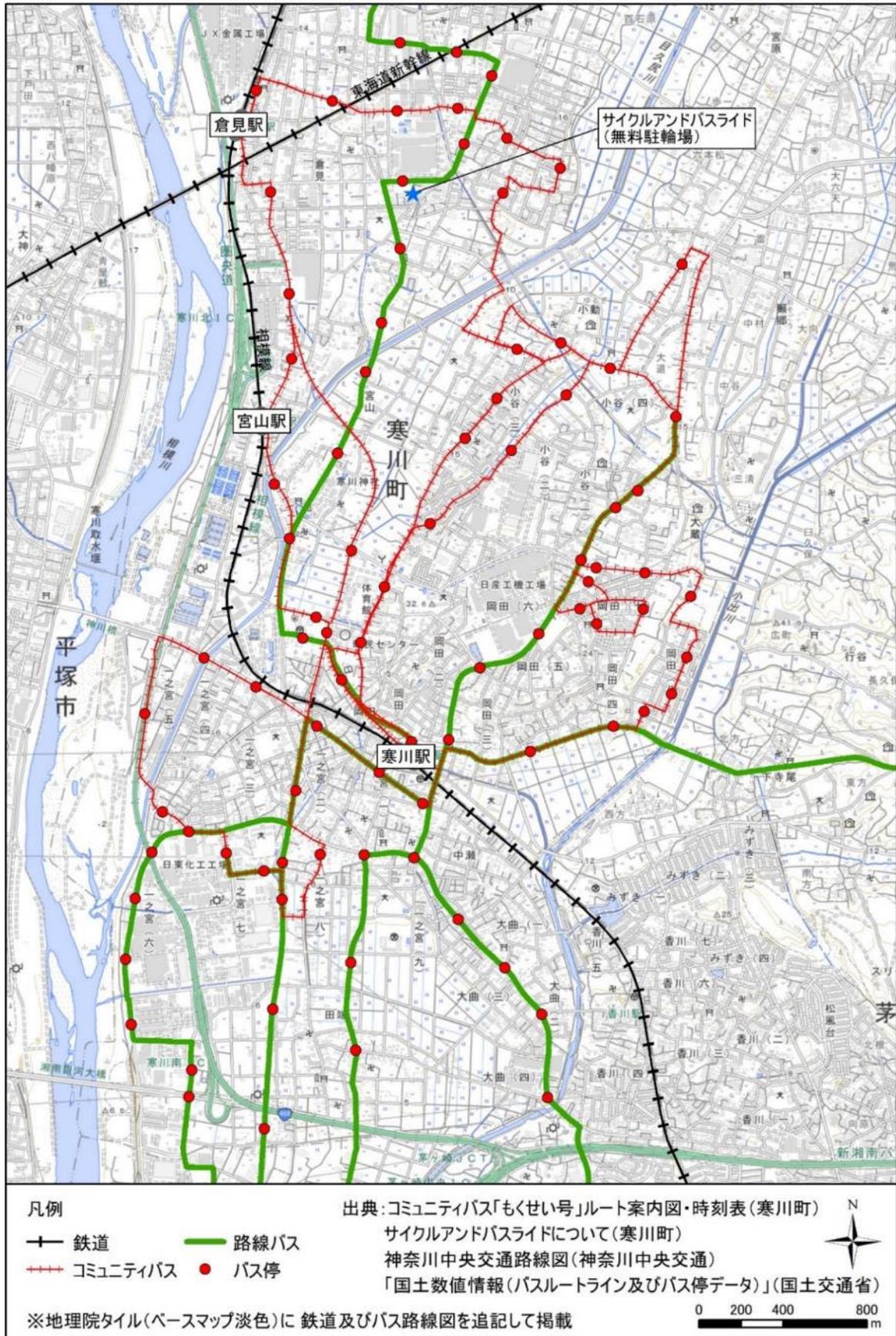
図一サイクルアンドバスライド

### ④自転車利用

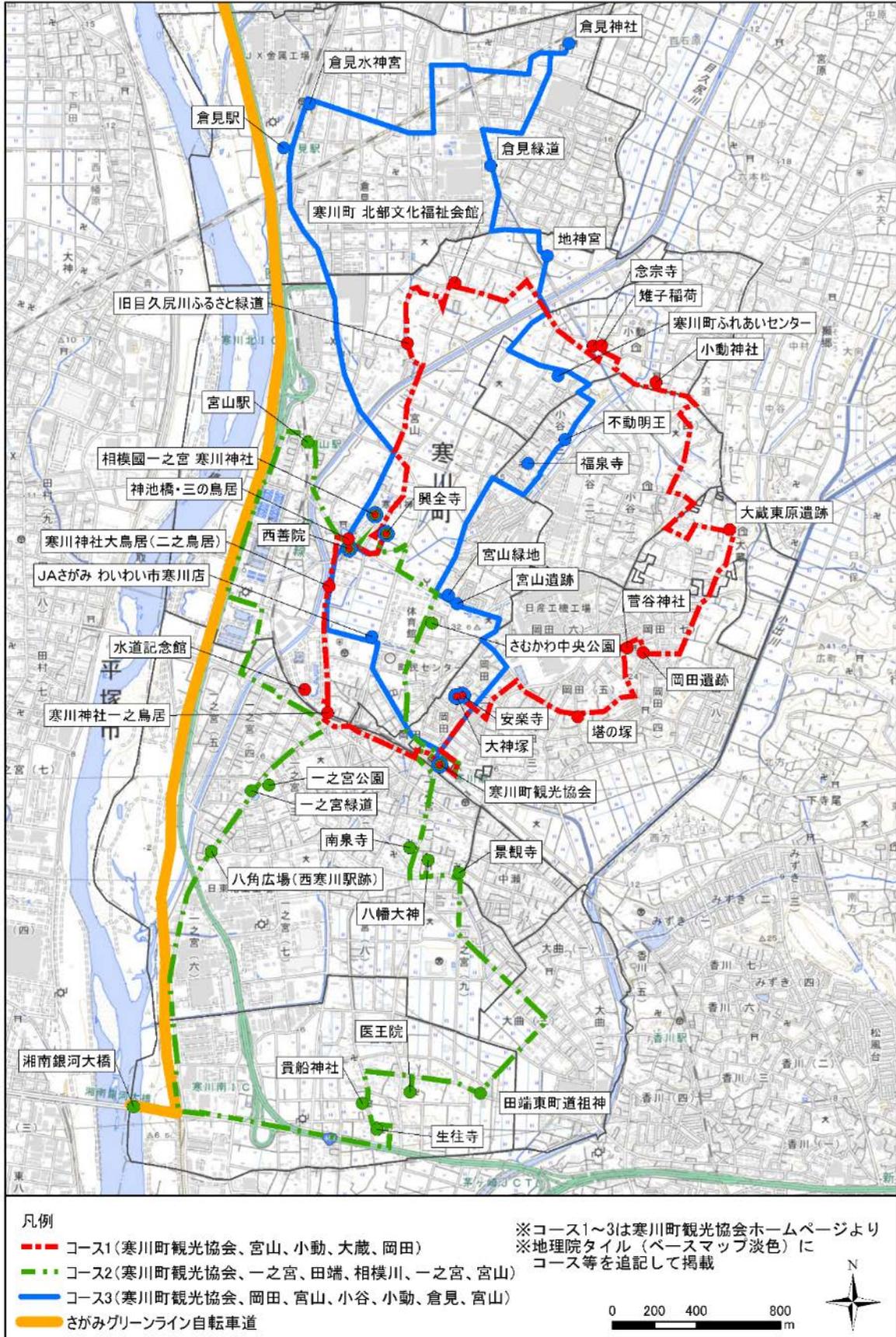
本町は全域が平坦な地形となっていることから、自転車利用に適したまちと言えます。

一般社団法人寒川町観光協会では、寒川駅前前でレンタサイクルの貸し出しを行っており、本町の観光名所を周るサイクリングコースを 3 つ設定しています。

また、県道 409 号には「さがみグリーンライン自転車道」の設置が計画されており、海老名市河原口から寒川町一之宮までを先行整備区間として事業が進められています（令和 3 年 2 月時点では寒川町内区間は未供用）。



図一 公共交通機関の路線

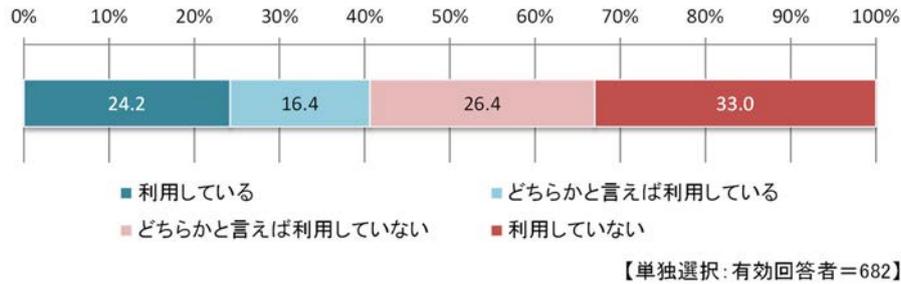


図一サイクリングコース、自転車道

## 【トピックス1：公共交通機関の利用に係るアンケート調査結果】

### ■町民の公共交通機関の利用状況

町民の公共交通機関の利用状況については、約 1/3 が「利用していない」と回答しており、「どちらかと言えば利用していない」を合わせた、あまり利用していない層は約 6割となっています。



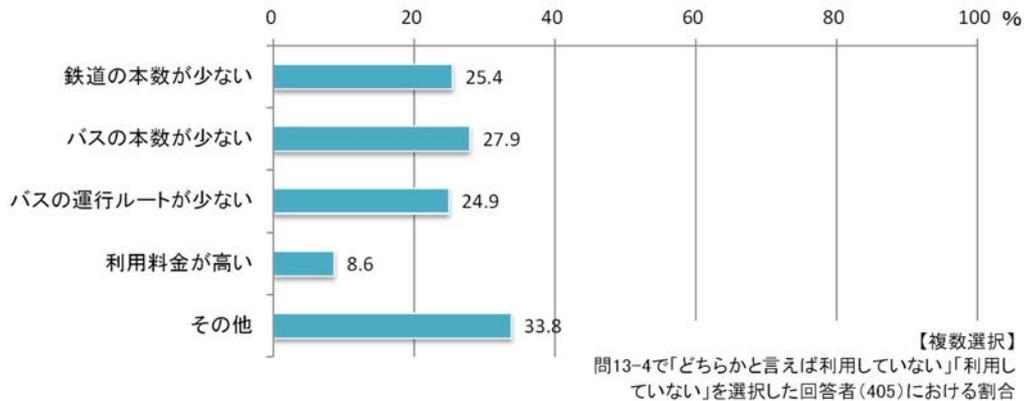
※令和2年4月調査結果

### ■町民が公共交通機関を利用していない理由

公共交通を利用していない理由については、「その他」が多く、その内容は「自動車（自家用車）を利用している」、「自家用車（自動車）の方が便利」など、自家用車を利用するとの理由が特に多くなっており、具体的には「バス停や駅が遠い」「小さい子供がいる」「仕事の都合上」などの理由が多く挙げられていました。

中には身体的な理由によって自家用車が必要という意見も見られ、また「感染防止のため」「徒歩や自転車で移動している」「機会がない」といった意見も複数挙げられていました。

「バスの本数が少ない」、「バスの運行ルートが少ない」、「鉄道の本数が少ない」も 25%前後と主な理由となっています。



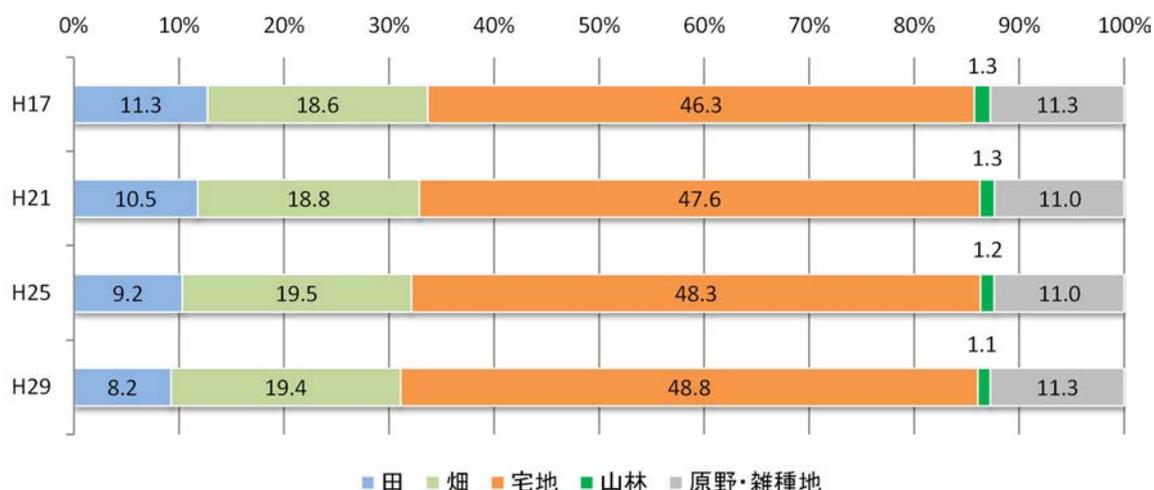
※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない場合があります。

#### (4) 土地利用

地目別土地利用構成比は、田んぼが減少し、宅地が増加しており、農地が徐々に宅地化している状況がうかがえます。山林の占める割合はごくわずかで、徐々に減少しつつあります。このことから、農地、山林は貴重な緑地のひとつとして保全に努める必要があります。

都市計画区域は町全域に指定されており、市街化区域が 53.9%となっています。市街化調整区域のうち 408ha が農業振興地域であり、うち 131ha が農用地区域に指定されています。



資料：統計さむかわ

図一 地目別土地利用構成比

表一 用途地域等指定状況

区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域	1,342	100.0
市街化区域	723	53.9
第一種低層住居専用地域	66	4.9
第一種中高層住居専用地域	92	6.9
第一種住居地域	231	17.2
近隣商業地域	19	1.4
商業地域	2	0.2
準工業地域	110	8.2
工業地域	75	5.6
工業専用地域	128	9.5
市街化調整区域	619	46.1
うち農業振興地域	408	30.4
うち農用地	131	9.8

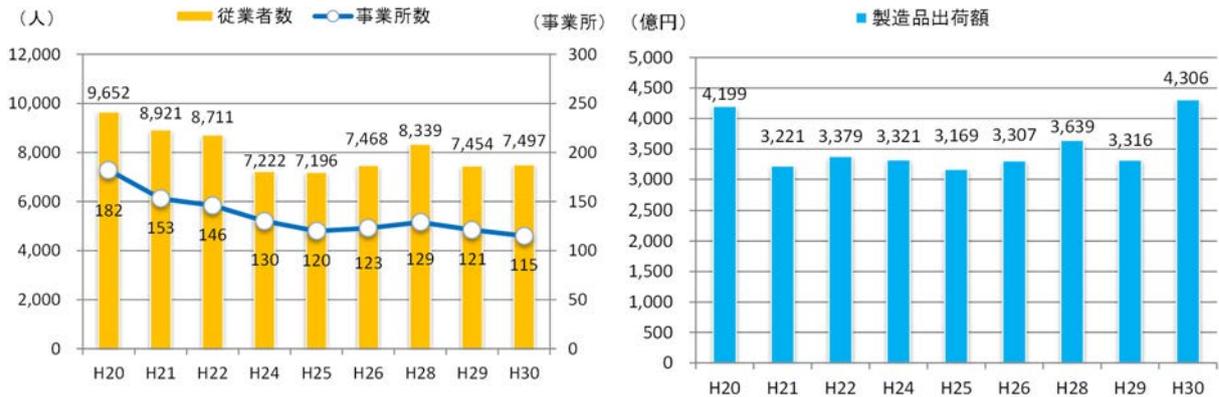
資料：統計さむかわ ほか

## (5) 産業

### ①工業

本町の製造品出荷額は県内 10 位であり、生産年齢人口一人あたりに換算すると県内 1 位の水準となっています。工業は本町の産業において重要な位置を占め、活発な生産活動が営まれています。

生産活動を維持しつつ、事業活動にあたっては周辺環境への配慮や、エネルギー、廃棄物等における環境負荷の低減等に留意していくことが求められます。



資料：統計さむかわ

図－寒川町の工業概要（事業所数・従業者数・製造品出荷額）

表－製造品出荷額（平成 30 年県内ランキング）

順位	市町村	製造品出荷額 (百万円)	順位	市町村	生産年齢人口一人 当たり製造品出荷額 (万円/人)
1	川崎市	4,092,916	1	寒川町	1,427
2	横浜市	3,997,522	2	中井町	1,332
3	藤沢市	1,473,763	3	愛川町	1,153
4	相模原市	1,377,340	4	山北町	1,082
5	平塚市	1,262,790	5	南足柄市	998
6	横須賀市	723,522	6	平塚市	811
7	厚木市	603,522	7	綾瀬市	713
8	小田原市	602,758	8	秦野市	592
9	秦野市	584,437	9	藤沢市	551
10	寒川町	411,695	10	小田原市	533

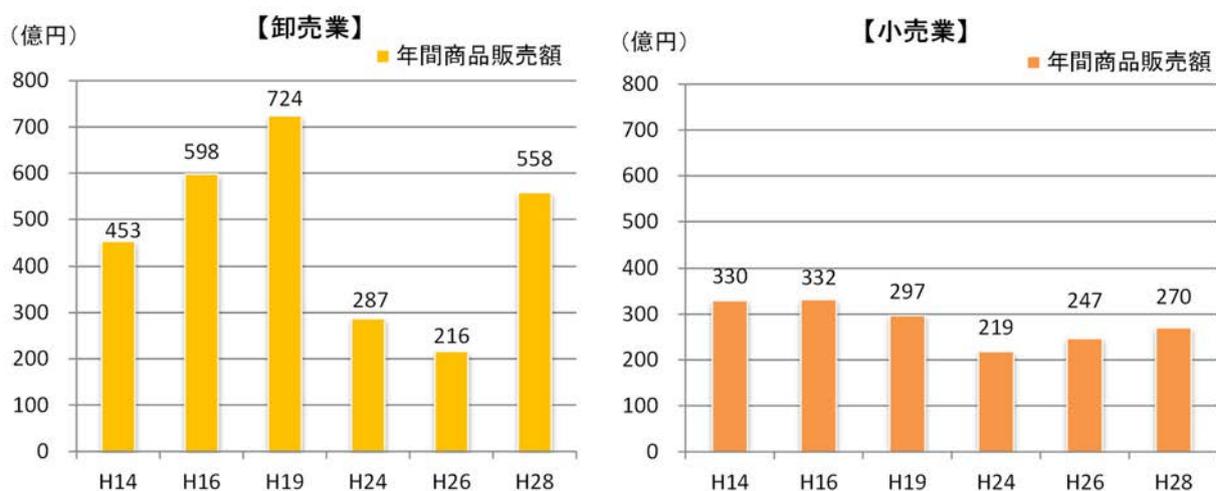
資料：工業統計調査

## ②商業

本町の卸売販売額は、平成 19 年度以降に減少しましたが、平成 28 年度にはやや増加に転じています。小売業販売額は、概ね 200～300 億円で推移し、平成 16 年度以降減少傾向にありましたが、平成 24 年度以降はやや増加傾向となっています。

近隣市と比較すると、卸売業、小売業ともに商店数、従業者、年間商品販売額、店舗面積の規模は小さくなっています。

町民生活に関わりの深い小売業では、隣接する藤沢市、平塚市、厚木市の商業規模が特に大きくなっています。このことから、買回り品等の購入にあたっては、これらの市の商業施設に依存する商圈構造がうかがえ、買い物に際する自動車利用を促しているものと考えられます。



資料：商業統計調査、経済センサス

図一寒川町の卸売業・小売業の年間商品販売額

表一商業（平成 28 年度）の近隣市との比較

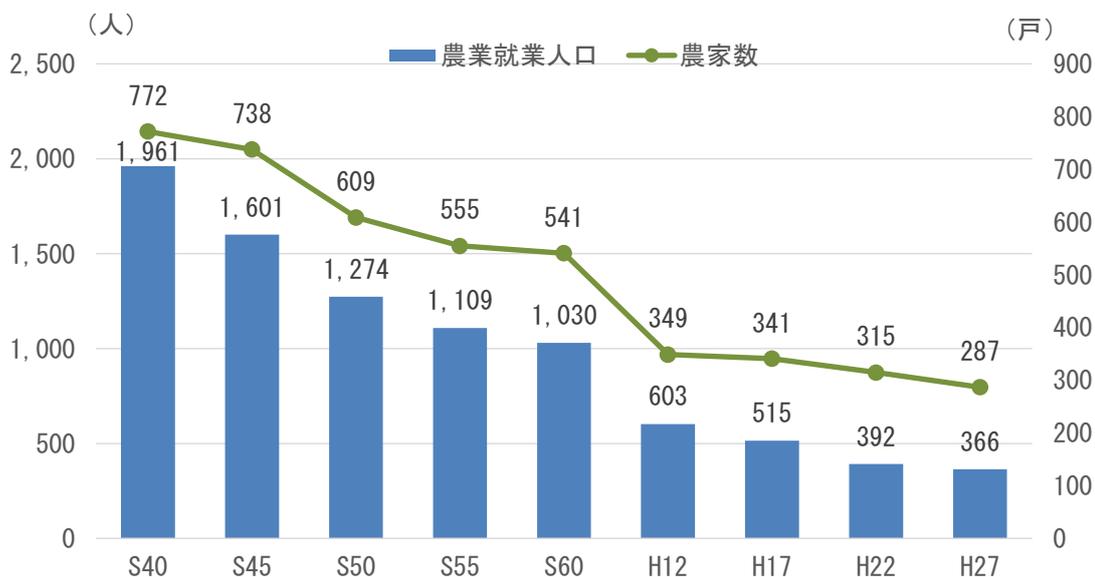
市町村	卸売業			小売業				
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m <sup>2</sup> )	
<b>寒川町</b>	<b>70</b>	<b>548</b>	<b>55,815</b>	<b>216</b>	<b>2,106</b>	<b>27,048</b>	<b>28,920</b>	
近隣市	茅ヶ崎市	157	996	55,995	949	8,348	149,685	144,608
	藤沢市	423	3,762	270,339	2,057	22,239	472,574	408,986
	海老名市	164	2,037	152,479	652	7,319	147,835	158,550
	厚木市	600	6,615	948,339	1,177	11,927	248,045	226,520
	平塚市	370	3,727	339,644	1,410	13,382	258,532	237,447
	綾瀬市	87	773	75,371	277	2,963	66,579	62,972

資料：経済センサス

### ③農業

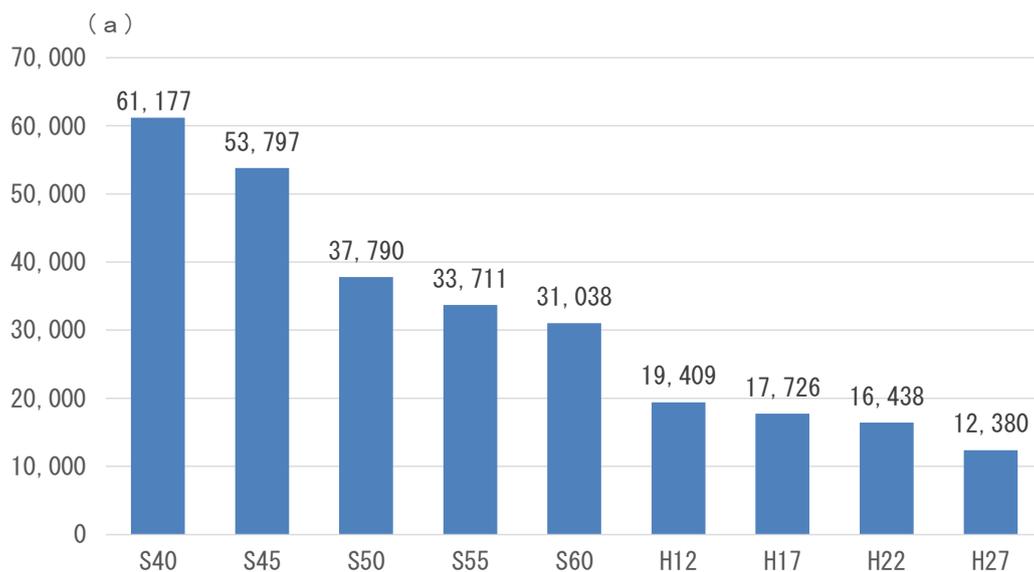
農家・農業従業者・経営耕地面積は年々減少傾向にあり、後継者・担い手が不足し、農業が衰退しつつある状況がうかがえます。

農地は、本町においては身近な自然環境を支える貴重な緑地といえ、地域の農業を支え、維持していくことが求められます。



資料：農林業センサス

図一 農家数・農業就業人口



資料：農林業センサス

図一 経営耕地面積 (総農家)

## 2. 環境の現状と課題

町では、平成24年度より第2次寒川町環境基本計画に基づき、望ましい環境像である「みんなでつくる 緑豊かで空気と水がきれいなまち」の実現に向けた様々な環境施策に取り組んでまいりました。ここでは、第3次寒川町環境基本計画の策定にあたり、第2次寒川町環境基本計画における環境施策の取り組みを進める中で明らかとなった現状と課題について記載します。

なお、各項目で示している環境指標は、第2次寒川町環境基本計画の計画期間における環境指標とその実績を示しています。

### (1) 健康で、安心して暮らせるまちの形成に関わる現状と課題

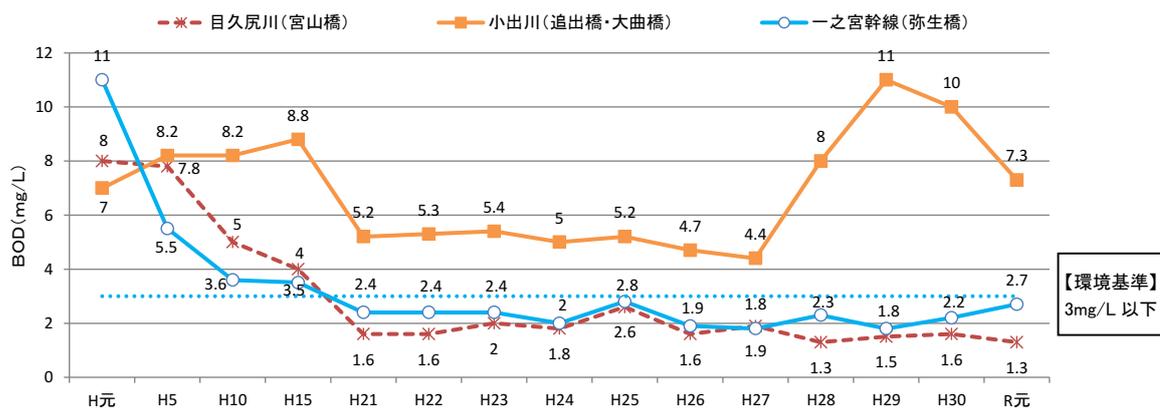
#### ① 水質

水質調査を継続して実施している目久尻川及び一之宮幹線（一之宮第2排水路）のBOD濃度は、かつてより大きく改善し、環境基準（B類型：3mg/L以下）を達成していますが、小出川においては未達成となっているとともに、近年では高い値で推移しています。

小出川の水質については、流れがおだやかで川底に堆積物がたまりやすく、流域の生活排水等の流入による汚濁が考えられることから、流域の藤沢市、茅ヶ崎市及び県を含めた水質改善検討会を開催するなど、広域的な取り組みが進められています。

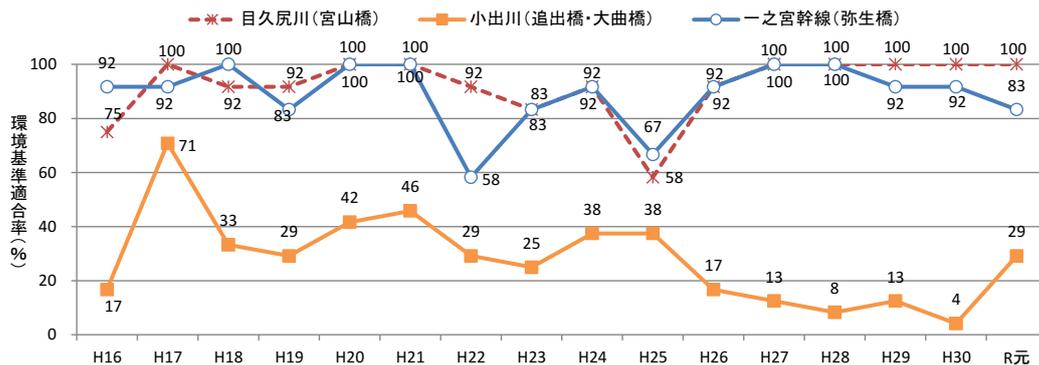
河川の水質改善を促す基幹的な事業として公共下水道の整備を進めており、令和元年度現在、公共下水道の普及率は93.19%、水洗化率は97.59%となっています。また、工場や事業所からの排水については、水質の適切性について測定を行い、監視を行っています。

今後は、小出川の水質改善が課題となりますが、公共下水道については一定の普及が図られていることから、流域の藤沢市、茅ヶ崎市及び県と連携しながら、自浄作用を高める多自然型護岸の整備や、きめ細かな生活排水、事業所排水対策等に努めていく必要があります。



資料：寒川町環境報告書

図－BODの経年変化（75%値）



資料：寒川町環境報告書

図一-BOD 環境基準適合率



資料：寒川町環境報告書

図一-公共下水道普及状況

表一-水質関連の環境指標

環境指標の項目		基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
BOD 環境基準適合率 (%)	目久尻川	100 (91.7)	91.7	58.3	91.7	100	100	100	100	100	100
	小出川	54.2 (29.2)	37.5	37.5	16.7	12.5	8.3	12.5	4.2	29.2	100
	一之宮幹線 (一之宮第2排水路)	100 (58.3)	91.7	66.7	91.7	100	100	91.7	91.7	83.3	100

※H22より河川の類型指定がC類型 (BOD環境基準: 5mg/L以下) からB類型 (BOD環境基準: 3mg/L以下) に変更されました。

※ ( ) の値は類型指定見直し後の環境基準適合率

資料：寒川町環境報告書

表一-下水道・排水関連の環境指標

環境指標の項目		基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
公共下水道人口普及率 (%)		91.94	92.30	92.38	92.48	92.81	92.96	93.17	93.15	93.19	95.97
公共下水道水洗化率 (%)		93.92	95.02	95.49	95.79	95.84	96.30	97.13	97.37	97.59	95.26
工場、事業所からの排水基準の適合率 (%)	県測定	100.0	100.0	-	-	60.0	60.0	83.3	80.0	100.0	100.0
	下水道課測定					100.0	100.0	87.5	88.9	77.8	

※公共下水道人口普及率=処理区域人口÷行政人口

※公共下水道水洗化率=水洗化人口÷処理区域人口

資料：寒川町環境報告書

## ②大気質

県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、移動測定局、研究用測定局を設置し常時監視測定を行っています。本町には町役場敷地内に一般環境大気測定局が設置されています。

町役場での測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成する状況が続いています。また、微小粒子状物質についても平成28年度以降、環境基準達成の状況が続いており、大気質は概ね良好となっています。

大気汚染の要因の一つである自動車からの排出ガスについては、エコドライブやエコカーの普及等を引き続き推進していくとともに、公共交通機関や自転車等の利用による自動車利用の抑制などに取り組んでいく必要があります。

光化学オキシダントは、環境基準を未達成の日が、年間50～70日程度発生しており、湘南地域において近年では、年間1～4回程度の光化学注意報が発令されているため、引き続き対策が必要となっています。県では、光化学オキシダント対策として、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出削減に向けた啓発活動等を行っており、町においても連携した取り組みが求められます。

表一 大気質測定結果（寒川町役場）

	二酸化窒素		浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			光化学オキシダント			
	日平均値の年間98%値(ppm)	環境基準の適否(適○、否×)	日平均の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が2日以上連続(有×、無○)	環境基準の適否(適○、否×)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準の適否(適○、否×)	日最高1時間値の年平均値(ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の適否(適○、否×)	光化学注意報発令日数(湘南地域)
H22	0.036	○	0.054	○	○	-	-	-	0.042	44	×	7
H23	0.035	○	0.057	○	○	-	-	-	0.040	48	×	4
H24	0.037	○	0.052	○	○	-	-	-	0.044	61	×	0
H25	0.034	○	0.062	○	○	-	-	-	0.045	71	×	10
H26	0.031	○	0.062	○	○	13.8	7	×	0.044	62	×	3
H27	0.027	○	0.049	○	○	13.0	2	×	0.045	61	×	3
H28	0.030	○	0.042	○	○	10.6	0	○	0.045	67	×	3
H29	0.027	○	0.044	○	○	9.4	0	○	0.046	68	×	4
H30	0.031	○	0.047	○	○	9.1	0	○	0.044	51	×	1
R元	0.027	○	0.045	○	○	9.3	0	○	0.043	53	×	1

資料：大気汚染常時監視測定結果（神奈川県）

表一 大気汚染関連の環境指標

環境指標の項目	基準年(H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標(R2)
NO <sub>2</sub> の各測定箇所での環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
SPMの各測定箇所での環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
町内における電気自動車累計台数(台)	2 (町内導入台数)	27	30	41	41	43	45	58	68	42

資料：寒川町環境報告書

※平成30年度より、大気汚染の調査を2年に1回行うことといたしました。

表一 大気質に係る環境基準

物質名	数値目標	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 : 0.04~0.06ppm までのゾ ーン内またはそれ以下	<長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	1時間値: 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 1時間値の1日平均値 : 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	<長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
微小粒子状物質	1年平均値: 15μg/m <sup>3</sup> 以下 1日平均値: 35μg/m <sup>3</sup> 以下	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値: 0.06ppm 以下	<短期的評価> 測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。

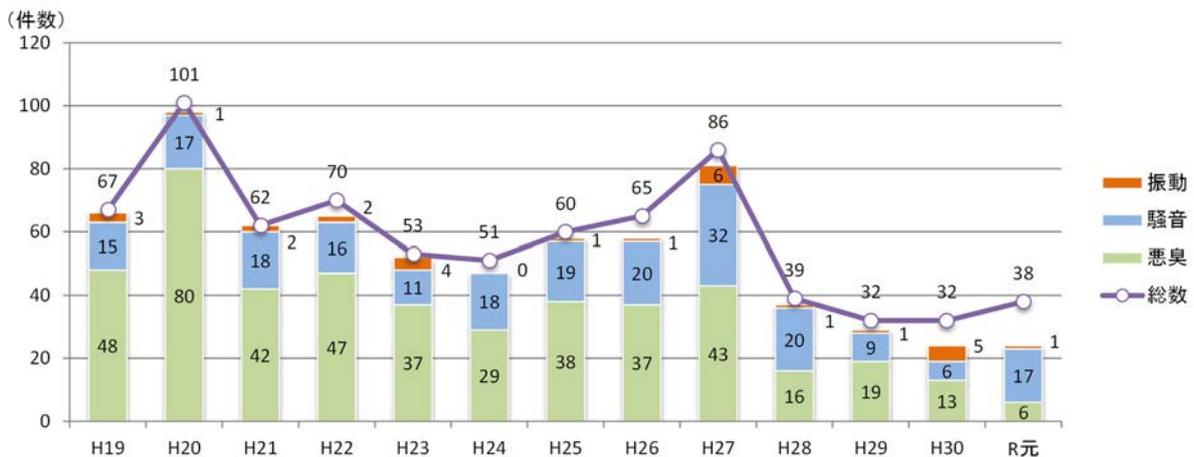
### ③ 公害苦情（騒音・振動・悪臭）

公害苦情は、主に悪臭に関するものが多く、これまで年40件ほど生じてきましたが、平成28年度以降大きく減少しています。その主因は、悪臭苦情の約半数を占める野焼きに関する苦情件数が減少したためです。

野焼きに対しては、広報やホームページによる啓発、ツイッターによる呼びかけなどを行った結果、苦情件数が減少しています。引き続き啓発を進め、定着を図っていく必要があります。

悪臭以外の公害苦情としては、騒音の件数が多かったが近年、減少傾向がうかがえます。また、町では道路交通騒音、道路交通振動の測定を行っていますが、いずれも規制値（環境基準及び要請限度）を達成する状況が続いています。

近年では騒音、振動、悪臭に分類されない苦情が多くなるなど、苦情が多様化している状況もうかがえ、近隣に迷惑をかけない生活マナーの普及等に取り組んでいく必要があります。



資料：寒川町環境報告書

図一 公害苦情（騒音・振動・悪臭）発生件数



資料：寒川町環境報告書

図一屋外燃焼行為の苦情発生件数

表一騒音・振動・悪臭関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
道路交通騒音の 環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
道路交通振動の 環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
臭気環境基準値 の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
騒音・振動・悪臭の公害 苦情件数(件)	65	47	58	58	81	37	29	24	24	毎年、前年 度より減らす

資料：寒川町環境報告書

※平成30年度より、道路交通騒音、道路交通振動、臭気各調査を2年に1回行うことといたしました。



写真一道路騒音・振動測定

#### ④土壌・地下水汚染、地盤沈下

本町の地下水の状況については、県において地下水調査（定点調査・定期モニタリング調査）を実施しており、平成 26 年度以降、毎年、数地点の環境基準を超過する地下水が確認されています。

環境基準を超過する地下水については、工業用水に用いられ、飲料水としての利用がないことを確認していますが、今後とも監視を継続するとともに、農業を含む事業活動等に伴う薬品の使用抑制や排水の適性化について促していく必要があります。

地盤地下は、主に地下水の過剰採取に伴う地下水位の低下により生じますが、本町は神奈川県公害防止条例（昭和 48 年 5 月）により地下水の採取を規制する地域に指定され、近年、年間 2 cm 以上の沈下は確認されておらず、沈静化の傾向にあります。

表 - 地下水汚染・地盤沈下関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
地下水の環境基準適合率(%)	100	-	100	96.0	83.3	66.7	66.7	66.7	71.4	100
地盤沈下の状況 (2cm 以上沈下した水準点/調査地 20 地点)	なし	なし	なし	-	なし	-	なし	-	なし	年間 2cm 以上の地盤沈下がないこと

資料：寒川町環境報告書

※地下水の環境基準適合率：その年に調査を実施したすべての地点数に対する、測定値が環境基準に適合している調査地点の割合

※平成 26 年度より、地盤沈下の調査を 2 年に 1 回行うことといたしました。

#### ⑤有害化学物質

町では、町内の大気、水質、土壌、底質のダイオキシン類調査を実施しており、いずれも環境基準以下に保たれている状況を確認しています。

上記の状況を鑑み、大気・土壌調査については 5 年に 1 回、河川水質・底質については、平成 30 年度より隔年の調査を行うこととしており、引き続き監視を継続していく必要があります。

ダイオキシン類に加え、プラスチック、医薬品等の多様な化学物質による環境への影響にも留意が求められ、情報収集や監視等に努めていく必要があります。

表 - ダイオキシン類調査結果

項目	単位	測定値(最大値)										環境基準
		基準年 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	
大気	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.035	-	-	-	0.086	-	-	-	-	0.031	0.6 以下
水質	pg-TEQ/L	0.71	0.72	1	0.8	0.91	0.5	0.49	0.17	-	0.28	1.0 以下
土壌	pg-TEQ/g	3.0	-	-	-	3.4	-	-	-	-	3.8	1,000 以下
底質	pg-TEQ/g	21.0	15	7.4	5.9	7.3	6.1	2.7	3.1	-	4.9	150 以下

※第 2 次計画の達成目標：環境基準以下の維持 → 各測定年度において達成

資料：寒川町環境報告書

## ⑥防災

町では、災害時に有害物質や危険物の漏洩・爆発等を防ぐため、事業者等への適切な保管・管理を指導するとともに、事故発生時の対応等に関する環境保全協定の締結を進めています。

現在、休業中の未締結事業所を除き、協定対象の97%の事業所と締結済みとなっております。

表－防災関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境保全協定の対象事業所との締結割合(%)	83	97	97	97	97	97	97	97	97	100

資料：寒川町環境報告書

※締結予定の1社については休業中。



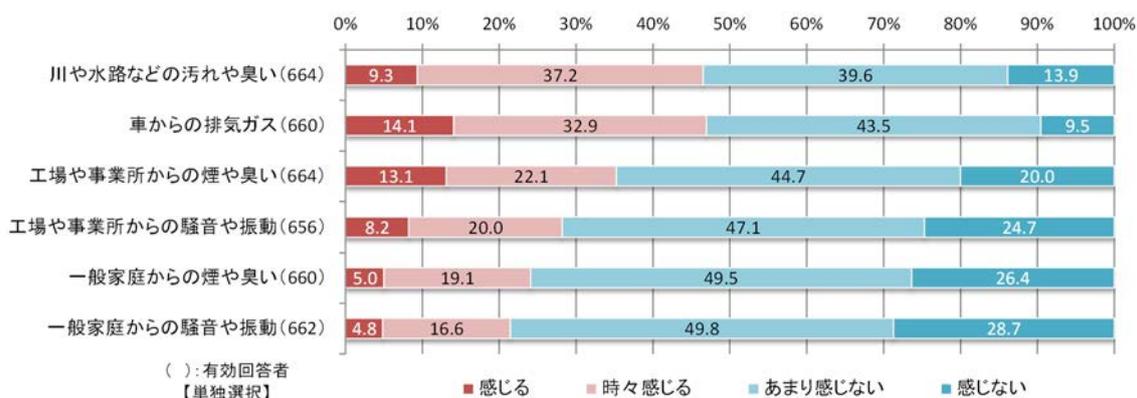
写真－事業所を対象とした環境保全研修会

## 【トピックス2：健康で、安心して暮らせるまちの形成に係るアンケート調査結果】

### ■町民が感じる身近な公害問題

町民が感じる身近な公害問題は、「川や水路などの汚れや臭い」と「車からの排気ガス」が多くなっています。

また、「工場や事業所からの煙や臭い」、「工場や事業所からの騒音や振動」など工場からの公害については、「一般家庭からの煙や臭い」、「一般家庭からの騒音や振動」などの一般家庭の公害よりも問題として捉えられています。



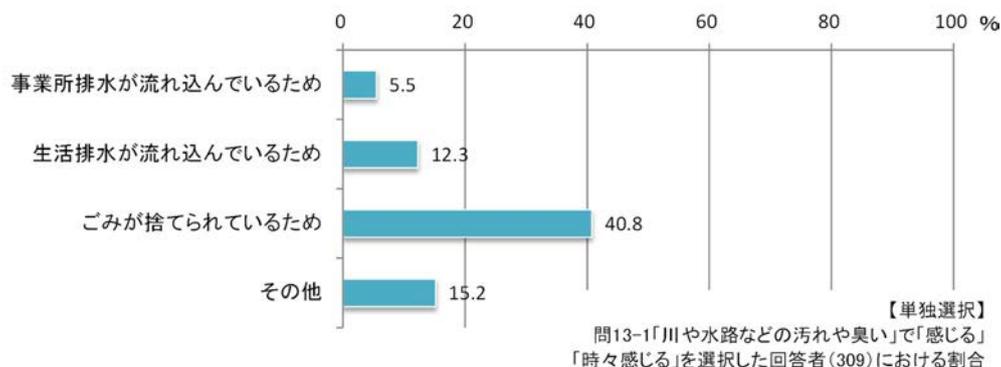
※令和2年4月調査結果

### ■町民が感じる川や水路などの汚れや臭いの主な要因

町民が感じる川や水路などの汚れや臭いの主な要因については、「ごみが捨てられているため」が特に多くなっています。

次いで「その他」が多く、その内容としては「雑草やコケ」「側溝の泥」などが挙げられています。また、臭いの要因としては「家畜等の糞尿」「畑の堆肥」「工場の煙」などが挙げられています。

また、「生活排水が流れ込んでいるため」が、「事業所排水が流れ込んでいるため」よりも要因として挙げている回答者が多くなっています。



※令和2年4月調査結果

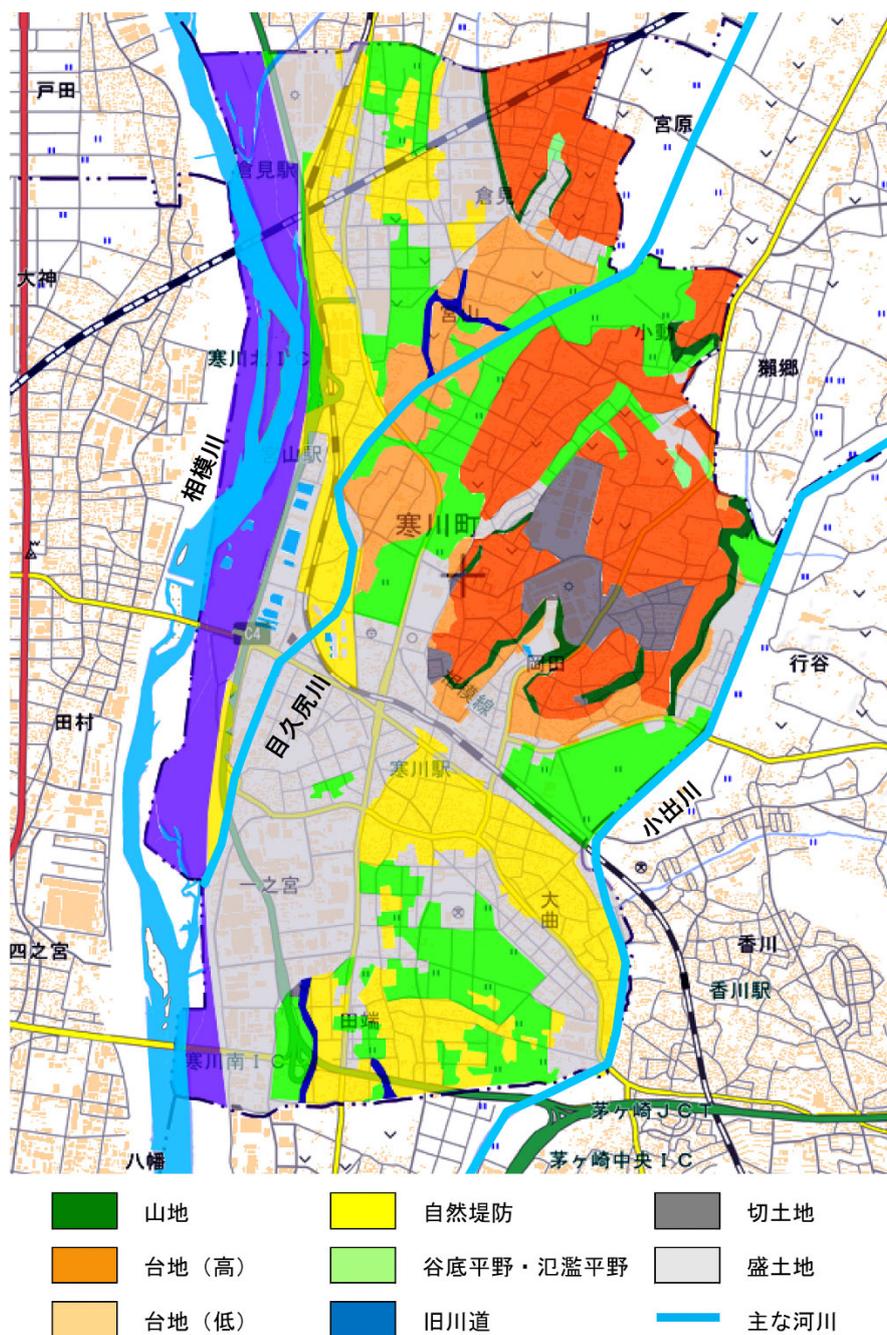
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

## (2) 自然との共生に関わる現状と課題

### ①地形・水系

本町の地形の大部分は、相模川とその支流により形成された谷底低地・氾濫平野からなり、低地は主に水田として利用され、また、そこを盛土した平坦地に市街地が形成されています。

東北部の台地は、今より10万年前、海面が今より高かった時期に形成された平地で、その後の海面変化により現在は相模川より高い位置にあり、地盤も安定しています。また、町域の西の境界を相模川が流れ、その支流である目久尻川が町内を北東から南西に流れ、小出川が町域の東端を流れ、相模川に合流しています。



資料：土地条件図 (e-マップさむかわ)

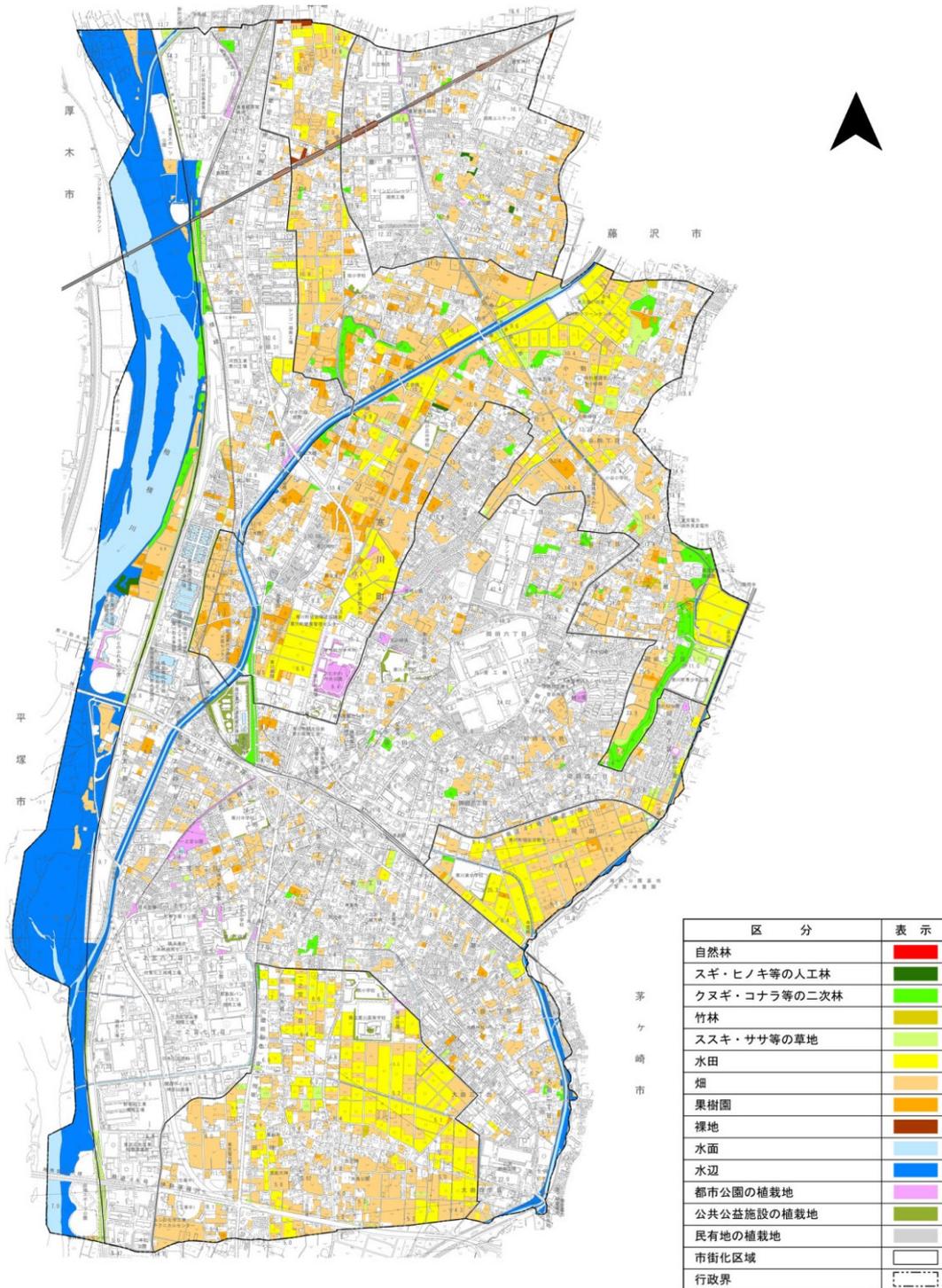
図一 地形・水系図

## ②植物

本町の植生は、相模川、目久尻川、小出川の河川沿いの水田等が特徴的な環境となっています。

一部にクヌギ・コナラ等の二次林が点在しています。また、相模川沿いのごく一部にスギ・ヒノキ等の人工林も見られます。

都市公園の植栽地も本町の貴重なみどりの一つとなっています。



資料：改定 寒川町みどりの基本計画

図一 植生現況図

### ③動物

町では町内の自然環境の現状を把握し、同時に重要な自然資源の確認を行うため平成14年に動植物調査（平成14年調査）を実施しています。その後の変化を確認するため、平成25年5月から平成26年8月まで再度、調査（平成25・26年調査）を実施しています。

本町の動物類は、主に川、田園、樹林に生息しており、平成25・26年調査において、下記のような動物類の生息状況が確認されています。

本町は市街化が進んでいるものの、相模川や目久尻川、小出川沿いなどに水田・畑、樹林地などが住宅地と混在しながら残存し、暮らしの場の近傍において様々な動植物の生息を支えています。また、神奈川県レッドデータブックに記載される希少種等も確認されています。

目久尻川の生きもの生息環境は、遡上する魚類が増加するなど改善が見られる一方で、直線状の河道など生息環境の単純化や、樹林地の手入れ不足など、生物多様性を維持する上で改善が必要な状況も見られます。

さむかわエコネット等が開催している生きもの調査や環境学習などへ参加する町民も多くなっています。今後も、活動の広報や支援を強化するなど、協働による取り組みをより広げていく必要があります。

#### <平成25・26年調査の概要>

##### ■哺乳類

- ・モグラ、コウモリ、ノウサギ、ネズミ類、タヌキ等が確認され、また、県のレッドデータリスト準絶滅危惧種のイタチ、カヤネズミが相模川河畔、目久尻川周辺で確認されています。
- ・特定外来生物のアライグマが多くの地点で確認され、親子連れが出現するなど、繁殖していると考えられ、また、重点対策外来種のハクビシンが越の山と大曲、田端で確認されています。

##### ■鳥類

- ・留鳥47種、夏鳥11種、冬鳥28種、旅鳥（通過鳥）4種が確認され、神奈川県レッドデータブックに掲載されている鳥類も、コアジサシ、コミミズク、ハヤブサ、ホオアカなど22種が確認されています。
- ・本町には鳥類の生息を支える樹林、河川、農耕地などがモザイク状に存在しています。孤立した小規模な樹林地である越の山で森林性の鳥類が多くみられるなど、広大な自然を有してはいませんが、多様な環境が隣接して存在することが鳥類の生息を支えているものと考えられます。

##### ■両生類・爬虫類

- ・両生類はカエル5種が確認され、このうち神奈川県レッドデータブック掲載種のニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルの2種が、相模川倉見で確認されています。
- ・爬虫類はカメ、トカゲ、ヘビ等8種が確認され、特に越の山での確認種が多くなっています。
- ・爬虫類の神奈川県レッドデータブック掲載種は、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビの3種となっています。

## ■昆虫類

- ・昆虫類は、10目63科170種が確認され、このうち神奈川県レッドデータブック掲載種は、5目7科12種となっています。
- ・レッドデータブック掲載種は、河川・水田等の水辺環境を生息基盤とするものとしてハネナガイナゴ、ハグロトンボ、ハラビロトンボ、コフキトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、リスアカネ、相模川河原のイネ科植物を生息基盤とするものとしてギンイチモンジセセリ、ヒガシキリギリス、ミヤマチャバネセセリ、水田・畑の草地を生息基盤とするものとしてマメハンミョウ、二次林を生息基盤とするものとしてミナミトゲヘリカメムシが確認されています。
- ・確認されたレッドデータブック掲載種の多くは、水辺環境に生息基盤がある種となっており、これは、相模川や目久尻川、大曲・田端の水田地帯の存在が大きく影響しているものと考えられます。

## ■魚類・底生動物

- ・相模川水系の魚類は、県水産技術センターの調査により34科82種が確認されています。
- ・平成25・26年調査は支流の目久尻川と小出川に限定したため魚類7科20種の確認となっていますが、ウグイ、アブラハヤ、ニゴイ等、県レッドデータブック掲載種が9種確認されています。
- ・底生動物32種が確認され、県レッドデータブック掲載種はコガムシの1種が確認されました。
- ・平成14年調査との比較では、目久尻川においてアユ、ハゼ類、モクズガニ、テナガエビ類など、川と海を行き来する種が多く確認されており、本流からの遡上経路が確保されている状況がうかがえます。また、目久尻川が全体的に改善された状況もうかがえます。
- ・一方、外来種のアメリカザリガニ、カラドジョウ、カワリヌマエビ、アメリカツノウズムシなども多く確認され、在来の生態系への悪影響が懸念されます。

## ■特定外来生物

- ・町で確認されている特定外来生物は植物3種、動物3種となっています。植物はオオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモが確認され、動物はアライグマ、ガビチョウ、ウシガエルが確認されています。
- ・特定外来生物に対する啓発活動を行っていく必要があります。



写真－アライグマ



写真－オオキンケイギク

## ④自然環境の保全

### 1) 自然環境保全地域等

県では、神奈川県自然保全条例に基づき、自然環境保全地域を指定し、開発行為等の規制を行っています。本町では「越の山」、「寒川神社」の2地域が指定されています。

この他に町では保存樹林及び保存樹木を指定し、保全に努めていますが、指定面積、指定本数は減少しており、新たな保全対象の把握、維持管理に対する支援の在り方等について検討していく必要があります。

また、第2次計画において、町緑地保全地区の指定の検討をするとしていましたが、未指定となっており、引き続き検討していく必要があります。

表－自然環境保全地域の概要

名称	指定年月日	面積(ha)	地域の特色(指定時の植生等)
越の山	S49.3.15	6.7	クロマツ、クヌギ等の混交林
寒川神社	S49.3.15	4.4	社寺林、樹齢300年以上のマツ、スギのほか樹齢100年をこえるシイ

資料：都道府県自然環境保全地域内訳表(環境省)

表－自然環境保全関連の環境指標

環境指標の項目	基準年(H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標(R2)
町緑地保全地区の指定(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自然環境保全地域面積(ha)	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	現状を維持
保存樹林指定面積(ha)	16,379	16,379	16,379	16,379	16,379	16,379	15,338	15,338	15,338	現状を維持
保存樹木指定本数(本)	52	51	51	51	49	49	47	47	47	56

資料：寒川町環境報告書

### 2) 農地の保全

農地は、動植物の生息を支えるほか、地下水の保全など多面的な機能を担っていますが、後継者不足等により減少傾向が続いています。

町では、農地の保全を図るため、遊休農地の活用や後継者の育成、地産地消の推進、環境保全型農業の普及など、様々な農業の振興施策を展開しており、今後も継続的な取り組みを推進していく必要があります。

表－農業振興関連の環境指標

環境指標の項目	基準年(H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標(R2)
遊休農地面積(ha)	6.8	4.1	3.5	3.6	4.0	5.7	4.5	4.37	3.47	4.0
新規就農者数(累計)(人)	0	0	1	1	1	1	1	2	2	4
農産物直売施設数(箇所)	25	25	26	24	24	24	24	24	24	35
家庭菜園区画数(区画)	230	230	230	232	232	232	232	173	179	現状維持
エコファーマー制度認定農家数(戸)	8	8	8	6	6	6	6	6	5	16
農業基盤整備受益面積(ha)	60.8(H23)	60.8	61.5	62.0	63.4	63.7	63.7	63.7	63.7	70.7

資料：寒川町環境報告書

### 3) 動植物保護活動等

町では、さむかわエコネットなどのボランティア団体等との連携により、以下のような動植物や生態系の保護活動を展開し、徐々に成果を上げています。

今後もこれらの活動を継続しつつ、活動範囲の拡大や活動内容の充実等に取り組んでいく必要があります。

#### ■カワラノギクの保全

- ・桂川・相模川流域協議会では、相模川神川橋下流域において、国のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類、県のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されているカワラノギクの圃場を整備し、保護・再生に取り組んでいます。適切な管理の結果、圃場の外に自生しているカワラノギクが確認されるようになっていきます。

#### ■ホタル復活プロジェクト

- ・さむかわエコネットでは、「目久尻川をホタルが舞う川」にするため、目久尻川へ流入する水路においてホタルの復活に取り組んでいます。
- ・ホタルの自然環境での復活を促すため、土のうによる水路の補修、清掃やザリガニの駆除、カワニナの生息調査など環境整備を図りつつ、寒川町で繁殖して育てたホタルの幼虫の放流を行っています。平成28年5月より成虫が飛んでいることが確認できています。

#### ■自然観察の森の整備

- ・旧目久尻川の河川敷には、長い年月の間に様々な樹木が生い茂り、小さな森が形成されています。町では、町民が自然にふれあえる憩いの場の創出を目指し、目久尻川ふるさと川緑道整備計画を進めています。
- ・事業予定地であり、まだ整備が進んでいない土地の有効活用を図るため、さむかわエコネットと協働して、遊歩道やベンチの設置等の整備を進めています。

#### ■サギ営巣地

- ・神奈川県サギ営巣コロニーは1箇所、町の指定保存樹林であるふるさと緑道の旧目久尻川河畔のみとなっています。夏場には400羽を超えるサギが樹林を出入りしています。

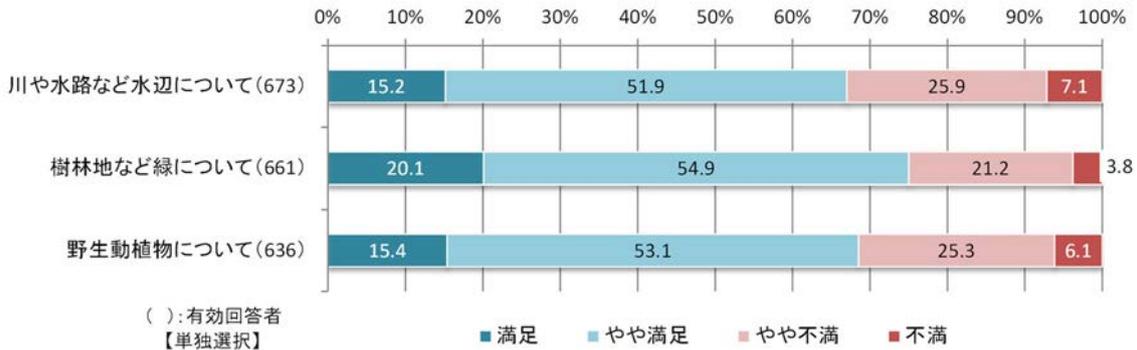
#### ■外来生物の駆除

- ・在来生物を脅かす特定外来生物のアライグマや重点対策外来種のハクビシンについて、町民やボランティア等と連携し、捕獲に取り組んでいます。

### 【トピックス3：自然との共生に係るアンケート調査結果】

#### ■町民の身近な自然環境に対する満足度

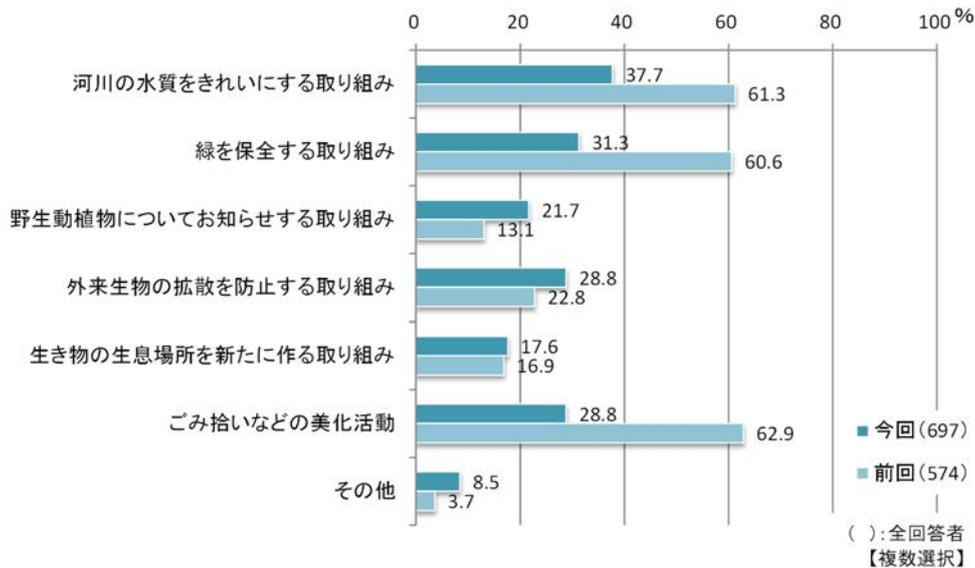
町民の住まい周辺の自然環境に対する満足度については、各項目とも肯定的な意見（「満足」、「やや満足」の合計）が多くなっています。樹林地など緑を中心として総体的に町民の満足度は高めとなっています。



※令和2年4月調査結果

#### ■町民が自然環境を保全する上で不十分と思っていること

町民が自然環境を保全する上で不十分と思っていることについては、「河川の水質をきれいにする取り組み」、「緑を保全する取り組み」、「ごみ拾いなどの美化活動」、「外来生物の拡散を防止する取り組み」などが挙げられています。



注) 前回アンケートにおいては、「自然環境を保全するために必要なこと」として設問

※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

### (3) 低炭素社会の実現に関わる現状と課題

#### ①地球温暖化

##### 1) 行政における温暖化対策

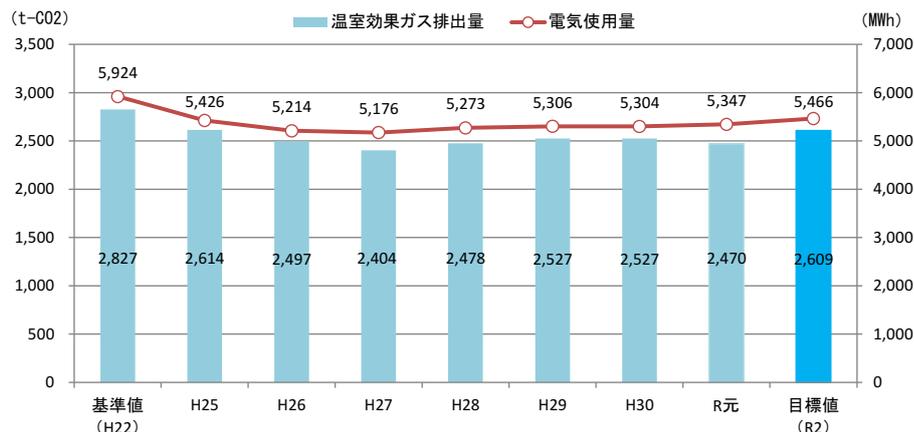
町では、平成16年に策定した寒川町環境行動指針（行政編）の中で、町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組み、平成25年には寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）を策定し、令和2年度を最終年度とする削減計画を進めています。

温室効果ガス排出量は、平成26年度には最終年度目標を達成していますが、平成27年度に最小値となって以降、増加から横ばいの状況が続いており、近年においては削減が停滞している状況となっています。

エネルギー別排出量を見ると電気の使用による排出量は、全体の約8割を占めます。このことから、温室効果ガス排出量の削減を推進するにあたっては、電気の使用量を抑制していくことが課題となります。

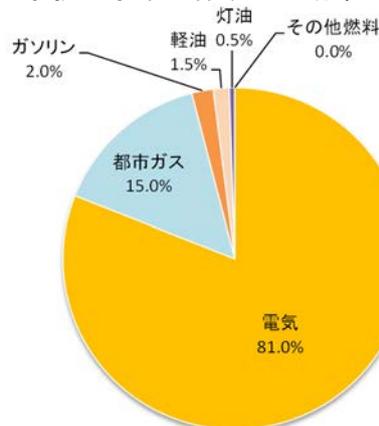
主な公共施設の電気使用量については、LED照明の導入が図られたことにより、防犯灯の使用量が減少したものの、小中学校、町役場等の電気使用量は横ばいで推移しており、省エネ行動の一層の推進が必要となっています。

また、総合体育館、図書館等ではLED照明未導入のため、今後の設備面での改善策等を検討していく必要があります。



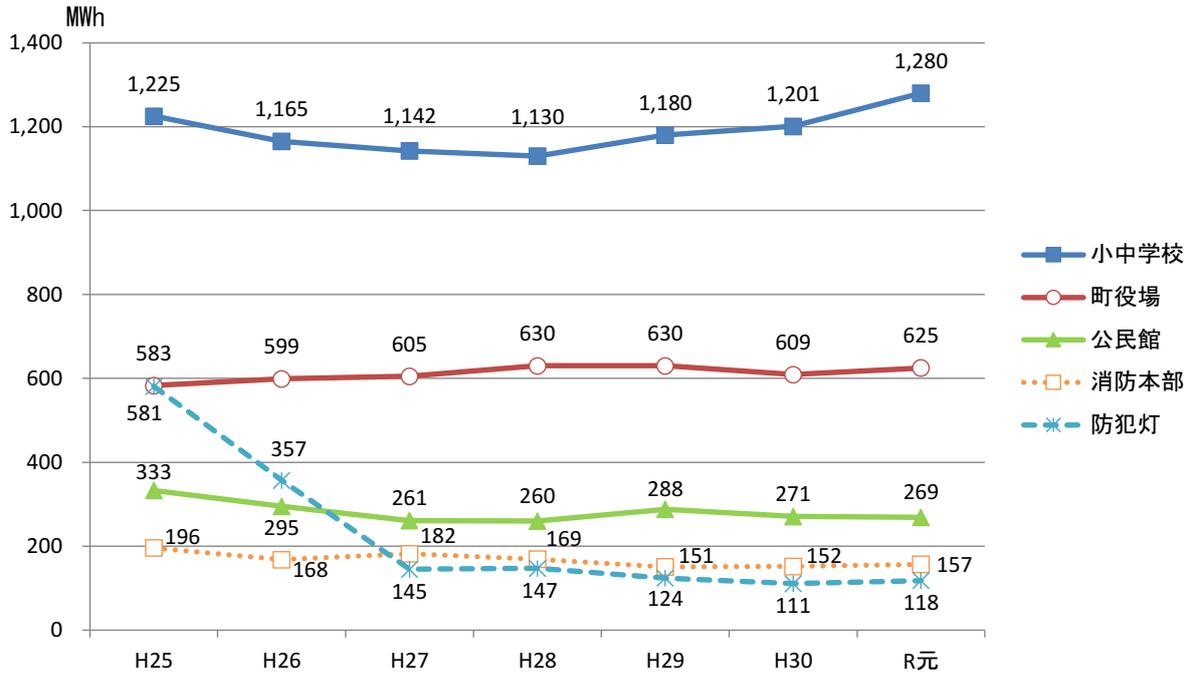
資料：寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）報告書

図一町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量



資料：寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）報告書

図一エネルギー別温室効果ガス排出量構成比



資料：寒川町環境報告書

図一 主な公共施設の電気使用量

表一 地球温暖化対策（行政）関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
町役場の電気使用量 (MWh)	782	629.8	583.4	598.7	605.0	630.0	630.0	609.3	624.9	711.6 以下
公共施設の床面積当たり電気使用量 (kWh/m <sup>2</sup> )	46.19	39.32	43.30	41.50	41.30	44.10	44.10	43.60	44.50	42.03 以下
町の公共施設における自然エネルギー利用施設数 (箇所)	5	6	6	6	10	10	10	10	10	現状より増やす
町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)のCO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	344	328	294	264	251	270	263	254	260	313
町役場(本庁舎、分庁舎、東分庁舎)の床面積当たりCO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )	49.1	46.7	41.8	37.4	35.6	38.2	37.3	36.0	36.7	44.6
公共施設における雨水利用施設割合 (%)	17.5	15.8	17.5	17.5	18.5	14.8	14.8	14.8	14.8	現状より増やす

資料：寒川町環境報告書

## 2) 町全体の温暖化対策

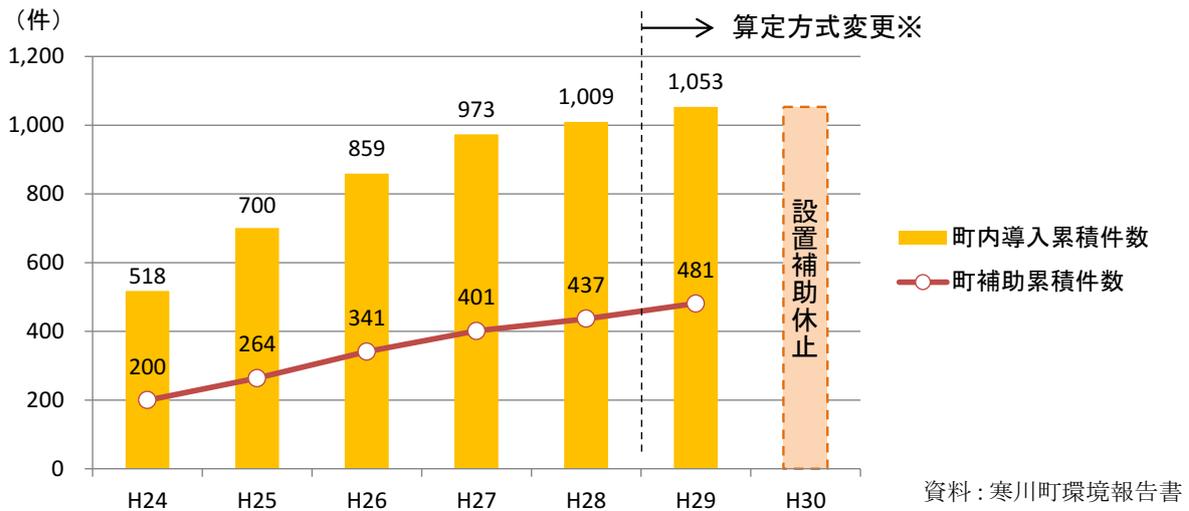
これまでの施策では、平成 21 年度より住宅用太陽光発電システム設置への補助を実施して、町内における太陽光発電の普及を支援してきました。しかし、平成 29 年度には設置実績が 481 件となり、目標の 213 件を超えたため補助は休止としており、今後の措置について検討が必要となっています。

このほかには、各種環境学習を開催するほか、夏場の個人によるエアコン使用抑制策として、寒川総合図書館、町民センター、北部公民館、南部公民館の 4 施設をクールシェアスポットとして登録し、周知啓発しています。

また、省エネルギー施策の一環として、節水の呼びかけや雨水利用施設の設置支援等を行っており、継続的に取り組んでいく必要があります。

地球温暖化対策においては、国ではパリ協定を受け、平成 25 年度（2013 年度）を基準として、令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガスを 40%削減する中期目標（生活に身近な「家庭部門」や、町役場を含む事務所・ビル・店舗などでの活動に起因する「業務その他部門」の削減目標）を定めるなど、実効性のある削減策の着実な推進が求められています。（「運輸部門」、「産業部門」などを含む全体の削減目標は 26%）

町においても今後は、地域特性を踏まえた体系的な削減策の展開に取り組んでいく必要があります。



※町内導入累計件数は東京電力パワーグリッド㈱の情報提供に基づいていましたが、電力自由化に伴い情報が提供されなくなり、平成 29 年度以降の町内導入累計件数は、平成 28 年度累積値に町補助件数を加算し算出しています。

図一 太陽光発電導入累計件数

表一 地球温暖化対策（町全体）関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
太陽光発電システム導入件数(件) (町補助による累積件数)	53	200	264	341	401	437	481	481	481	毎年 20 件以上の累積
上水道使用量 (千 m <sup>3</sup> )	6,548	6,338	6,229	6,067	5,976	6,093	6,091	6,061	5,992	現状以下の維持
雨水貯留施設設置助成累計件数(件)	5	7	14	19	25	28	31	33	35	45

資料：寒川環境報告書

## ②その他地球環境問題等

町では、オゾン層の破壊や酸性雨などの地球環境問題に対し、町民や事業者の意識を高め、関連物質の適切な使用、管理や処分を促すため、情報提供を行っています。

近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロスの問題など、新たな環境課題への対応も求められており、時代の要請に応じた環境情報の発信に努めていく必要があります。

なお、これらの問題に対する取り組みはSDGsにも大きく関わっています。

表一その他地球環境問題関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数 (件)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	現状より増やす

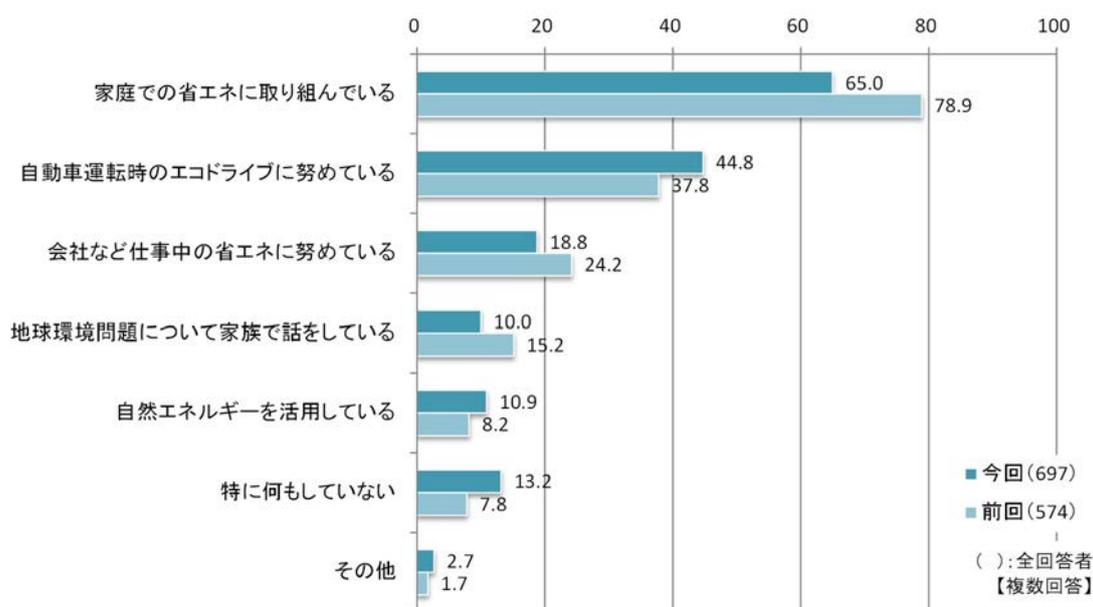
資料：寒川町環境報告書

### 【トピックス4：低炭素社会の形成に係るアンケート調査結果】

#### ■町民が日常的に行っている地球温暖化防止の取り組み

町民が日ごろの生活で取り組んでいる地球温暖化防止策は、「家庭での省エネに取り組んでいる」が6割超において取り組まれています。次いで「自動車運転時のエコドライブに努めている」が4割超となっています。

ただし、第2次計画策定時アンケートに比べ、「家庭での省エネに取り組んでいる」が減少しており、省エネ意識がやや低くなっている状況がうかがえます。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

## (4) 循環型社会の形成に関わる現状と課題

### ① 廃棄物

#### 1) ごみ排出量

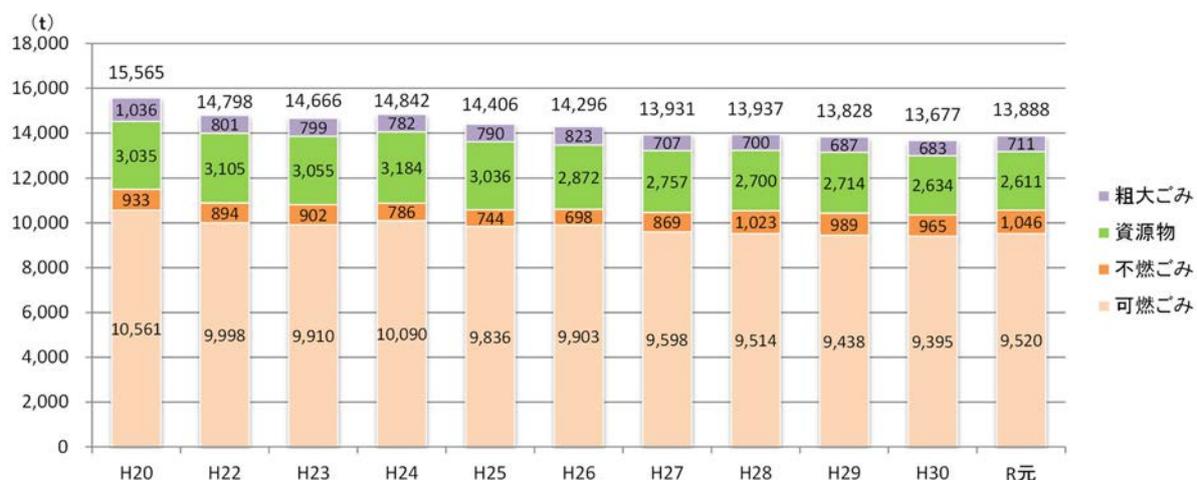
ごみ排出量は、一部の年度を除き、年々減少する傾向が続いています。

一人1日当たりのごみ排出量も減少傾向が続いています。また、県平均よりも排出量が少なく、比較的ごみ減量化の進んだ自治体と言えます。しかし、第2次計画の目標には届いておらず、今後も継続的な取り組みが求められます。

更なるごみの減量化に向けては、多くを占める可燃ごみの削減が課題となります。なお、可燃ごみの内訳は、厨芥類（食品廃棄物等）が約半数を占め、次いで紙類が多くなっています。

食品廃棄物の内訳は、食べることができる食品（直接廃棄(手つかず食品)、食べ残し、過剰除去)の廃棄が2割を占めています。近年、問題化している「食品ロス」の観点からも削減が求められます。

食品ロスについては、広報さむかわによる「3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）」を周知しているほか、調理くずを出さないエコクッキングを実施するとともに、食品廃棄物を減量するキューロ（消滅型生ごみ処理器）の販売を平成26年より始めており、継続的な取り組みが求められます。

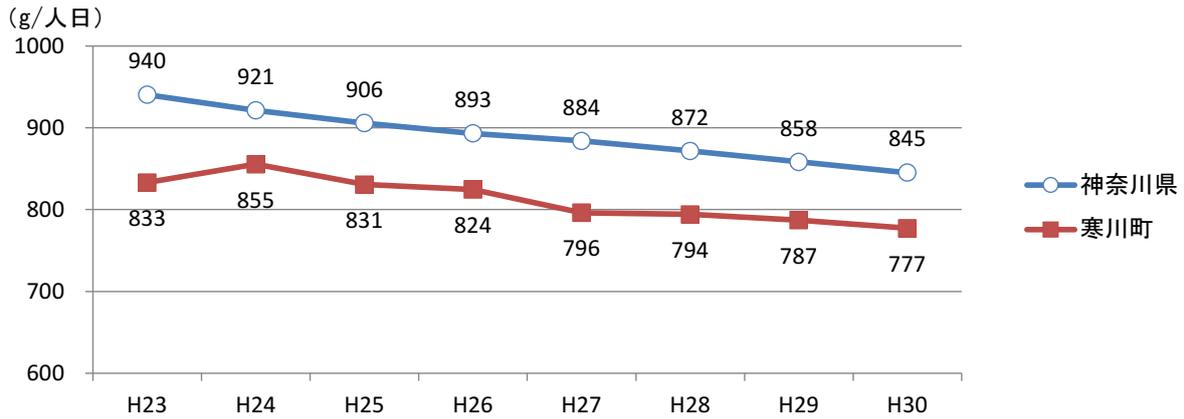


図一 ごみ総排出量

資料：寒川町環境報告書



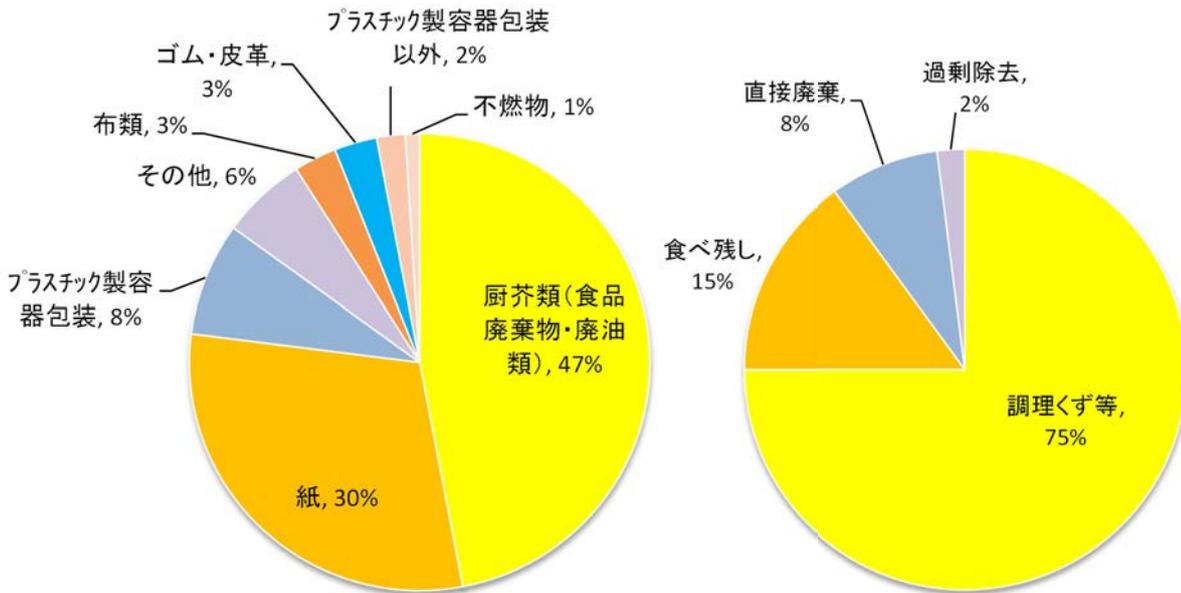
写真一 ごみを出さない調理法を学ぶエコクッキング



※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書  
一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図一一人1日当たりのごみ排出量



資料：寒川町環境報告書

図一可燃ごみ組成分析

図一食品廃棄物の排出割合

表一廃棄物（ごみ排出量）関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	841	855	831	824	796	794	787	777	784	760
焼却灰発生量 (t)	1,753	1,871	1,565	1,615	1,699	1,615	1,558	1,582	1,481	1,443

資料：寒川町環境報告書

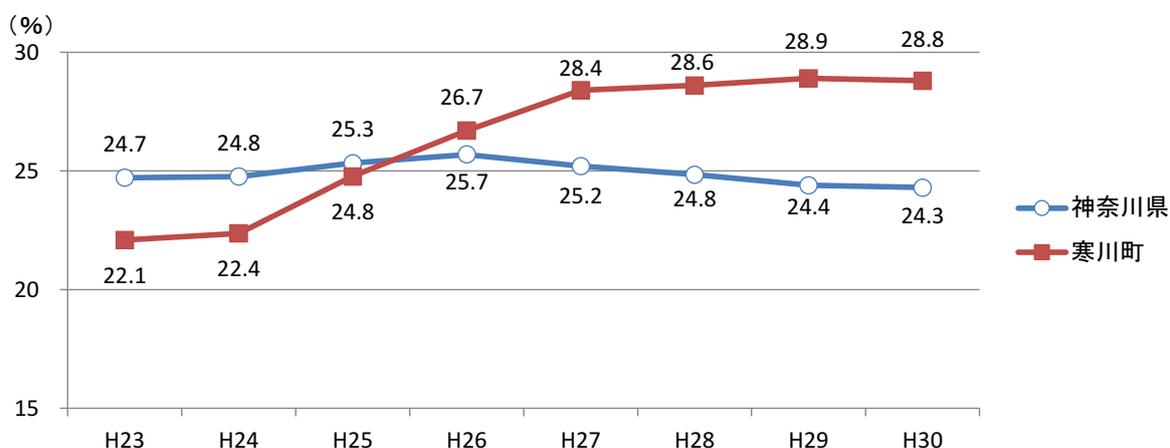
## 2) リサイクル

町のリサイクル率は、かつては県平均を下回っていましたが、焼却灰の溶融化が開始された平成 25 年度以降、大きく増加し、平成 27 年度には県平均を上回りました。その後、増加傾向を維持していることから、比較的リサイクルの進んだまちとなっています。

一方、可燃ごみには、紙類、プラスチック類等の資源化が可能なごみが混在している状況となっています。また、リサイクル率はまだ第 2 次計画の目標には届いておらず、一層の分別の徹底を図っていく必要があります。

町では「不用品登録制度」を設け、不用となった再利用できる物品を収集・紹介するほか、フリーマーケットの開催等を行っています。これらの取り組みについて周知・広報を強化するなど、協働や参加を広げていく必要があります。

また、「マイクロプラスチック」による河川や海洋の汚染など、廃棄物に伴う新たな環境問題も生じており、今後、プラスチックごみの削減等への取り組みを広げていく必要もあります。



※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書  
一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図ーリサイクル率

表ーリサイクル関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
フリーマーケット出店数 (店舗)	276	286	308	298	260	315	161	272	186	266 店舗の維持
「不用品登録制度」の年間利用者数(件)	29	62	53	56	28	39	36	31	31	40 件以上
リサイクル率 (%) (総資源化量/総排出量)	22.2	22.37	24.8	26.7	28.4	28.6	28.9	28.8	27.6	31.4

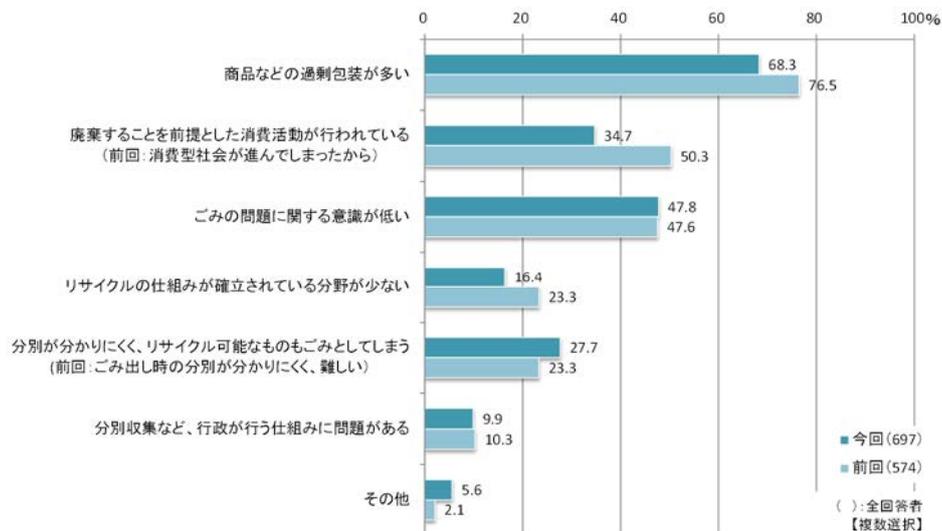
資料：寒川町環境報告書

## 【トピックス5：循環型社会の形成に係るアンケート調査結果】

### ■町民が考えるごみの量が増えてしまう原因

町民が考えるごみの量が増えてしまう主な原因は、「商品などの過剰包装が多い」ことが原因として大きいと考えられています。

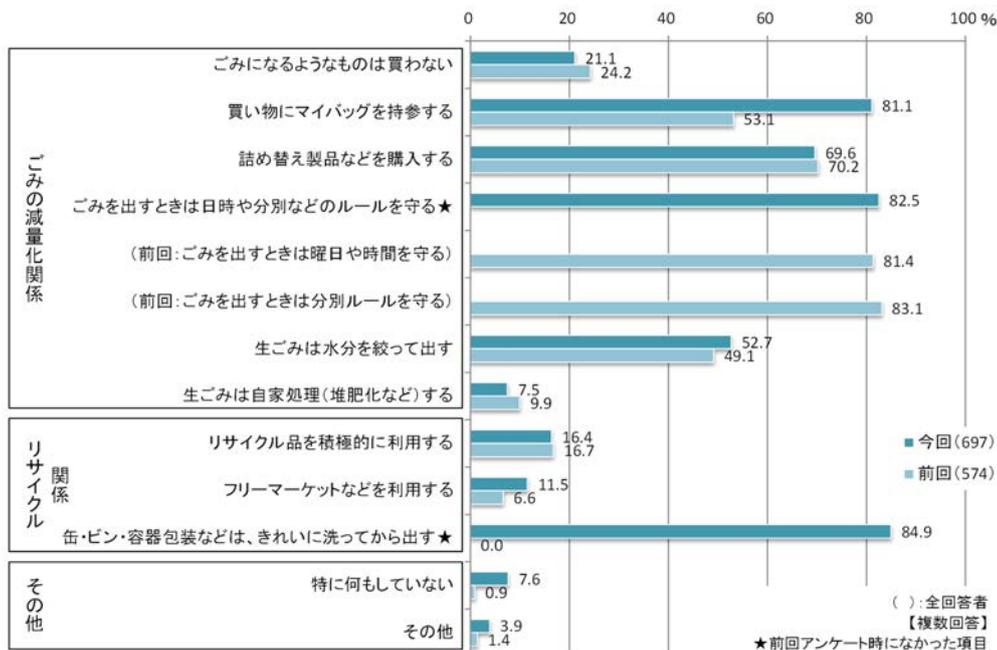
また、「ごみの問題に関する意識が低い」、「廃棄することを前提とした消費活動が行われている」など、消費側の意識不足、使い捨ての習慣等も問題と考えられています。



※令和2年4月調査結果

### ■町民が実施しているごみ減量やリサイクルの取り組み状況

町民が日ごろ行っているごみの減量化の取り組みは、「ごみを出すときは日時や分別などのルールを守る」、「買い物にマイバッグを持参する」が多く、どちらも8割超と広く町民が実施している状況がうかがえます。特に「買い物にマイバッグを持参する」においては第2次計画策定時アンケートから大きく増加しており、定着の広がりが見られます。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

## (5) 快適なまちの形成に関わる現状と課題

### ①身近な緑

町では、身近な緑、散策・レクリエーション等の場として都市公園の整備を行っており、令和2年3月現在、街区公園32箇所、近隣公園1箇所、地区公園1箇所、運動公園1箇所、都市緑地4箇所、緑道4箇所、計43箇所の都市公園が整備済みとなっています。

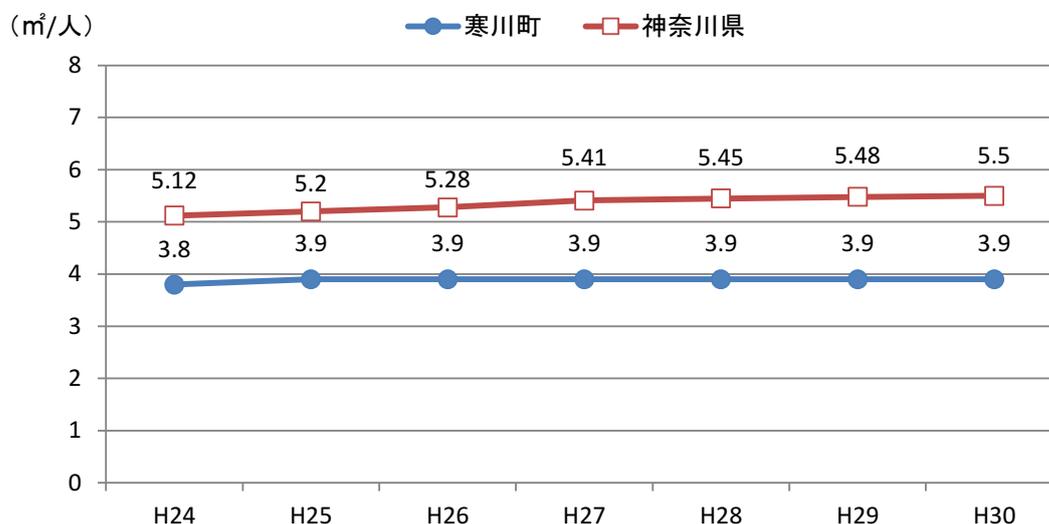
1人当たりの公園面積をみると、県平均よりも低い整備水準にあるものの、当面は整備よりも保全に主眼を置くとともに、街路樹や公共施設・民有地の緑化等、町中の緑の充実に努めていきます。

また、町では町民との協働による公園等の維持管理に取り組んでいますが、緑化活動ボランティアは近年、減少傾向を示しており、団体の支援を充実する等、活動基盤の向上に努めていく必要があります。

表一公園・緑地関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
都市計画区画面積に 対する緑地の割合(%)	28.8	28.8	28.8	28.8	27.9	27.8	27.8	27.8	28.2	31%以上
1人当たりの公園面積(m <sup>2</sup> )	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4
緑化活動ボランティア(人) (川とのふれあい公園花壇育成者)	26	25	25	25	21	21	19	17	12	30

資料：寒川町環境報告書



※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書、1人当たり公園整備面積（神奈川県）

図一 1人当たり公園面積の推移

## ②水辺環境

本町を流れる相模川、目久尻川、小出川等の河川は、様々な生きものの生息を支える自然環境の基盤になります。また、まちなみに潤いをもたらすとともに、町民の憩いの場としても貴重な環境を提供しています。

町では、県の河川整備に際して自然環境に配慮した多自然型護岸の整備を要望することにより、生息する魚類の種数が増加するなど、生きものの生息環境の創出を図っています。今後も多自然型護岸の整備に取り組むとともに、より生態系に配慮した河川環境の整備・管理を検討するほか、親水護岸の整備を行うなど、水辺に親しめる場の充実に取り組んでいく必要があります。

また、町では、さむかわエコネットとの協働等により、町民が水辺に親しみ、自然保全への関心・知識を高める機会として、河川の維持管理や環境学習等の様々なイベントを実施しています。河川に親しむイベントは年間約20回行われるなど定着していますが、やや減少している状況もうかがえ、主催団体等との連携強化や支援策を検討するなど、活動基盤の充実に取り組んでいく必要があります。

表一 水辺環境関連の環境指標

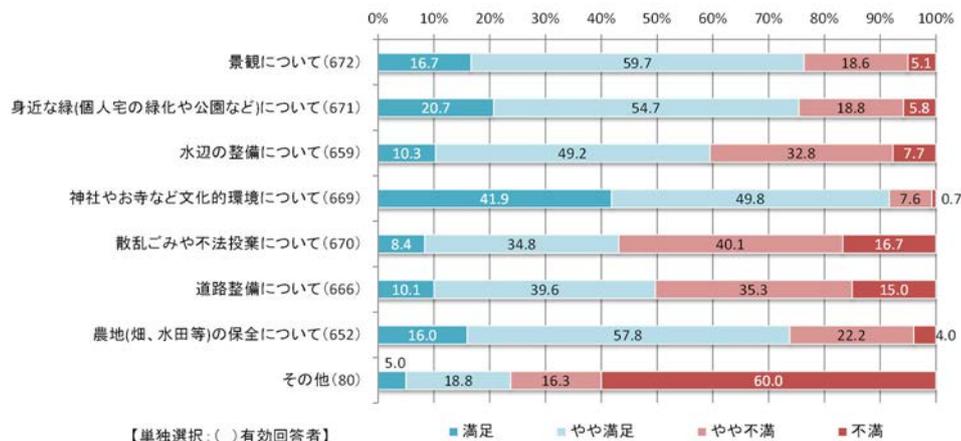
環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
河川を利用した事業実施回数 (他団体との連携含む)(回)	1	21	21	36	19	21	17	18	13	2回以上
多自然型川づくり等による整備 延長(m)(/町内河川延長)	320 (/3,100)	2,046 (/3,852)	2,166 (/3,852)	2,273 (/3,852)	2,479 (/3,852)	2,529 (/3,852)	2,529 (/3,852)	2,692.9 (/3,852)	2,692.9 (/3,852)	現状より 増やす
親水護岸の箇所数(箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3

資料：寒川町環境報告書

### 【トピックス6：快適なまちの形成に係るアンケート調査結果】

#### ■町民の身近な都市環境に対する満足度

町民の住まい周辺の都市環境に対する満足度は、「神社やお寺など文化的環境」について肯定的回答（満足、やや満足）が9割を占め、特に高く評価されています。また、「景観」、「身近な緑(個人宅の緑化や公園など)」、「農地(畑、水田等)の保全」も肯定的回答が7割以上あり、公園や宅地・農地等の緑と景観についての評価も高くなっています。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

### ③環境美化・道路

町の環境美化については、「寒川町住みよい環境を育てるまちづくり条例」によりポイ捨てやペットの糞の始末等の迷惑行為を禁止し、罰則規定を定め、広く啓発に努めており、ポスター募集やキャンペーン等の取り組みを継続していく必要があります。

また、町ではまちぐるみ美化運動や自主的な美化活動への支援を行うなど、町民と協働した美化活動を積極的に展開し、年間 60～70 回程の活動が行われていますが、第 2 次計画の目標には達しておらず、団体の支援・育成など、活動体制を強化していく必要があります。

不法投棄に関しては、町内の協力企業や県などと連携し、不法投棄パトロールを毎月（4 月を除く）実施するとともに、監視カメラの設置に取り組んでいます。近年では、3 箇所の確認に抑制されてきており、引き続き監視を継続していく必要があります。

道路については、歩きやすく、ゆとりある町道整備を進めており、引き続き継続していく必要があります。

表一環境美化・道路関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	達成目標 (R2)
電線共同溝整備道路 指定区間延長(m)	541	541	541	541	541	541	541	541	541	現状より 増やす
不法投棄パトロールによる 不法投棄確認箇所(箇所)	10	4	3	3	3	3	3	3	3	0
自主的な環境美化活動 の回数(回)	64	69	73	73	69	45	56	60	50	82
町道維持工事着手率 (%) (90 路線)	10 (H24)	10.0	11.1	33.3	46.6	60.0	73.3	84.4	93.3	100

資料：寒川町環境報告書



写真一不法投棄の監視カメラ

## (6) その他（参加と協働など）

### ①環境情報の発信

町では、環境に関する情報提供として、「広報さむかわ」、「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」及び町のホームページを介した情報発信を継続的に行っています。第2次計画策定以降、環境関連記事の掲載は「広報さむかわ」では75～98件／年、ホームページでは60～154回／年と、いずれも第2次計画の達成目標を上回る実績となっています。

また、総合図書館、総合体育館において環境企画展示を実施しているほか、寒川広域リサイクルセンターではさむかわエコネットの活動や、環境関係の資料の常設展示コーナーを設けています。

これら環境情報の発信を継続していくとともに、社会動向の変化等をとらえ、より効果的な情報提供ができるよう、内容の更新・充実に努めていく必要があります。

表－環境情報発信関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境コーナーの設置(箇所) (常設箇所の設置及び管理)	0	2	2	2	2	2	2	2	1	1
環境コーナーの設置(箇所) (企画展示等の毎年実施)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	1
広報紙での環境関連記事 掲載件数(件)	50	82	87	75	81	98	77	86	77	50以上 を維持
環境関連情報ホームページ の更新回数(回) (環境課のみ)	25	85	104	80	60	142	154	76	83	24以上 を維持

資料：寒川町環境報告書



写真－環境コーナー

## ②環境教育・環境学習

町では、町民が環境への関心を高め、実感・体験する機会として、町と環境団体との連携のもと、様々な環境学習講座、自然観察会、見学会などのプログラムを実施しています。

これらプログラムへの参加人数は、平成29年度に環境フェスティバルの参加人数が大幅に増加したこと等により総数が大きく増加しましたが、平成30年度、令和元年度ではやや減少しています。

環境学習講座等は、第2次計画における目標を大きく上回る実績をあげており、今後も、町民のニーズに即したプログラムの充実のほか、多くの町民の参加を促す工夫や広報の強化等に努めていく必要があります。

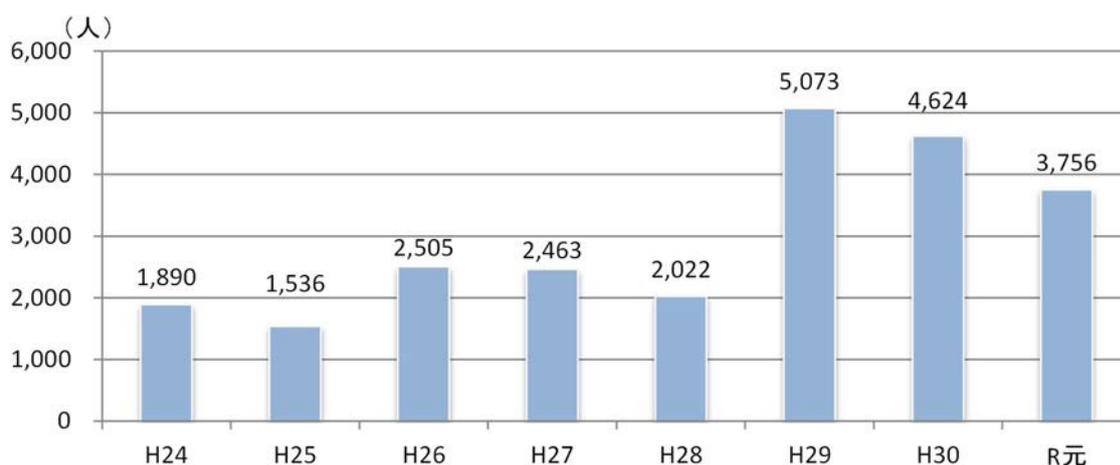
学校教育では、「総合的な学習の時間」や「生活科」を中心に環境教育に取り組み、地球温暖化・ごみ減量・リサイクルなどに関する体験学習等を行っています。

今後は、学校教育・生活を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着など、より実践的な行動に自発的に取り組むための認識や知識が学べるよう、環境教育の充実に努めていく必要があります。

表一 環境教育関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境学習講座や自然観察会の参加人数 (環境課事業)(人)	64 (H21)	1,890	1,536	2,505	2,463	2,022	5,073	4,624	3,756	120 以上

資料：寒川町環境報告書



資料：寒川町環境報告書

図一 環境学習講座や自然観察会の参加人数 (環境課事業)

### ③環境活動

町では、町・町民・事業者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で心がけるべき環境行動を「環境行動指針」（町民編、事業者編、行政編）により啓発を行っています。

町内中小事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001等）認証制度取得支援を行っています。近年、取得事業者数は横ばいとなっています。この要因を踏まえた上で、今後の支援の在り方等を検討する必要があります。

町民の環境保全活動としては、自主的な環境美化活動や、相模川美化キャンペーン、町内一斉のまちぐるみ美化運動を実施しており、参加者数は平成29年度まで増加傾向にありましたが、平成30年度以降は減少しています。主に美化キャンペーン以外の活動がやや停滞しており、広報や周知方法等、広く参加を促す取り組みを進めていく必要があります。

また、町では、町民、事業者、行政が協働して環境保全活動に取り組む組織として「さむかわエコネット」を設立し、各種イベントへの参加、環境学習や自然観察の森の整備、ホテル復活プロジェクト、湧水・水質・各種生きもの調査などに取り組んでいます。

さむかわエコネットへの登録人数は、近年、ほぼ横ばいとなっており、町民団体等との連携を強化するほか、環境講座等を活用して新たな人材を発掘・育成するなど、組織の強化・充実に取り組んでいく必要があります。

表一 環境活動関連の環境指標

環境指標の項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)	
町内事業者の環境マネジメントシステム導入社数(社)	60	64	63	65	65	65	51	50	50	69	
環境美化活動の参加人数・実施団体数	参加人数	3,894	4,026	4,051	4,785	5,072	5,513	5,558	4,771	4,580	4,673
	実施団体	27	40	42	44	32	33	38	34	41	33
さむかわエコネット登録人数 ※毎年度末の会員数(人)	28	37	33	30	27	31	32	31	32	37	

資料：寒川町環境報告書



資料：寒川町環境報告書

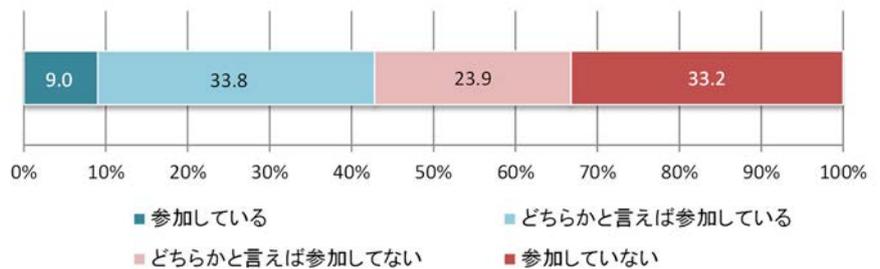
図一 環境美化活動参加者数・参加団体数

## 【トピックス7：参加と協働に係るアンケート調査結果】

### ■町民の環境活動への参加状況

町民の日常生活での環境活動への参加状況については、参加している（「参加している」と「どちらかと言えば参加している」の計）が約4割、参加していない（「参加していない」と「どちらかと言えば参加していない」の計）が約5割と、参加していない層がやや多くなっています。

「参加している」は約1割であり、積極的に参加している層は限られていることがうかがえます。また、「参加していない」は約3割あり、町民の約1/3が参加に消極的、または参加が困難な層となっていることがうかがえます。



【単独選択：有効回答者＝689】

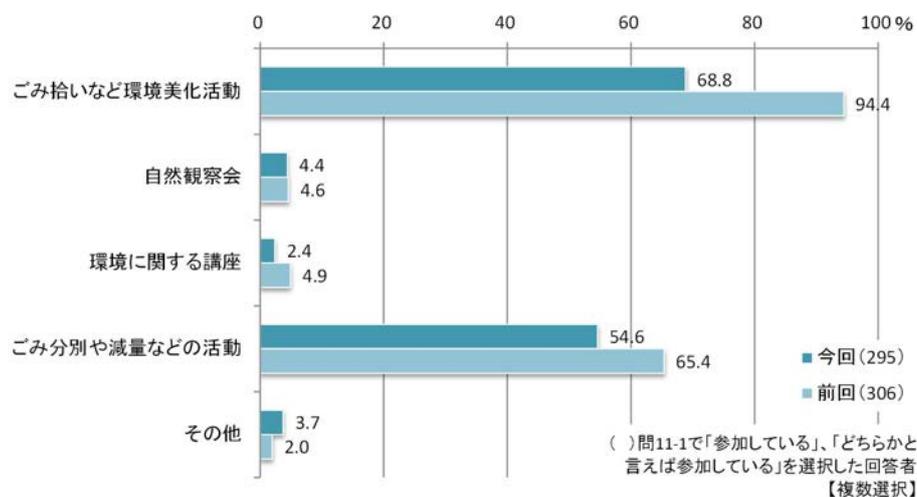
※令和2年4月調査結果

### ■町民が参加している環境活動の内容

町民が参加した環境活動の内容については、「ごみ拾いなど環境美化活動」、「ごみ分別や減量などの活動」が特に多くなっています。

ただし、第2次計画策定時のアンケートに比べると、上記両項目の参加割合は減少しており、以前と比べると環境美化・ごみ関連活動への参加意欲の低下がうかがえます。

「環境に関する講座」、「自然観察会」への参加者はごく限られています。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

## 第3章 寒川町が目指す望ましい環境像

### 1. 寒川町が目指す望ましい環境像

本町は概ね平坦な地形ですが、これまでの地域の暮らしや産業の発展の舞台は、相模川、目久尻川、小出川などの河川や、それらを取り巻く河川敷や樹林地、田園の緑潤う自然の中でありました。

そして、近年では、さがみ縦貫道路の全面開通による交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区を中心とする計画的なまちづくりにより、より利便性が高く生活しやすい都市として、まちの姿が変化しつつあります。

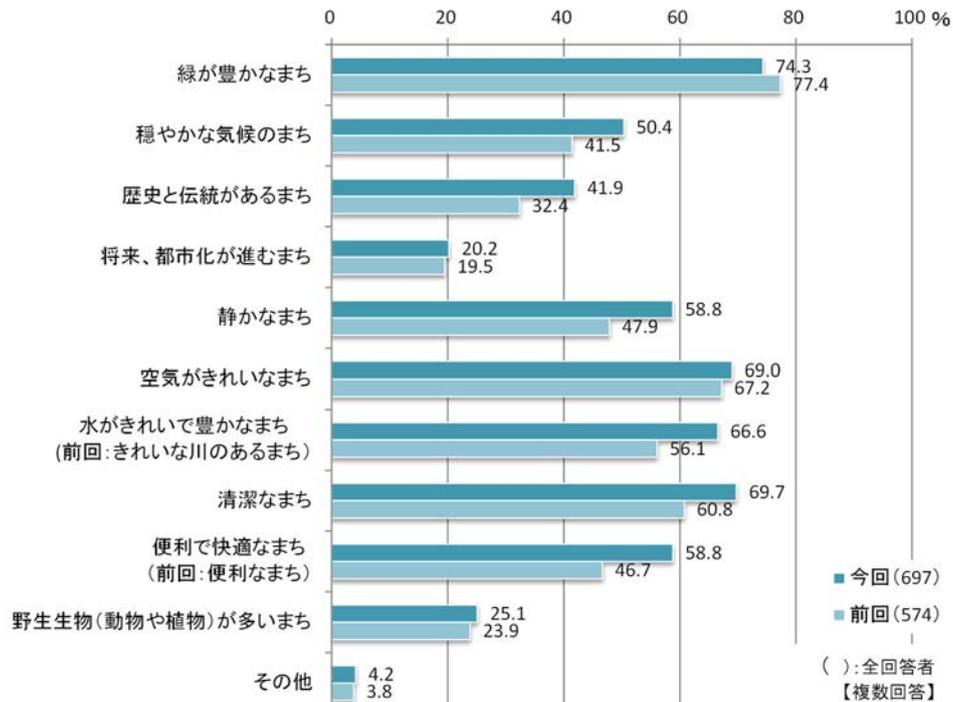
そのような中で、アンケート調査を見ると、町民の町に対する評価や意向は、都市化を望む声よりも、自然環境が豊かであること、そしてそれが将来に続いていくことを望んでいることがうかがえます。

#### 【トピックス8：望ましい環境像に係るアンケート調査結果】

##### ■町の望ましい環境像に対する町民の意向

まちの将来の姿について多くの町民は、「緑が豊かなまち」、「清潔なまち」、「水がきれいで豊かなまち」、「空気がきれいなまち」となることを望んでいます。

また、「静かなまち」、「便利で快適なまち」への要望も比較的高い結果となっています。



※令和2年4月調査結果

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合があります。

本町の地域特性は、前述のように自然環境が豊かであるところですが、その自然は緑を中心に都市化により徐々に減少している状況にあります。一方で、都市化にあたっては環境への配慮に留意されるとともに、環境団体と連携した自然環境の保全、創出活動も盛んに行われており、自然と共生したまちづくりが展開されているところです。

エネルギーやごみ問題に目を向けると、町民の意識、環境の現状とともに、都市化による環境への負荷が顕在化、懸念されているところですが、町民生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を中心に足元からの取り組み、まちづくりにおける環境配慮が積極的に実践されており、リサイクル率の向上などをはじめ、その効果も徐々に表れてきています。

寒川町総合計画 2040 で示されたまちの将来像は「つながる力で 新化するまち」であり、「心豊かな暮らしが出来るまち」、「人口減少など新しい時代に対応する持続可能な新たなまち」などを実現し、幸福度が高いまちを目指しています。

このような新たな価値観に基づくまちづくりにあたっては、本町の歴史の中で育まれた良好な環境を基調に置いたまちであってこそ実現されるものと考えられます。

これらのことを踏まえ、町が目指す望ましい環境像を『環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ』とし、この環境像の実現を目指した町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進していくものとします。

#### ■寒川町が目指す望ましい環境像

環境と人が共生し、  
次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち  
さむかわ

- ※ “新化”とは、町民同士、または町民と行政などの様々な「つながり」によって、新たな考え方や手法を生み出し、進んでいくことを意味した寒川町独自の言葉として表現しています。
- ※ 上記は、上位計画の「寒川町総合計画 2040」におけるまちの将来像である「つながる力で 新化するまち」との整合を図っています。

## 2. 計画が対象とする環境の範囲

寒川町環境基本条例では、施策の策定に当たって以下の事項の確保（要約）が求められています。

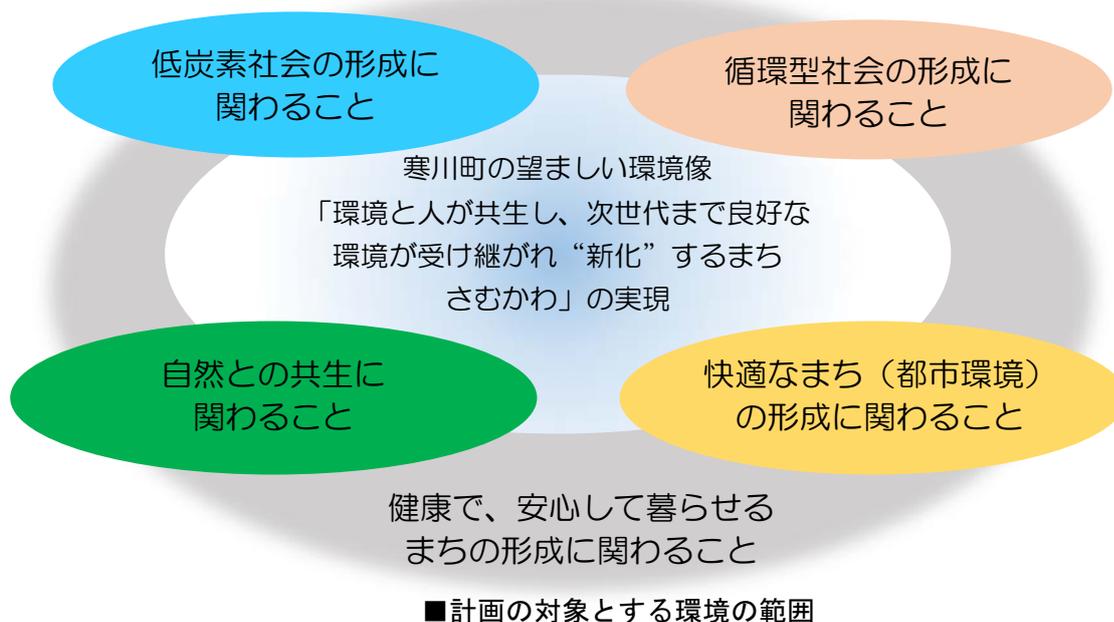
- ・人の健康が保護され、生活環境が保全されるための必要な措置を講じる。
- ・自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保する
- ・うるおいと安らぎのある都市環境を創造する。
- ・日常生活や事業活動による環境への負荷の低減を図る。
- ・地球温暖化対策を推進する。

一方で、「持続可能な社会の形成」にあたっては、「健康で安心な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現することにより形成されるものと言えます。

これらのことを踏まえ、本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

### ■計画が対象とする環境の範囲の具体的な内容

●健康で、安心して暮らせるまちの形成に関わること	日常生活活動に関わる環境について取り扱います。都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素や、災害・事故時等の環境対策に係る要素が含まれます。
●自然との共生に関わること	動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に係るような要素が含まれます。
●低炭素社会の形成に関わること	地球温暖化対策に関わる省エネルギーや再生可能エネルギー利用の推進、気候変動への適応について取り扱います。温室効果ガス排出量の削減など、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷の低減に係る要素が含まれます。
●循環型社会の形成に関わること	ごみの減量やリサイクル対策、適正処理に関わる取り組みについて取り扱います。また、水循環の確保や水資源の保全に係る要素も含まれます。
●快適なまちの形成に関わること	快適な都市環境づくりについて取り扱います。まちの景観や、都市の中の緑や水辺の創出、秩序ある都市づくりに係る要素が含まれます。



### 3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）

町が目指す望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針による「計画の体系」を以下に示します。これらの基本目標に資する町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進、促進していくものとします。

#### 【望ましい環境像】

環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ

#### 【基本目標1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

取り組み方針

- ① 空気と水をきれいにする
- ② 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する
- ③ 災害・事故時等の生活環境対策を推進する

#### 取り組み方針

- ① 都市の中の水辺や緑を創出する
- ② 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する
- ③ 清潔で美しいまちをつくる

#### 【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

#### 取り組み方針

- ① ごみの減量化や資源化を推進する
- ② ごみの適正管理・適正処理を推進する
- ③ 水が循環するまちをつくる

#### 【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

#### 取り組み方針

- ① 省エネルギーを推進する
- ② 再生可能エネルギーの利用を推進する
- ③ 気候変動の影響に適応したまちをつくる

#### 【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

#### 取り組み方針

- ① 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する
- ② 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する
- ③ 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

#### 【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

#### ■計画の体系

## 第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み

第3章に示した町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を実現するための取り組みを次頁以降に示します。

なお、各取り組みは、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取り組みとしても位置付け、地球市民の一員である寒川町も世界的な目標の達成に寄与するものとします。基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示していきます。

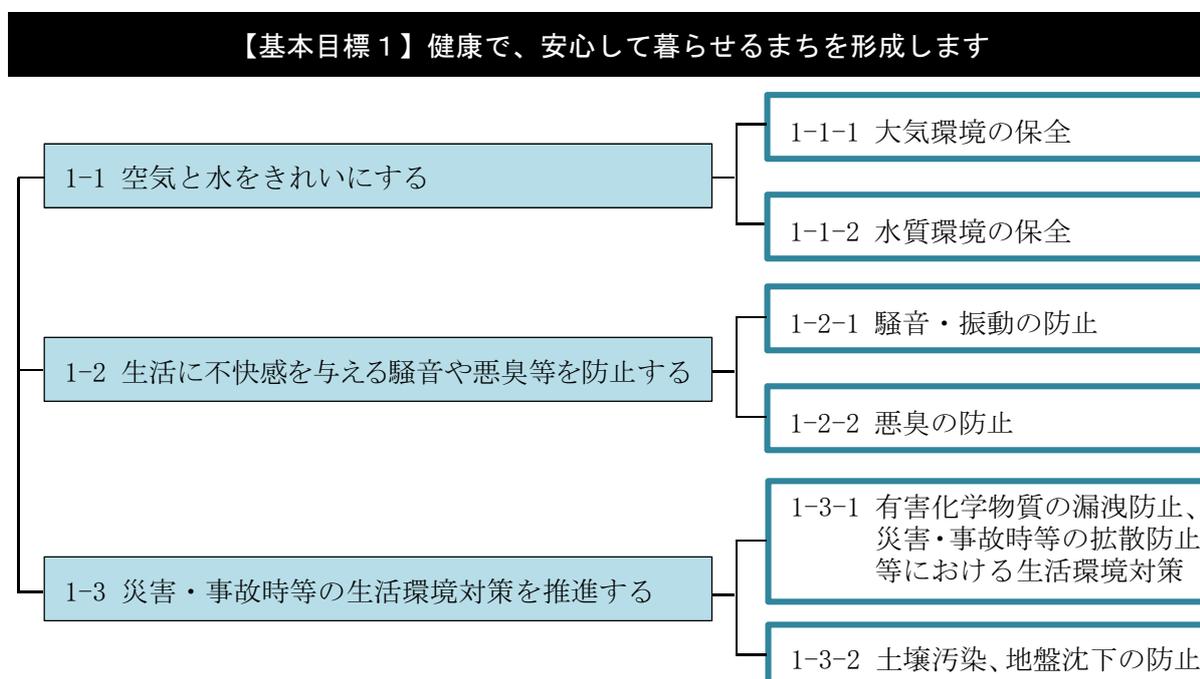
### 【参考】SDGs（エスディージーズ）とは

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



## 【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

### (1) 取り組みの体系



#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGs の 17. 「パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

## (2) 取り組みの内容

### 1-1 空気と水をきれいにする

#### 【町の取り組み】

##### 1-1-1 大気環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所等からの大気汚染防止を推進します	県と連携して大気汚染防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	屋外焼却（野焼き）について法令等に基づく規制・指導を徹底するとともに、屋外焼却防止の普及・啓発を推進します。
自動車からの排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの促進とノーカーデーを呼びかけます。
	燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車や次世代自動車の利用を促進します。
大気汚染に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の大気環境に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における大気汚染の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、大気汚染関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

##### 1-1-2 水質環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所からの水質汚濁防止を推進します	県と連携して水質汚濁防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	公共下水道へ接続する工場・事業所からの排水について水質検査を行います。
	水質事故・水質汚濁の原因究明と発生防止に努めます。
生活排水対策を推進します	生活排水に対する配慮についての情報提供を行います。
	下水道事業計画に基づいた計画的・効率的な下水道の整備を進めます。
	公共下水道への接続を促進します。
	老朽化した下水道の計画的な維持管理・整備を進めます。
農業排水対策を推進します	農業排水に関連する指導や啓発等を実施します。

施策の方向性	具体的な取り組み
水質汚濁や地下水汚染に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の河川等の水質に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における水質汚濁の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、水質汚濁関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

### ■空気と水をきれいにするための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
NO <sub>2</sub> の各測定箇所での環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
SPMの各測定箇所での環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
町内における電気自動車導入累積台数	68台	88台	108台	128台
工場、事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測 77.8%	100% 100%	100% 100%	100% 100%
公共下水道人口普及率	93.19%	94.60%	95.72%	96.85%
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	98.09%	98.49%	98.89%
BODの環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線 (一之宮第2排水路)	100% 29.2% 83.3%	100% 29.2% 91.7%	100% 37.5% 100%	100% 41.7% 100%
地下水の環境基準適合率	71.4%	71.4%	85.7%	100%
公害苦情件数 ・大気汚染に係る苦情件数	11件 (屋外焼却を含む)	毎年、前年度より減らす		
水質事故件数 ・水質事故に係る対応件数	5件	毎年、前年度より減らす		

#### 【町民の取り組み（例）】

- 公共下水道への接続を進めます。
- し尿の汲み取り式や単独浄化槽を合併浄化槽に更新します。(公共下水道未供用区域)
- 調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- 合成洗剤の使用を石鹼に切り換えます。
- 低公害車を積極的に導入します。
- ノーカーデーに率先して協力します。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 家の庭などでごみを燃やさないようにします。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 公共下水道への接続を進めます。
- 事業所からの排水を適正に処理します。
- 飲食業では調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- 低公害車を積極的に導入します。
- ノーカーダーの実践に努めます。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。
- 最短走行ルートを選択や共同配送の推進など物流の合理化に努めます。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。
- 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。
- 水質汚濁、地下水汚染などの実態把握、原因究明に協力します。
- 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。



写真－電気自動車

## 1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

### 【町の取り組み】

#### 1-2-1 騒音・振動の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、建設作業等からの騒音・振動の防止を推進します	騒音規制法や振動規制法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	公共工事における騒音・振動への配慮を徹底します。
道路交通騒音・振動の防止を推進します	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。
	道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。
	交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音、振動の低減対策に努めます。
	アイドリングストップをはじめとするエコドライブを促進します。 【再掲】
騒音・振動に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の騒音・振動に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における騒音・振動の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、騒音・振動関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

#### 1-2-2 悪臭の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、畜産からの悪臭の防止を推進します	悪臭防止法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	県と連携して、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく規制、基準の遵守について指導します。
悪臭に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の臭気に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における悪臭の防止に資する取り組み等について、町民や事業者へ情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、悪臭関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

### ■騒音や悪臭等を防止するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
道路交通振動の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
臭気の規制基準値の達成状況	100%	100%	100%	100%
公害苦情件数 ・騒音に係る苦情 ・振動に係る苦情 ・悪臭に係る苦情	17 件 1 件 6 件	毎年、前年度より減らす		

#### 【町民の取り組み（例）】

- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 駐車場での不要なアイドリングやクラクションの使用は行いません。
- 生活騒音について、近隣の迷惑にならないよう配慮します。

#### 【事業者の取り組み（例）】

- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 保有車の点検整備などの励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。
- 工場などで使用する機械などは低騒音型・低振動型のものを採用します。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めます。
- 深夜営業飲食店では防音施設を設置します。
- 建設・解体工事を行う際は、騒音、振動、粉じんを発生させないように努めるとともに、周辺住民に工事内容を記載した文書を配布し周知します。

#### 【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。
- 駐車場での不要なアイドリングやクラクションの使用は行いません。
- レジャーにおける騒音に配慮します。

### 1-3 災害・事故時等の生活環境対策を推進する

#### 【町の取り組み】

#### 1-3-1 有害化学物質の漏洩防止、災害・事故時等の拡散防止等における生活環境対策

施策の方向性	具体的な取り組み
有害化学物質の漏洩防止や、災害・事故時等の拡散防止を推進します	県と連携してダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
	県と連携して工場・事業所等からの有害化学物質によるリスクを減らすため、PRTR制度の趣旨に基づく自主管理の徹底を図るよう指導します。
	農薬、除草剤等の適正使用や管理について指導に努めます。
	分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
	災害・事故時における有害化学物質の拡散防止等について関係機関と共に適切に対応します。
有害化学物質等に係る情報収集、情報提供を図ります	町内におけるダイオキシン類に係る調査を実施します。
	放射性物質について、必要に応じた測定を行い安全性について監視するとともに、町民に対して情報提供を行います。

#### 1-3-2 土壌汚染、地盤沈下の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
土壌汚染、地盤沈下の防止を推進します	県と連携して土壌汚染、地盤沈下を防止するため、法令などに基づく規制、基準の遵守について指導します。
土壌汚染、地盤沈下に係る情報収集を行います	町内における地盤沈下に係る調査を実施します。
	事業所による地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。

■災害・事故時等の生活環境対策を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
ダイオキシン類の 大気調査における最大値	最大値 0.031pg-TEQ/m <sup>3</sup>	環境基準値 (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) 以下の維持		
ダイオキシン類の 水質調査における最大値	最大値 0.28pg-TEQ/l	環境基準値 (1.0pg-TEQ/l) 以下の維持		
ダイオキシン類の 土壌調査における最大値	最大値 3.8pg-TEQ/g	環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下の維持		
ダイオキシン類の 底質調査における最大値	最大値 4.9pg-TEQ/g	環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下の維持		
地盤沈下の状況	2 cm以上沈下した 水準点なし (調査地点 20 地点)	年間 2 cm以上沈下した 水準点がないこと		

【町民の取り組み (例)】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。
- 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します。

【事業者の取り組み (例)】

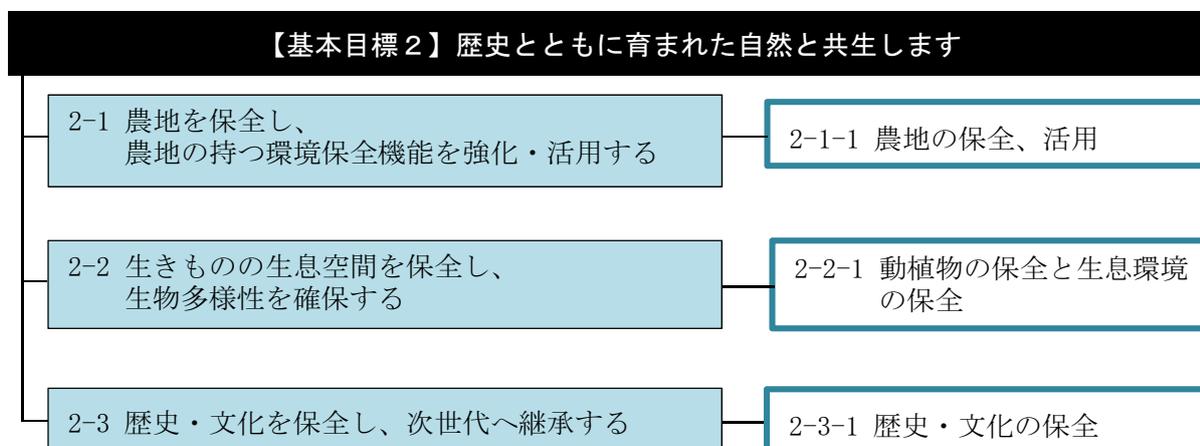
- 危険物や有害化学物質の適正管理を徹底します。
- 万一の事故発生に備えた、緊急連絡体制と被害拡大防止策の周知徹底を図ります。
- 土壌汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 農家は、有機肥料・低農薬栽培に努め、農薬・化学肥料使用量削減を目指します。
- 土壌汚染防止に関する規制を守ります。
- 土壌汚染の監視・測定の結果を見て、防止対策に取り組みます。
- 地下水汲み上げに関する規制を守ります。

【滞在者の取り組み (例)】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。

## 【基本目標 2】 歴史とともに育まれた自然と共生します

### (1) 取り組みの体系



#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさを守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGs の 17. 「パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

## (2) 取り組みの内容

### 2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する

#### 【町の取り組み】

##### 2-1-1 農地の保全、活用

施策の方向性	具体的な取り組み
貴重な自然資源である農地を保全します	遊休農地の解消に努めます。
	農地の認定農業者等への集約化を推進します。
	地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します。
	地産地消を推進します。
	エコファーマー制度の登録・認定に関する普及啓発を推進します。
	家庭菜園の利用を促進します。
	農業体験を支援します。
農地の持つ環境保全機能を強化し、活用します	環境保全型農業を推進します。
	農地の持つ、生物多様性・貯水・気温調整等の役割を活用します。

#### ■農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
遊休農地面積	3.47ha	3.3ha	3.2ha	3.1ha
農産物直売施設数	24箇所	24箇所(現状維持)		
家庭菜園区画数	179区画	179区画(現状維持)		
エコファーマー認定農家数	5戸	5戸(現状維持)		

#### 【町民の取り組み(例)】

- 地元の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 家庭菜園を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。
- 農業体験等への参加を通じて農業への理解を深めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

#### 【事業者の取り組み(例)】

- 農業後継者の育成に努めます。
- 安全な食料の生産と流通に努めます。
- 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱います。
- 農産物のPRなどにより、農産物の地域内流通を進めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

- 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します。
- 農業の振興のための積極的なPRを図ります。
- 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みます。

#### 【滞在者の取り組み（例）】

- 寒川産の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。



写真一 之宮愛児園の園児を対象とした芋の苗植え・収穫体験

## 2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する

### 【町の取り組み】

#### 2-2-1 動植物の保全と生息環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
多様な生物が生息・生育する環境を保全・創出します	みどりの基本計画に基づき緑や水辺を保全・創出します。
	緑地・河川・湧水等の自然環境の維持・保全に努めます。
	自然観察ができる場所の整備に努めます。
	保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます。
	町民参加による樹林・樹木の維持・管理活動への支援を行います。
	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます。
	緑地の保全やまちの中の緑化を推進します。
まちの自然を知り、触れ合い、保全する意識の向上を図ります	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。
	樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します。
	自然とふれあう散策路を整備します。
	自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。
環境教育・環境学習を推進します	環境教育・学習に係る先進的な取り組み事例を研究し、学校や家庭、地域での取り組みに反映します。
	学校への環境学習に係る出前授業、教材提供を行います。
	環境イベントの実施や環境に関する講演会などを実施します。

#### ■生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
自然環境保全地域面積	11.1ha	11.1ha (現状維持)		
保存樹林面積	15,338 m <sup>2</sup>	15,338 m <sup>3</sup> (現状維持)		
保存樹木指定本数	47本	48本	49本	50本
環境学習講座や自然観察会への参加人数	3,756人	3,800人	3,850人	3,900人

### 【町民の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。
- 自然観察会などに積極的に参加し、生きものに関する知識を高めます。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- ペットや観賞目的の生きものを野生化させたり、魚や昆虫などを他の地域から移入しません。
- 保存樹林・保存樹木の保全に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。
- 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加します。
- 野生動植物の分布や生態調査に協力します。
- 「さむかわ生き物かんさつマップ」を活用して、本町の生きものを観察します。
- アライグマやハクビシン、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）などの外来種の駆除に協力します。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。
- 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。
- 工事によって改変される自然は可能な限り工事完了後には復元します。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全します。
- 地域の自然やみどりの保全活動に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。
- 敷地内に残る自然や植樹したみどりを開放するなど、地域の自然との触れ合いの場、環境学習の場としての活用に関心を持ちます。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。



写真－スクミリンゴガイ

#### ※スクミリンゴガイ

俗にジャンボタニシと呼ばれる外来種の巻貝で、もともとは食用として日本に持ち込まれ、養殖場から流出して野生化したと言われています。

雑食性で柔らかい物を好むことから、特に田植え直後の苗（生長して堅くなった稲は食べない）や、れんこんの若芽を食べ散らかします。

## 2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

### 【町の取り組み】

#### 2-3-1 歴史・文化環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
貴重なまちの歴史・文化を保全します	重要文化財や埋蔵文化財を保全します。
	本町の貴重な文化遺産を保護・継承していくために、町民が郷土の歴史や伝統に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護意識の啓発・普及を図ります。
	本町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、講座や企画展示の開催、刊行物の発行等の情報発信を行い、その活用を図ります。

#### ■歴史・文化を保全し、次世代へ継承するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町内の指定・登録文化財の件数	22 件	25 件	26 件	27 件
普及啓発活動等の参加者数	200 人	220 人	240 人	260 人

#### 【町民の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

#### 【事業者の取り組み（例）】

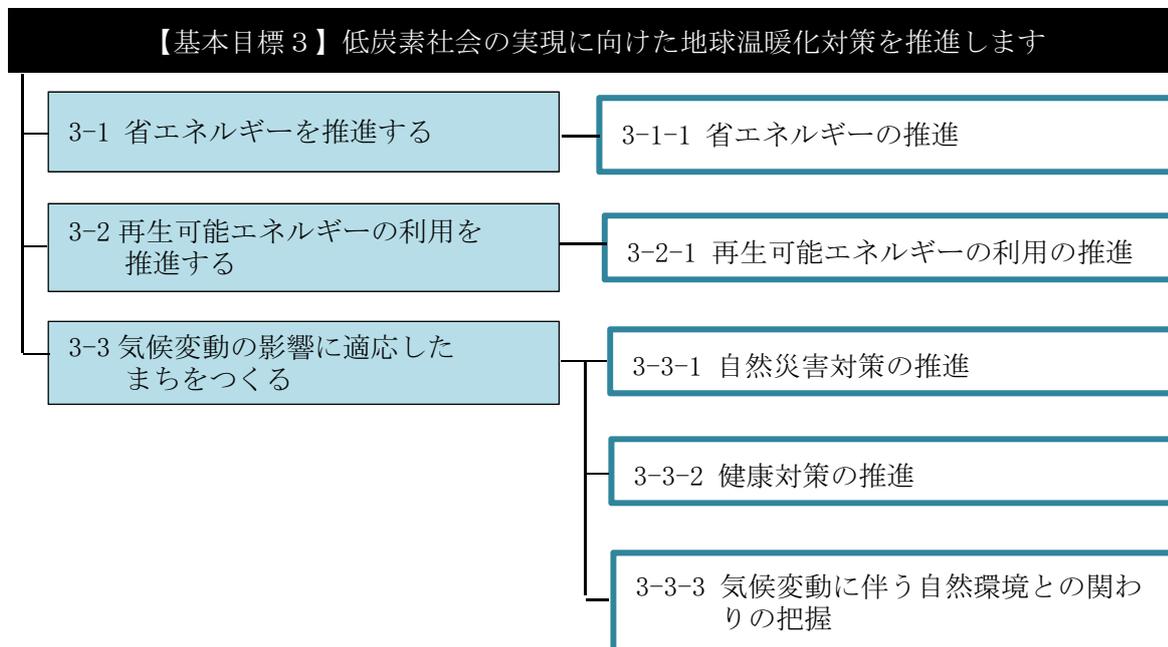
- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力します。

#### 【滞在者の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

## 【基本目標 3】 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

### (1) 取り組みの体系



#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任つかう責任」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 17. 「パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

## (2) 取り組みの内容

### 3-1 省エネルギーを推進する

#### 【町の取り組み】

##### 3-1-1 省エネルギーの推進

施策の方向性	具体的な取り組み
町民、事業者に対する省エネルギーに対する意識啓発を推進します	町民や事業者に対して、広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発を図ります。
	エネルギー利用の見える化を促進します。
	中小事業所の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。
	湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取り組みを推進します。
町の事務事業における省エネルギーを推進します	地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づく省エネルギー行動の徹底を図ります。（空調や照明の適正管理、節水等）
	公共施設の省エネ診断を実施します。
	公共施設におけるエネルギー利用の見える化を推進します。
	公用車におけるエコドライブ等を推進するとともに、更新の際にはより低公害な自動車への移行を行います。
	町の実態に即した独自の環境マネジメントシステムの導入を検討します。
省エネ機器の導入を推進します	公共施設における省エネ機器（設備、事務機器）の導入を推進します。
	家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます。



写真－親子環境バスツアー（湘南エコウェーブプロジェクト）

## ■省エネルギーを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量	5,426MWh (H25実績を基準)	5,317MWh	5,209MWh	5,100MWh
町の事務事業に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	2,681t-CO <sub>2</sub> (H25実績を基準)	2,252 t -CO <sub>2</sub>	1,823 t -CO <sub>2</sub>	1,394 t -CO <sub>2</sub>
上水使用量	5,992 千m <sup>3</sup>	現状以下の維持		

※「町の事務事業に伴う電気使用量」、「町の事務事業に伴うCO<sub>2</sub>排出量」における基準年度は、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）の基準年度と整合を図っています。

※第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）の基準年度については、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の基準年度に即して、平成25年度（2013年度）としています。

### 【町民の取り組み（例）】

- 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけます。
- 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します。（LED照明など）
- 日常生活での節水を心がけます。
- 図書館や公民館をクールシェアスポットとして利用します。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します。
- 環境マネジメントシステムの構築導入を目指します。
- 省エネルギー型の機械・設備を積極的に導入します。
- クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。
- 保有車の点検整備の励行や、アイドリングストップなどのエコドライブを行います。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。

## 3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

### 【町の取り組み】

#### 3-2-1 再生可能エネルギーの利用の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます	太陽光発電設備の普及促進に係る周知啓発を図ります。
	再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供するとともに、町独自の補助制度の検討を進めます。
公共施設における再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置を検討します。
	再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し、公共施設への導入にあたって、活用が可能か検討します。

#### ■再生可能エネルギーの利用を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	10 箇所	11 箇所以上		

### 【町民の取り組み（例）】

- 再生可能エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます。
- 家に太陽光発電など再生可能エネルギーが利用できるか調べてみるなど、導入を検討します。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います。
- 事業活動において、太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し利用します。

### 3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる

#### 【町の取り組み】

##### 3-3-1 自然災害対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
水害対策を推進します	河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
	下水道管や貯留施設等の適切な維持管理を行います。
	雨水幹線等の整備を行います。
	町民、事業者へ洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
水害に関する防災意識の向上を図ります	地域の自主防災組織の育成を促進し、防災訓練などを通じて、町民の水害に関する防災意識の向上を図ります。

##### 3-3-2 健康対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
熱中症対策を推進します	小中学校、福祉施設等におけるエアコン設置を完備するとともに、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
	熱中症予防に係る情報提供や学習講座の開催を推進します。
感染症対策を推進します	感染症リスクに関する情報提供を行います。
	学校や保育所等における児童や園児の手洗い励行や給食の衛生管理の徹底を図ります。

##### 3-3-3 気候変動に伴う自然環境との関わりの把握

施策の方向性	具体的な取り組み
生態系の変化を把握します	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。【再掲】
	気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

#### ■気候変動の影響に適応したまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
自主防災訓練の実施回数	21回		22回	

### 【町民の取り組み（例）】

- 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけます。
- 洪水ハザードマップを把握します。
- 防災グッズを準備します。
- 地域の防災活動に参加します。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行います。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。
- 事業活動における熱中症対策を徹底します。
- 事業所内における感染症対策を徹底します。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。



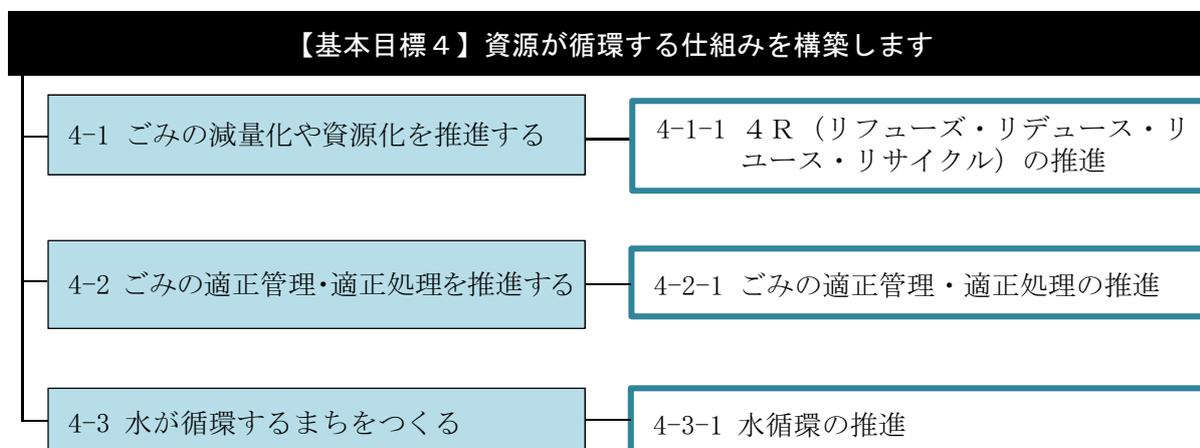
写真－寒川町洪水ハザードマップ



写真－寒川町総合防災訓練

## 【基本目標 4】 資源が循環する仕組みを構築します

### (1) 取り組みの体系



#### 【SDGs (持続可能な開発目標) との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任 つかう責任」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 17. 「パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

## (2) 取り組みの内容

### 4-1 ごみの減量化や資源化を推進する

#### 【町の取り組み】

##### 4-1-1 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの発生量を抑制します	生ごみ処理器（機）を普及推進するための広報を拡大します。
	生ごみ処理器の購入補助等によるごみ減量化を推進します。
	学校給食の残りの堆肥化など、学校での率先的なごみ減量化を推進します。
	プラスチックごみ（レジ袋）の削減につながるマイバック運動を推進します。
	可燃ごみ及び廃プラスチック製容器包装の有料袋の継続及び見直しを推進します。
	事業者に対するごみの削減を周知啓発し指導を強化します。
	食品ロスを削減するための取り組みを推進します（3010運動等）。
	ごみの発生抑制やリサイクルに関する児童向け及び自治会等への環境学習や出前講座へ職員を派遣します。
	食品ロス削減などの協力店を充実させます。
リユース・リサイクルを推進します	フリーマーケットの開催による不用品再利用を促進します。
	不用品登録制度を推進します。
	機関紙などを通じてより分かりやすいごみの出し方を周知啓発するとともに指導を行います。
	廃棄物の回収・再資源化を促進します。
	家畜が排出する排泄物のリサイクルを促進します。



写真－消滅型生ごみ処理器「キエーロ」



写真－ニコニコリサイクルフリーマーケット

■ごみの減量化や資源化を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
一人1日当たりのごみ排出量	784 g	729 g	725 g	721 g
一人1日当たり家庭系ごみ排出量	612 g	457 g	453 g	449 g
リサイクル率	27.6%	33.3%	35.8%	39.9%
一般廃棄物の年間総排出量	13,888 t	12,598 t	12,528 t	12,459 t
フリーマーケットの出店数	186 店舗	238 店舗の維持 (238 店舗は、H27 年度～R 元年度の平均値)		
「不用品登録制度」の年間利用件数(※成立した件数)	31 件	34 件	37 件	40 件

【市民の取り組み（例）】

- 生ごみ3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）を実践します。
- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 焼却灰の削減のため、可燃ごみの減量を心がけます。
- 食品ロスをなくします。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- 資源物は必ず分別して出します。
- リサイクル活動へ参加します。
- 電気製品を廃棄する際、家電リサイクル法に基づく適切な回収ルートを利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 毎月のごみ量を把握し、削減に努めます。
- 食品ロス削減などの協力店に参加します。
- リユース可能なものは、リユースを心がけます。
- レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めます。
- 廃棄物は可能な限り資源物としてリサイクルします。

【滞在者の取り組み（例）】

- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 食品ロスをなくします。

## 4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

### 【町の取り組み】

#### 4-2-1 ごみの適正管理・適正処理の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの適正管理を推進します	ごみの収集回数の適正化に努めます。
ごみの適正処理を推進します	広域化計画に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
	農業用廃棄物の適正処理を支援します。

#### ■ごみの適正管理・適正処理を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
違反ごみの収集量	5,114kg	4,900kg	4,700kg	4,500kg

### 【町民の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。

### 【事業者の取り組み（例）】

- ごみは法令に基づき適正に処理します。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。



写真－ごみの収集作業風景

## 4-3 水が循環するまちをつくる

### 【町の取り組み】

#### 4-3-1 水循環の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
まちづくりにおける水循環を推進します	農地・樹林地を保全し、地下水の涵養を図ります。
	雨水の敷地内浸透の促進を図ります。
	道路排水の地下浸透を図ります。
	雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します。
地下水に係る情報収集、情報提供を推進します	地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。【再掲】

#### ■水が循環するまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
雨水貯留施設設置助成件数 (平成 24 年度以降の累計)	35 件	55 件	71 件	87 件

### 【町民の取り組み（例）】

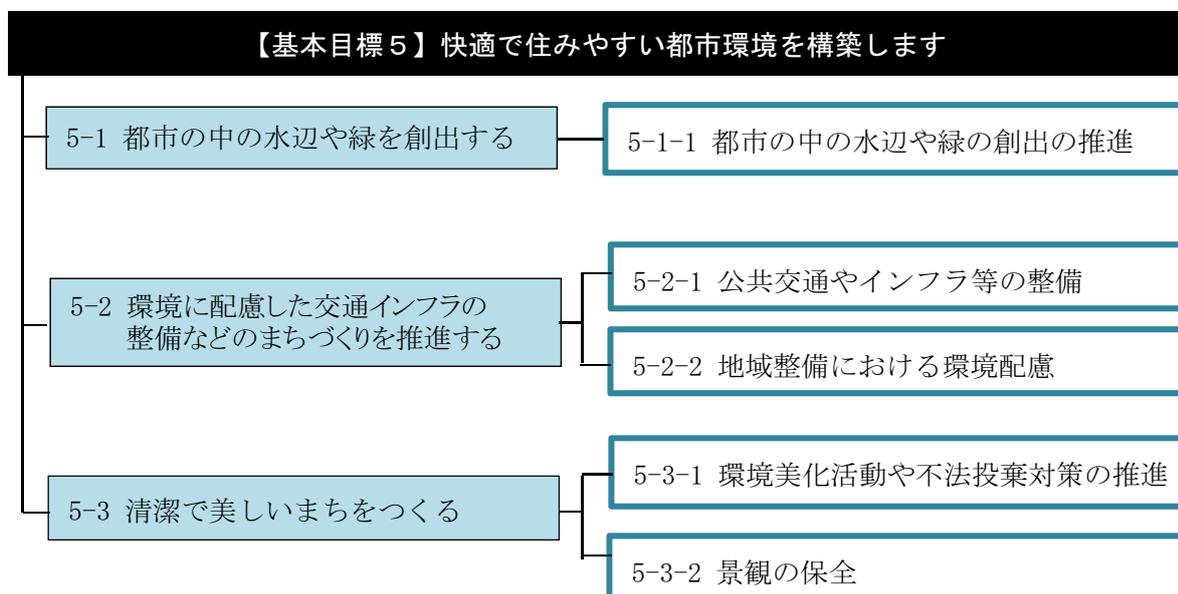
- 屋敷林を保全し、地下水の涵養に努めます。
- 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します。
- 雨水浸透枡を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します。
- 雨水浸透枡の設置などにより、地下水の涵養に努めます。
- 掘削工事にあたっては地下水保全対策を十分に行います。

## 【基本目標 5】 快適で住みやすい都市環境を構築します

### (1) 取り組みの体系



#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさも守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGs の 17. 「パートナーシップで目標を達成しよう」について

望ましい環境像を実現するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての基本目標で位置付けています。

## (2) 取り組みの内容

### 5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

#### 【町の取り組み】

##### 5-1-1 都市の中の水辺や緑の創出の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
公共施設における緑の創出を推進します	公園整備、維持管理を進めます。
	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます。
	公共施設の緑化を進めます。
町民、事業者の緑の創出を促進します	町民、事業者による緑化活動を推進します。
	開発時などにおける緑化を指導します。
潤いある水辺の創出を推進します	河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます。
	農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します。
	町内の湧水地を保全し、活用方法を検討します。
	河川沿道の緑道化を推進します。

#### ■都市の中の水辺や緑を創出するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
都市計画区域面積に対する緑地の割合	28.2%	28.2% (現状維持)		
1人当たりの公園面積	3.9 m <sup>2</sup>	3.9 m <sup>2</sup>	4.0 m <sup>2</sup>	4.1 m <sup>2</sup>
緑化活動ボランティア数	12人	16人	20人	24人
河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携を含む)	13回	17回の維持 (17回は、H27年度～R元年度の平均値)		
小出川の多自然型河川工法等による整備延長	2,692.9m	現状より増やす		
親水護岸の箇所数	2箇所	2箇所 (現状維持)		

#### 【町民の取り組み (例)】

- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 庭などに草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川沿いの散策などを通じて水辺への理解を深めます。
- 河川を汚さないようにします。
- 河川の清掃活動に協力します。
- 遊歩道など水辺とふれあえる場所を積極的に利用します。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します。
- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 敷地内の緑化に努めます。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川の清掃活動に協力します。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 水辺を利用した際には、ごみの持ち帰りを行います。

## 2019年度 寒川町 湧水調査



湧水地点(写真)  
寒川町西岡田地区 私有地内の自噴水

2020年1月8(水)・21日(火)  
・寒川町環境課  
・さむかわエコネット

写真－湧水調査報告書



写真－湧水調査風景

## 5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する

### 【町の取り組み】

#### 5-2-1 公共交通やインフラ等の整備

施策の方向性	具体的な取り組み
利便性が高く、環境負荷の低減へ繋がる公共交通、インフラ整備を推進します	安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
	自転車が利用しやすい環境づくりを推進します。
	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います。
	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。 【再掲】
	道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。【再掲】
	日常の通勤・通学や買い物などで利用しやすい交通ネットワークを形成します。
	公共自転車駐車場の利便性を向上し、自転車利用を促進します。
	まちの公共交通機関の充実を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
サイクルアンドバスライドの利用を促進します。	

#### 5-2-2 地域整備における環境配慮

施策の方向性	具体的な取り組み
新たなまちづくりにあたって環境配慮に努めます。	ツインシティ倉見地区の整備にあたっては周辺の既存農地や自然環境との調和に配慮するとともに、地球環境にやさしい環境共生都市の実現を目指します。

#### ■環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町道維持工事着手率 (90 路線)	93.3%	96.6%	98.9%	100%

### 【町民の取り組み (例)】

- 住民参加のまちづくりに参加します。
- サイクルアンドバスライドの設置箇所を把握し活用します。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 路上などに自転車を放置せず、自転車駐車場を利用します。

### 【事業者の取り組み（例）】

- 新たなまちづくりに関心を持ち、事業者として協力します。
- 従業員に対して、通勤や移動時の公共交通機関や徒歩、自転車の利用を促進します。

### 【滞在者の取り組み（例）】

- 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。



写真ーコミュニティバス（もくせい号）

## 5-3 清潔で美しいまちをつくる

### 【町の取り組み】

#### 5-3-1 環境美化活動や不法投棄対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
散乱ごみ対策を推進します	ごみ集積場での散乱を防止します。
	ポイ捨て防止の啓発を進めます。
不法投棄対策を推進します	不法投棄パトロールを実施します。
	不法投棄箇所における看板設置などによる意識啓発活動を推進します。
環境美化活動を促進します	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例に基づくまちの美化活動を推進します。
	自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します。
	まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを推進します。
	ペットの適正な飼養方法について啓発します。(ペットの糞の放置禁止等)

#### 5-3-2 景観の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
まちなかにおける美しい景観を創出します	寒川駅周辺における緑の空間の維持を推進します。
	遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます。
	市街地開発事業に併せ地区整備計画を策定し、秩序ある土地利用を図ります。
新たなまちづくりにおける美しい景観を形成します	ツインシティ倉見地区、田端西地区の整備など新たなまちづくりにあたっては、周辺環境と調和する景観を形成します。



写真－相模川美化キャンペーン（左：開会式 右：ごみ収集）

■清潔で美しいまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
不法投棄パトロールによる不法投棄箇所確認	3箇所	2箇所	1箇所	0箇所
自主的な環境美化活動の回数	50回	55回	60回	65回
環境美化活動の参加人数 (美化キャンペーンへの参加も含む)	4,580人	4600人	4,650人	4,700人
環境美化活動の実施団体等	41団体	46団体	49団体	52団体
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187人	200人	215人	230人

【町民の取り組み(例)】

- ごみのポイ捨てはしません。
- 土地所有者として不法投棄をされないよう対策に努めます。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 周りに迷惑をかけない適正なペットの飼養を行います。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 自宅周辺の清掃を行い、景観の維持に努めます。

【事業者の取り組み(例)】

- 産業廃棄物の不法投棄はしません。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 環境美化活動に率先して取り組みます。
- 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などは設置しません。

【滞在者の取り組み(例)】

- ごみ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます。

## 第5章 重点プロジェクト

### 1. 重点プロジェクトの考え方

本計画では、第3章で示した町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ”新化”するまち さむかわ」を第4章で示した取り組みにより実現するものです。

一方で、本計画は令和14年度を目標とした12年間の長期的な計画となります。このため、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々々の情勢に見合った環境対策をフレキシブルに講じていく必要があります。

そこで、現在の社会情勢や町の環境課題を勘案した課題を踏まえ、本計画の前期期間である令和3年度から令和6年度の4年間で、着実に実施する町の取り組みを位置付けた重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト設定にあたっての考え方を以下に示します。

- ・重点プロジェクトのテーマは、本計画の期間内のうち、前期、中期、後期の各期間（各4年間で、その時々々の情勢や町の環境に係る課題に対して重点的に実施すべき事項について位置付けるものとする。
- ・本計画書では、前期期間の重点プロジェクトのみを示すが、中期、後期の各重点プロジェクトの変更に伴う計画書の変更は行わず、各期の前年度に作成する環境報告書の中で位置付けるものとする。
- ・重点プロジェクトのテーマ及び取り組みの数は問わないものとする。
- ・重点プロジェクトに基づく取り組みは4年間のうち、毎年の数値管理目標を設定するものとし、毎年の進行管理において進捗状況を確認する。

本計画では、

「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」  
「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」

の2つのプロジェクトを設定します。

これらのプロジェクトを設定した背景を次頁以降に示します。

## 2. 前期期間における重点プロジェクト

町民を対象に実施したアンケート調査結果では、身近に感じる公害問題として「川や水路などの汚れや臭い」が多く挙げられ、汚れや臭いの要因として「ごみが捨てられているため」と感じていることがわかりました。

自然環境に対しては「川や水路などの水辺」、「樹林地などの緑」、「野生動植物」などいずれも満足度は高めではあるものの、自然環境を保全する上で不十分と思っていることとして「河川の水質をきれいにする取り組み」が比較的多く挙げられています。

第2次計画では、重点プロジェクトのひとつとして、「きれいな河川の再生」を挙げていましたが、目久尻川が比較的良好的な状態となった一方で、小出川では依然として水質改善が必要な状態が続いています。

小出川の水質改善にあたっては、町のみならず近隣市町村や、国、県との連携による取り組みが必要不可欠ですが、アンケート調査結果にあるように、河川や用水路にごみを捨てないことなど、私たちの日常生活や事業活動の中での足元からの取り組みも重要です。

これらの状況を踏まえ、本計画では重点プロジェクトのテーマのひとつとして、以下に示すテーマを設定し、小出川をはじめとする町内の河川や用水路の水質改善と美化活動の推進を目指します。

### 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

#### 【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「11.住み続けられるまちづくりを」に資する取り組みとなります。また、「14.海の豊かさを守ろう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



※SDGsの14.「海の豊かさを守ろう」について

本町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置付けています。

※SDGsの17.「パートナーシップで目標を達成しよう」について

重点プロジェクトを推進するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての重点プロジェクトで位置付けています。

身近な環境課題としては、前述の川や水路の汚れが挙げられますが、世界に視野を広げると、異常気象や地球温暖化などの気候変動に係る問題が挙げられます。

我が国においても、近年の異常気象に端を発する風水害の頻発化・甚大化は、地球温暖化に伴う気候変動の顕在化による影響と危惧されています。

平成 27 年（2015 年）に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑え、可能ならば 1.5℃未満に抑える努力をする」との目標が国際的に広く示されました。平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するために、「令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

このような中で、気候変動問題は私たち一人一人はもちろん、地球上に生きる全ての生きものにとっての喫緊の課題であるとし、我が国では、自治体レベルにおいて、2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ※にする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す取り組みを推奨しています。これには令和 3 年 2 月現在、全国で 233 自治体が表明しています。

町では、これまでも公共施設を中心とした省エネ対策等や、寒川広域リサイクルセンター、健康管理センター、小中学校での太陽光発電システム及び蓄電池の設置、町役場の全庁舎で LED 照明の導入を行うなど、低炭素社会の実現に向けて様々な地球温暖化対策を実施してきました。

これらの取り組みにより、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は削減されてきたものの、今後の更なる排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

また、町全体におけるライフスタイルや事業活動を含めた、ハード、ソフトの両面からの大きな変革が必要になると考えられます。

これらの状況を踏まえ、前述の「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」に加えて、以下に示すテーマを設定し、前期期間を長期的な視点で実現する二酸化炭素排出実質ゼロのまちをつくる準備をするためのキックオフ期間とした取り組みを推進します。

なお、ここでいう「キックオフ」とは、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた準備期間における取り組みを「開始」という意味であり、町全体にこの取り組みを広げていくためのスタートラインとして位置付けています。

※排出実質ゼロ：CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

**二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト**

**【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】**

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に資する取り組みとなります。また、「12. つくる責任 使う責任」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



※SDGsの17.「パートナーシップで目標を達成しよう」について

重点プロジェクトを推進するための取り組みは、町・町民・事業者・滞在者のパートナーシップにより実施する必要があることから、すべての重点プロジェクトで位置付けています。

**【参考】第2次計画（旧計画）における重点プロジェクトと本計画との関係**

第2次計画での重点プロジェクトでは「きれいな河川の再生」、「ごみ減量とリサイクルの推進」、「省エネルギーと地球温暖化防止への取り組み」の3つを設定していました。

これらの重点プロジェクトについては、これまでの取り組みにより改善されてきた面もありますが、未だに課題が解決されていないものや、改善されていても、今後もより良い環境を目指すべく継続した取り組みが必要なものもあります。

これらのことを踏まえ、第2次計画での重点プロジェクトで示したテーマについて、第3次計画でどのように引き継いでいくかを以下に示します。

**■第2次計画における重点プロジェクトと本計画との関係**

第2次計画（旧計画）での重点プロジェクト	第3次計画（本計画）での引継ぎ
きれいな河川の再生	重点プロジェクト「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。
ごみ減量とリサイクルの推進	「基本目標4 資源が循環する仕組みを構築します」の取り組みで引き継ぎます。
省エネルギーと地球温暖化防止への取り組み	重点プロジェクト「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。

### 3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

前期期間である令和3年度から令和6年度までの4年間において、水辺を中心としたまちをつくるために、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

#### ■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
工場、事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測 77.8%	100% 100%	100% 100%	100% 100%
公共下水道人口普及率	93.19%	94.60%	95.72%	96.85%
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	98.09%	98.49%	98.89%
BODの環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線 (一之宮第2排水路)	100% 29.2% 83.3%	100% 29.2% 91.7%	100% 37.5% 100%	100% 41.7% 100%
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187人	200人	215人	230人

#### (1) 小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化

更なる水質改善が必要な小出川を中心とした、河川等の水質改善に向けた取り組みを推進します。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	目久尻川、小出川の水質調査(定期検査)の実施			
数値管理目標	年12回実施	年12回実施	年12回実施	年12回実施
取り組み2	小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討			
数値管理目標	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施

## (2) 下水道整備の推進と接続の推進

未整備区域の下水道整備を推進するとともに、下水道整備区域における未接続家庭への下水道への接続を推進します。なお、本取り組みは、寒川町公共下水道事業計画との連携により推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	未整備区域の下水道整備の推進			
数値管理目標	761.38ha	761.66ha	762.17ha	762.17ha
取り組み2	未接続家庭等への公共下水道への接続の推進			
数値管理目標	18件	18件	18件	18件

## (3) 水辺を中心とした環境美化の推進

町や団体等が実施する美化活動の実施を推進するとともに、町民や事業者が自ら実施する美化活動に対する支援、美化活動により収集されるごみの量の削減などを推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	河川美化キャンペーンの実施			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施（さむかわエコネット主催）			
数値管理目標	年9回実施	年9回実施	年9回実施	年9回実施
取り組み3	まちぐるみ美化運動の実施			
数値管理目標	年2回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施
取り組み4	河川美化キャンペーン、目久尻川・小出川クリーン作戦、まちぐるみ美化運動、その他環境美化活動でのごみの収集量の削減			
数値管理目標	54,000kg	53,500kg	53,000kg	52,500kg

※取り組み1、2、3、4における数値管理目標については、新型コロナウイルス感染症の状況により、進行管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。

#### (4) 水辺の自然とのふれあいの推進

水辺における自然とふれあう場の創出と、自然観察会など町民が自然とふれあう機会の充実を図ります。なお、本取り組みにあたっては、さむかわエコネットをはじめとする団体との協働により取り組んでいきます。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	旧目久尻川ふるさと緑道等における動植物への配慮や観察に資する整備			
数値管理目標	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施
取り組み2	自然観察の森における自然観察会の実施			
数値管理目標	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施
取り組み3	川の生き物調査隊、野鳥観察会の実施			
数値管理目標	年2回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施
取り組み4	自然環境に係るイベントへの参加人数の増進（川の生き物調査隊、野鳥観察会、目久尻川ふれあいウォーク）			
数値管理目標	250人	255人	260人	265人
取り組み5	町内に生息・生育する動植物調査の実施			
数値管理目標	年4回以上実施	年4回以上実施	年4回以上実施	年4回以上実施

※取り組み2、3、4、5における数値管理目標については、新型コロナウイルス感染症の状況により、進行管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。



写真－旧目久尻川ふるさと緑道整備風景（さむかわエコネットによる）

## 4. 二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト

前期期間である令和3年度から令和6年度までの4年間において、二酸化炭素排出実質ゼロのまちをつくるための準備期間として、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくとともに、令和32年度（2050年度）を目途とした長期的な目標に向かって、随時、取り組みの追加や見直しを行うものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

### ■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量	5,426MWh (H25実績を基準)	5,317MWh	5,209MWh	5,100MWh
町の事務事業に伴うCO <sub>2</sub> 排出量	2,681t-CO <sub>2</sub> (H25実績を基準)	2,252 t -CO <sub>2</sub>	1,823 t -CO <sub>2</sub>	1,394 t -CO <sub>2</sub>
上水使用量	5,992 千m <sup>3</sup>	現状以下の維持		
町の公共施設における太陽光 エネルギー利用施設数	10 箇所	11 箇所以上		

#### (1) 公共施設における施設設備等の運用改善

公共施設の設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	中央熱源型空調機における高効率な運転方法への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	庁舎等の照明の間引き、必要限度の照度への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み3	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げた送風効率の向上			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施

※調整、清掃は定期的な実施に加えて、状況に応じて随時、実施することとします。

## (2) 公共施設における施設設備等の更新

公共施設において、新たに設備を導入する際や、現在保有している設備を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新			
数値管理目標	1台以上			
取り組み2	街路灯をはじめとする町有施設の照明のLED化			
数値管理目標	1施設以上			
取り組み3	国・県の補助事業等を積極的に活用した省エネ設備の導入			
数値管理目標	1施設以上			

## (3) 公共施設における再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	町の公共施設などへの太陽光発電設備等の導入			
数値管理目標	1施設以上			

## (4) 湘南エコウェーブプロジェクトの推進

藤沢市・茅ヶ崎市との2市1町で連携し、様々な環境学習事業を通して、広域的に地球温暖化の防止及び気候変動適応への取り組みを推進します。

### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	みどりの保全セミナー、親子環境バスツアーなどの各種環境学習事業を実施			
数値管理目標	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施

※取り組み1における数値管理目標については、新型コロナウイルス感染症の状況により、進捗管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。

#### (5) 再生可能エネルギー由来の電力調達による電力使用の低炭素化

現在、国をはじめ世界的に取り入れられている「RE100※」導入の取り組みを参考に、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達し、町の事務事業に伴う電力使用の低炭素化を推進します。

なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	町の公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の導入			
数値管理目標	1施設	1施設	1施設	1施設

※RE100：国際環境NGOのThe Climate Group（クライメイト・グループ）が2014年に開始した国際的な企業の連合体のこと。REはRenewable Energyの略で、日本語では再生可能エネルギーを意味しています。企業活動に必要なエネルギーの100%を水力や太陽光などの再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟しています。

#### (6) 町民・事業者に対する省エネ行動や再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネ行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供を行います。

また、民間における省エネ行動や再生可能エネルギー導入に向けた町独自の制度の検討をすすめます。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	広報における省エネ行動促進特集記事の掲載			
数値管理目標	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載
取り組み2	町内事業所に対する神奈川県省エネ診断事業等の積極的な紹介と受診促進			
数値管理目標	受診事業者1社以上	受診事業者2社以上	受診事業者3社以上	受診事業者4社以上
取り組み3	町独自の再生可能エネルギー導入に向けた補助制度の検討と実施			
数値管理目標	制度の検討	制度開始(制度利用事業者2社以上)	制度開始(制度利用事業者2社以上)	制度開始(制度利用事業者2社以上)

### (7) 二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全

森林吸収源対策として、寒川町森林整備計画に基づく適切な森林整備を行うとともに、現存する貴重な樹林地については地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

また、社寺林や屋敷林などの小さな樹林地についても保全します。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	地域森林計画対象民有林面積の維持の促進			
数値管理目標	17.78ha	17.78ha	17.78ha	17.78ha
取り組み2	自然環境保全地域の指定の継続			
数値管理目標	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持

### (8) 都市緑化等による二酸化炭素の吸収源の創出

都市における二酸化炭素吸収源の創出のため、寒川町みどりの基本計画に基づき、都市公園（基幹公園、都市緑地、緑道）、公共施設緑地、民間施設緑地の維持、整備を推進します。

#### ■主な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	街区公園などの身近な公園や、地区公園や運動公園などの大規模な公園、都市緑地、緑道などの整備の推進			
数値管理目標	18.81ha	19.38ha	19.38ha	19.38ha
取り組み2	公共施設における緑地の維持の推進			
数値管理目標	37.85ha	37.85ha	37.85ha	37.85ha
取り組み3	民間施設における緑地の維持の促進			
数値管理目標	10.29ha	10.29ha	10.29ha	10.29ha



写真－さむかわ中央公園

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 推進体制の考え方

望ましい環境像の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が最も重要となります。

環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、それらを円滑に運営していきます。

#### ■庁内組織

寒川町 環境調整委員会 (以下、調整委員会)	<b>【役割】</b> 環境行政全般に関わる全庁的な調整や、本計画の進行管理にあたって総合的な調整を行います。  <b>【委員構成の概要】</b> 副町長を長とし、環境施策に関連する部局の部長職によって構成します。
寒川町 環境調整委員会 専門部会 (以下、専門部会)	<b>【役割】</b> 環境施策に関する検討及び総合的な調整を行います。  <b>【委員構成の概要】</b> 環境経済部長を長とし、第4章、第5章で示す取り組みを所管する担当課の長を含む、環境施策に関連する部局の課長職によって構成します。
各担当課	<b>【役割】</b> 本計画で位置付けられた環境施策を実施します。
事務局 (環境課)	<b>【役割】</b> 「各担当課」からの報告、「寒川町環境審議会」からの意見を受け、「寒川町環境報告書(以下環境報告書)」の取りまとめ及び公表などを行います。

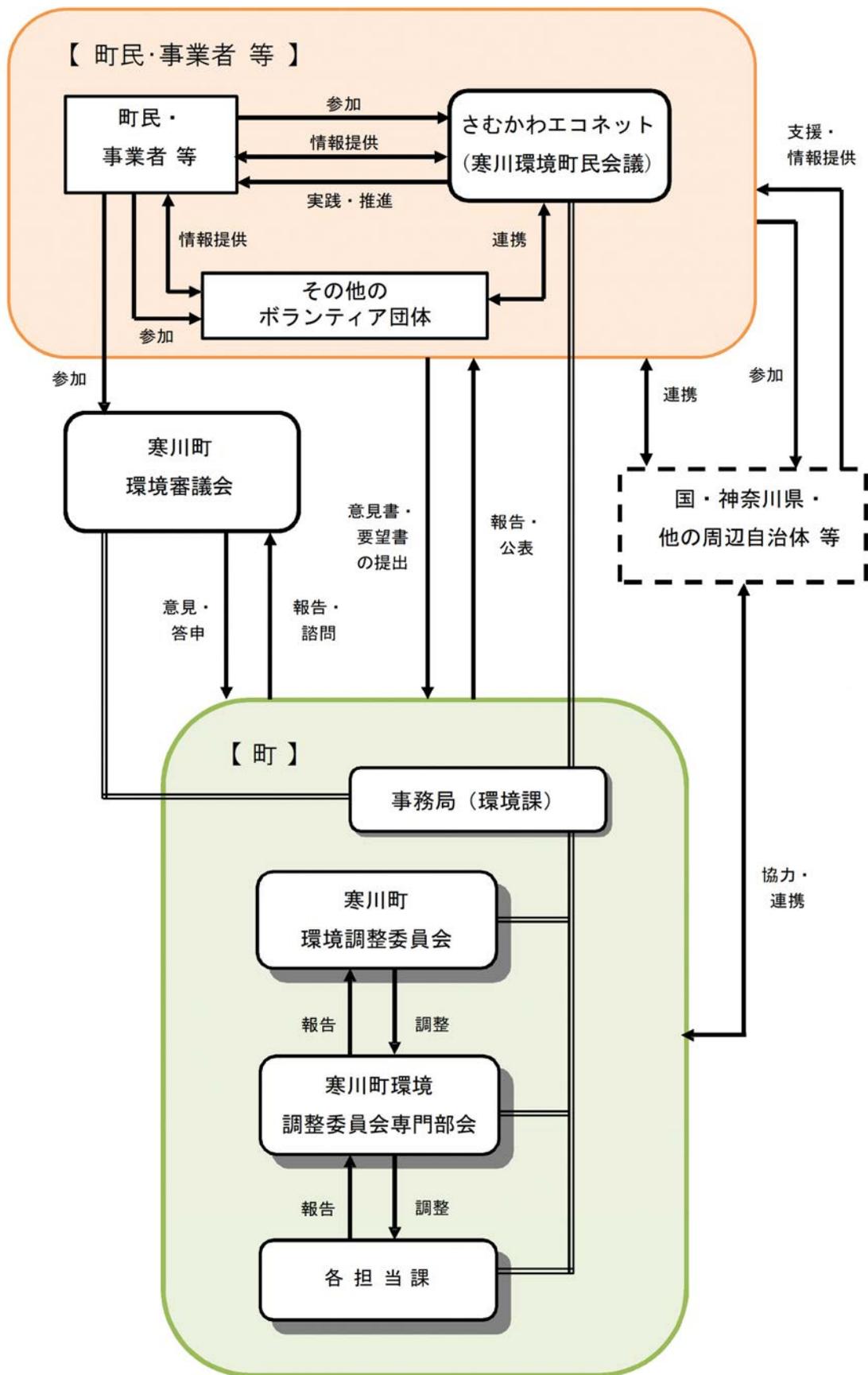
## ■庁外組織

<p>寒川町環境審議会</p>	<p><b>【役割】</b> 環境基本条例第 20 条に基づき町長が設置する組織。町長の諮問または報告に応じ、本計画の策定及び変更や、環境の保全と創造に関する基本的事項・重要事項などについて調査審議し、意見または答申します。</p> <p><b>【委員構成】</b> 町民・関係団体の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱します。</p>
<p>さむかわエコネット (寒川環境町民会議)</p>	<p><b>【役割】</b> 本計画を推進するにあたっての町民・事業者の参加を牽引する組織であり、環境に関する情報を発信し、町民・事業者の環境活動を促進します。あわせて、本計画の推進にあたって取り組みに対する意見やアイデアを各主体に提案したり、町が行うイベントや調査などに協力します。</p> <p><b>【メンバー構成】</b> 町（環境課）が事務局となり、町民・事業者によって構成します。</p>

## (2) 国、神奈川県、周辺自治体などとの連携

今日の環境問題は、一自治体だけで対応することが困難な広がりを見せています。

このため、広域的な視点を要する取り組み、あるいは技術的・財政的な理由などで町が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や県、周辺自治体などとの緊密な連携を図りながら対応していきます。

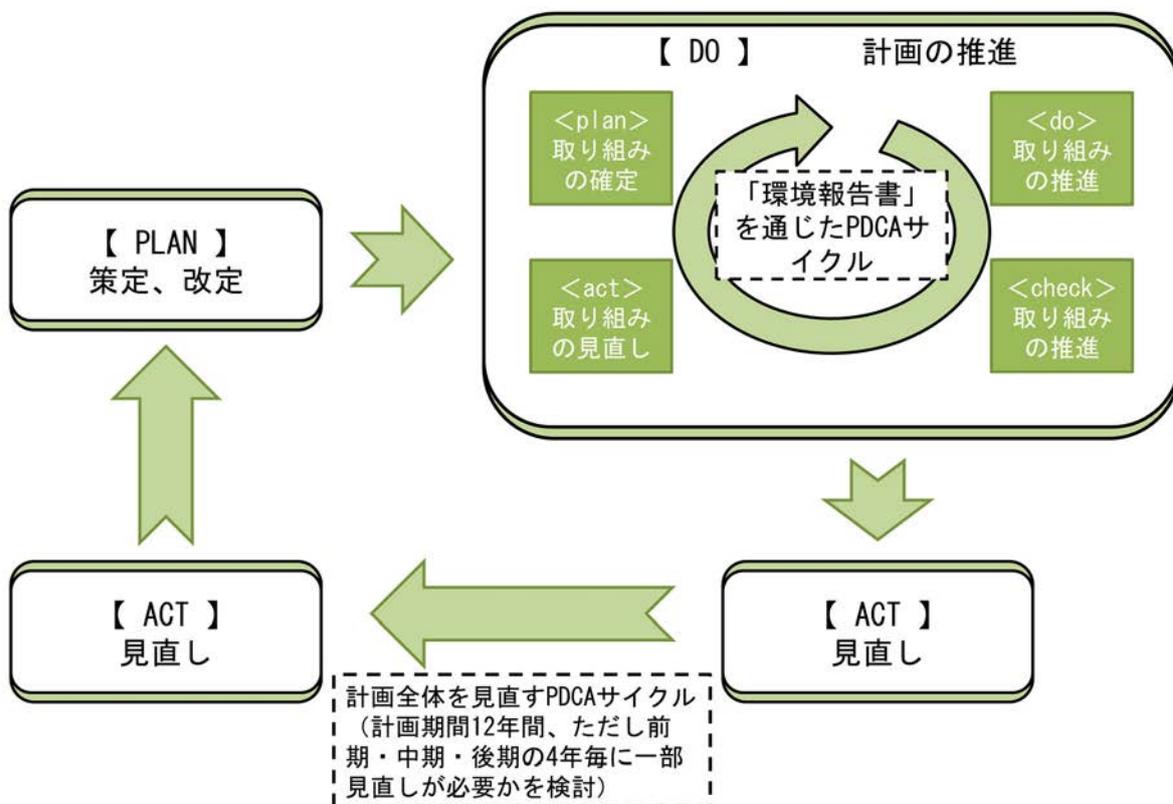


## 2. 進行管理の仕組みと手順

### (1) 進行管理の考え方

本計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践するとともに、本計画の継続的な改善を図っていくために、PDCA サイクル（P（Plan：計画立案）→D（Do：実践）→C（Check：点検・評価）→A（Act：見直し））の考え方により、進行管理を行っていきます。

具体的には、毎年度作成する「環境報告書」のとりまとめを通じた「毎年度の進行管理を行うためのPDCA サイクル」と、「計画を見直すためのPDCA サイクル」により管理を行っていきます。



#### ■ 進行管理の仕組み

## (2) 毎年度の PDCA サイクル

毎年度の PDCA サイクルは、以下に示す事項により進めることとします。なお、点検、評価した結果については、環境報告書として取りまとめを行い、町民・事業者等に公表するものとします。

### ■毎年度の PDCA サイクル（進行管理）

P（計画立案）	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D（実践）	本計画に基づき、取り組みを推進します。
C（点検・評価）	環境の現況及び環境指標の点検、施策の進捗状況の点検などを行います。
A（見直し）	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

## (3) 計画を見直すための PDCA サイクル

計画を見直すための PDCA サイクルは、以下に示す事項により進めることとします。

なお、本計画は令和 14 年度（2032 年度）までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、町民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

特に前期・中期・後期の点検・評価時（4 年毎）においては、寒川町総合計画 2040 の実施計画の策定と併せて、本計画の中間見直しが必要かを検討し、必要があると判断された場合は、計画の一部見直しを行います。

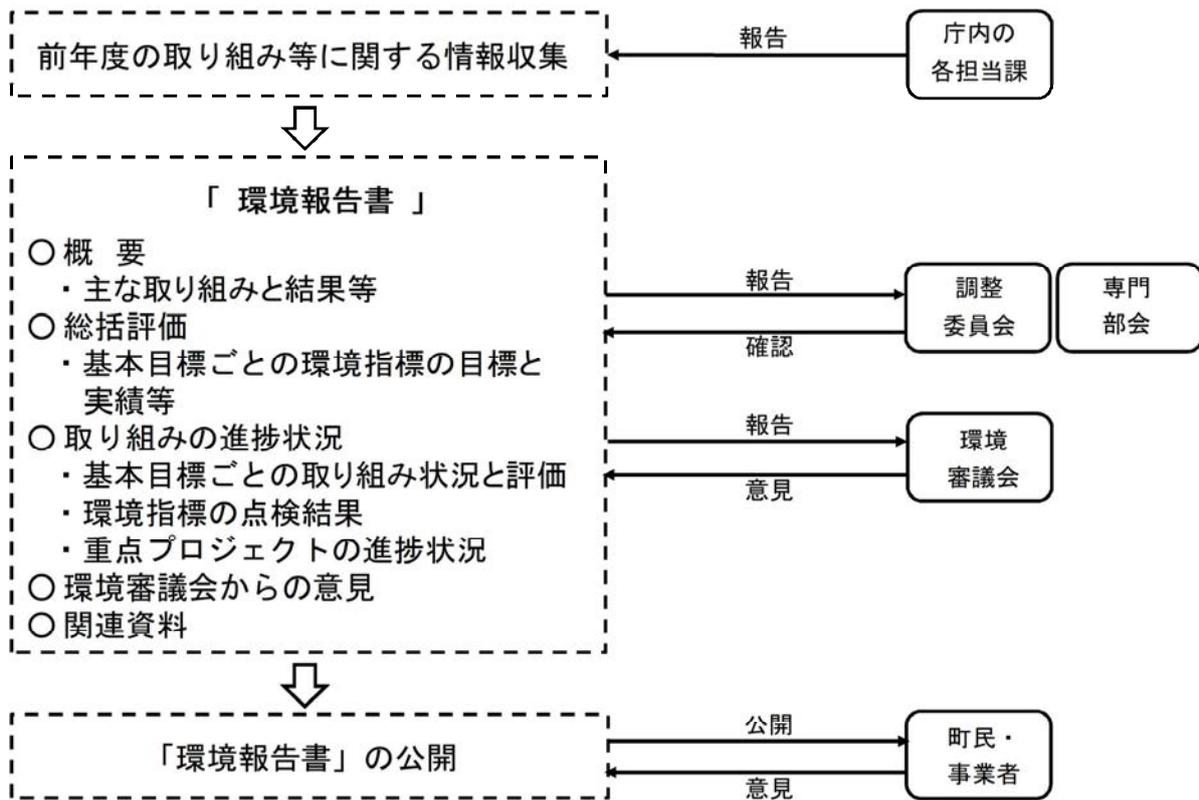
なお、重点プロジェクトについては、4 年間ごとにテーマを設定し取り組み内容を位置付けますが、重点プロジェクトのみの変更については、計画書自体の変更は行わず環境報告書での位置付けに代えるものとします。

### ■計画全体を見直す PDCA サイクル

P（計画立案）	環境基本計画の策定、又は改定を行います。
D（実践）	各主体により、本計画で位置付けられた取り組みを実行します。
C（点検・評価）	計画の点検・評価を行います。
A（見直し）	点検・評価の結果に基づき、計画を見直します。

■「環境報告書」の作成の手順

- ①「環境指標」、「各種環境データ」、「環境施策の取り組み状況」を報告する  
【 進行管理担当課・関係各課 ⇒ 事務局 】
- ②環境報告書（案）を取りまとめる  
【 事務局 】
- ③環境報告書（案）を「環境調整委員会・同専門部会」へ報告する  
【 事務局 ⇒ 環境調整委員会・同専門部会 】
- ④環境報告書（案）を「環境審議会」へ報告し、意見をもらう【 町長 ⇒ 環境審議会 】
- ⑤環境審議会での意見を含め、環境報告書を取りまとめ、町民へ公表する  
【 町長 ⇒ 町民・事業者 】
- ⑥環境報告書の内容を翌年度予算に反映させる  
【 関係各課 】



### 3. 環境指標の点検方法

基本目標の達成に向けて、以下の点検手法を用いて環境指標を定期的に点検し、施策の取り組み方針や環境指標の見直しに反映させます。

なお、環境指標のうち、イベント等の参加人数や実施回数などについては、新型コロナウイルス感染症の状況により、進行管理を行っていく中で達成目標を変更する場合があります。

#### 【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

##### 1-1 空気と水をきれいにする

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
NO <sub>2</sub> の各測定箇所での環境基準達成率	環境課	町が実施する NO <sub>2</sub> 測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合	54
SPM の各測定箇所での環境基準達成率	環境課	町が実施する SPM 測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合	54
町内における電気自動車導入累積台数	環境課	町内の電気自動車登録台数（累積）	54
工場、事業所からの排水基準の適合率	環境課 下水道課	町及び県が実施する工場・事業所の排水調査において、排水基準に適合した回数 の割合	54
公共下水道人口普及率	下水道課	下水道処理区域人口 ÷ 行政区域人口	54
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	下水道課	水洗化人口 ÷ 処理区域人口	54
BOD の環境基準適合率 ・ 目久尻川 ・ 小出川 ・ 一之宮幹線（一之宮第 2 排水路）	環境課	町が各河川、水路において 1 年間を通じて BOD を測定し、環境基準に適合した回数 の割合	54
地下水の環境基準適合率	環境課	県が実施する地下水調査において、環境基準に適合した地点数の割合	54
公害苦情件数 ・ 大気汚染に係る苦情	環境課	1 年間に町に寄せられる大気汚染の苦情 件数	54
水質事故件数 ・ 水質事故に係る対応件数	環境課	1 年間で町が対応した水質事故の件数	54

※「進行管理担当課」については、令和 3 年 4 月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

### 1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
道路交通騒音の環境基準達成率	環境課	町が実施する道路交通騒音調査において、環境基準を達成した割合	57
道路交通振動の環境基準達成率	環境課	町が実施する道路交通振動調査において、振動規制法に基づく要請限度を達成した割合	57
臭気の規制基準値の達成状況	環境課	町が実施する臭気調査において、悪臭防止法に基づく規制基準値に適合した割合	57
公害苦情件数 ・騒音に係る苦情 ・振動に係る苦情 ・悪臭に係る苦情	環境課	1年間に町に寄せられる騒音・振動・悪臭の苦情件数	57

### 1-3 災害時の対応等の生活環境対策を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
ダイオキシン類の大気調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の大気環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の水質調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の水質環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の土壌調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の土壌環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の底質調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の底質環境濃度の最大値	59
地盤沈下の状況	環境課	一級水準点測量調査において年間2cm以上沈下した水準点の数	59

※「進行管理担当課」については、令和3年4月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

## 【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

### 2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
遊休農地面積	農政課	町内の遊休農地面積	61
農産物直売施設数	農政課	町内の農産物直売施設数	61
家庭菜園区画数	農政課	家庭菜園の募集区画数	61
エコファーマー認定農家数	農政課	エコファーマー制度に認定された農家数	61

### 2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
自然環境保全地域面積	都市計画課	県指定自然環境保全地域の指定面積	63
保存樹林面積	都市計画課	町指定保存樹林の指定面積	63
保存樹木指定本数	都市計画課	町指定保存樹木の指定本数	63
環境学習講座や自然観察会への参加人数	環境課	環境学習講座や自然観察会等(環境課事業)の年間延べ参加人数	63

### 2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町内の指定・登録文化財の件数	教育政策課	町内における町、国、県の指定・登録文化財の件数	65
普及啓発活動等の参加者数	教育政策課	文化財に係る講座・イベントなどの普及啓発活動等の参加者数	65

※「進行管理担当課」については、令和3年4月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

## 【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

### 3-1 省エネルギーを推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町の事務事業に伴う電気使用量（H25実績を基準）	環境課 財産管理課 施設所管課	町公共施設全体の年間電気使用量	68
町の事務事業に伴うCO <sub>2</sub> 排出量（H25実績を基準）	環境課	町公共施設全体の年間総CO <sub>2</sub> 排出量	68
上水使用量	環境課	町全体の年間上水道給水量（家事用、営業用、公共用の計）	68

### 3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	環境課	町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	69

### 3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
自主防災訓練の実施回数	町民安全課	地域の自主防災組織における自主防災訓練の実施回数	70

※「進行管理担当課」については、令和3年4月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

## 【基本目標 4】資源が循環する仕組みを構築します

### 4-1 ごみの減量化や資源化を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
一人1日当たりのごみ排出量	環境課	一人1日当たりのごみ排出量（事業系一般廃棄物も含む）	74
一人1日当たり家庭系ごみ排出量	環境課	一人1日当たりのごみ排出量（家庭系のみ）	74
リサイクル率	環境課	ごみの資源化量÷ごみの総排出量	74
一般廃棄物の年間総排出量	環境課	町全体の年間総排出量	74
フリーマーケットの出店数	環境課	ニコニコリサイクルフリーマーケットの出店数	74
「不用品登録制度」の年間利用件数（※成立した件数）	環境課	不用品登録制度を利用し、品物のやりとりが成立した件数	74

### 4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
違反ごみの収集量	環境課	町で回収した違反ごみの収集量	75

### 4-3 水が循環するまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
雨水貯留施設設置助成件数（平成24年度以降の累計）	下水道課	雨水貯留施設設置助成件数（平成24年度以降の累計）	76

※「進行管理担当課」については、令和3年4月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

## 【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

### 5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
都市計画区域面積に対する 緑地の割合	都市計画課	航空写真判読等による公園、農地、草地 等の面積割合	78
1人当たりの公園面積	都市計画課	都市公園面積÷行政区域人口	78
緑化活動ボランティア数	都市計画課	緑化活動の取り組むボランティアの人数	78
河川を活用した事業実施回 数（他団体との連携を含む）	環境課	河川を活用した事業の実施回数（他団体 との連携を含む）	78
小出川の多自然型河川工法 等による整備延長	都市計画課	小出川における多自然型河川工法等によ る整備延長	78
親水護岸の箇所数	都市計画課	水とふれあえる護岸の箇所数	78

### 5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する。

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町道維持工事着手率（90路 線）	道路課	町道90路線を対象とした維持工事に着 手した路線数の割合	80

### 5-3 清潔で美しいまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
不法投棄パトロールによる 不法投棄箇所確認	環境課	不法投棄パトロールによる不法投棄確認 箇所数	83
自主的な環境美化活動の回 数	環境課	環境美化活動の実施回数	83
環境美化活動の参加人数 （美化キャンペーンへの参 加も含む）	環境課	環境美化活動及び美化キャンペーンの参 加人数	83
環境美化活動の実施団体等	環境課	環境美化活動の実施団体（個人を含む） 数	83
さむかわエコネットの環境 活動における参加人数（目久 尻川クリーン作戦）	環境課	さむかわエコネットが主催する目久尻川 クリーン作戦の参加人数	83

※「進行管理担当課」については、令和3年4月施行予定の組織改正に基づいて記載しています。

---

## 資料編

1. 寒川町環境基本条例
  2. 寒川町環境審議会委員等
  3. 第3次寒川町環境基本計画策定の検討経過
  4. 諮問・答申
  5. 環境基準等
  6. 用語解説集
-

---

# 1. 寒川町環境基本条例(平成13年3月28日条例第12号)

---

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策(第8条～第10条)

第3章 効果的推進のための施策(第11条～第19条)

第4章 環境審議会(第20条)

附則

私たちのまち寒川は、雄大な富士や丹沢の峰々を望み、相模川の流れと四季を通じての温暖な気候に恵まれ、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動や人口の増加による環境への影響は、身近な自然の減少、資源の大量消費とそれに伴う廃棄物の増大、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質の汚濁など、生活に密着した環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すると共に、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

寒川町では、自らが環境に負荷を与えている立場であることを認識し、人と自然との共生のもと調和の取れた豊かな環境づくりを目指した「寒川町環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取り組みを行っているところである。

この取り組みをさらに推進し、町、町民、事業者及び滞在者が一体となつて環境の保全と創造に努めることにより、美しく住みよい寒川を実現するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することのできる社会の構築を目指して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施する責務を有する。

- 2 町は、基本理念にのっとり、自らも事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第20条に規定する寒川町環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての指針)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 前項の場合において、町は、特に次に掲げる事項が確保されるよう努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 生きものの生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに樹林、水辺、農地等における自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある都市環境を創造するため、緑化の推進、河川の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ること。

(4) 日常生活や事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(5) 地球環境保全を推進するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の措置を推進すること。

(報告)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 効果的推進のための施策

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて町民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実に図り、町民等の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(町民等の活動への支援)

第13条 町は、町民等が取り組む環境の保全及び創造に関する活動の支援に努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、町民等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第15条 町は、環境の保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第18条 町は、環境の保全及び創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するものとする。

(推進体制の整備)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、寒川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 審議会の委員は、町民、関係団体の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

6 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

2 寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年寒川町条例第1号)の一部を次のよう改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加え、「実現を目指した廃棄物対策のため」を「実現を目指し」に、「推進するために必要な」を「推進する」に改める。

(寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例の一部改正)

3 寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例(平成11年寒川町条例第14号)の一部を次のよう改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

(寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

4 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成5年寒川町条例第2号)の一部を次のよう改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、」を加える。

## 2. 寒川町環境審議会委員等

### (1) 寒川町環境審議会委員

(敬称略)

	氏名	選出区分	役職
1	河合 靖	公募の町民	
2	中沢 勝	公募の町民	
3	木村 佐智江	町教育関係者(町教育委員会)	
4	佐田 好伴	工業関係者(寒川町工業協会)	
5	清田 昭夫	商業関係者(寒川町商店連合会)	
6	初鹿 輝幸	漁業関係者(相模原第二漁業協同組合)	
7	皆川 淳一	農業関係者(JAさがみ寒川青壮年部)	
8	佐々木 敦	勤労者代表(湘南地域連合)	
9	織戸 和夫	自治会関係者(町自治会長連絡協議会)	
10	平本 正子	女性代表(町婦人会)	
11	宇條 茂子	廃棄物関係団体(町廃棄物減量化等推進協議会)	
12	片谷 教孝	学識経験者(桜美林大学リベラルアーツ学群)	◎
13	坂本 広美	学識経験者(神奈川県環境科学センター)	○
14	若松 郁夫	学識経験者(環境カウンセラー)	

◎：会長、○：副会長 ※任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

### (2) 寒川町環境調整委員会

委 員
◎副町長 ○企画部長 総務部長 町民部長 福祉部長 環境経済部長 都市建設部長 拠点づくり部長 教育委員会次長 消防長

◎：会長、○：副会長

### (3) 寒川町環境調整委員会専門部会

委 員
◎環境経済部長 総務部 施設再編課長 町民部 協働文化推進課長 町民安全課長 町民窓口課長 福祉部 高齢介護課長 環境経済部 産業振興課長 農政課長 ○環境課長 都市建設部 道路課長 下水道課長 都市計画課長 拠点づくり部 倉見拠点づくり課長 田端拠点づくり課長 寒川町周辺整備事務所 教育委員会 教育総務課長 学校教育課長 教育施設・給食課長 消防本部 消防総務課長 予防課長

◎：部会長、○：職務代理者

---

### 3. 第3次寒川町環境基本計画策定の検討経過

---

調整中

---

## 4. 諮問・答申

---

### (1) 諮問

寒 環 第 53 号  
令和2年10月12日

寒川町環境審議会  
会長 片谷 教孝 様

寒川町長 木 村 俊 雄

#### 第3次寒川町環境基本計画の策定について（諮問）

寒川町における環境施策につきましては、第2次寒川町環境基本計画に基づき、平成24年度から令和2年度までを計画期間として、総合的かつ計画的に推進してまいりました。

今年度で計画期間が終了することを踏まえ、令和3年度以降の計画を改めて定める必要がありますが、次期環境基本計画についていかにあるべきか、寒川町環境基本条例第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## (2) 答申

令和2年11月13日

寒川町長 木村俊雄様

寒川町環境審議会  
会長 片谷 教孝

### 第3次寒川町環境基本計画の策定について（答申）

令和2年10月12日付け寒環第53号にて諮問のありました、第3次寒川町環境基本計画の策定については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見を付して答申します。

#### 意 見

第3次寒川町環境基本計画については、上位計画の寒川町総合計画2040の将来像である「つながる力で 新化するまち」における、「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」の基本目標に整合するものであり、また、国際的な取り組みであるSDGs（持続可能な開発目標）の理念に照らして、「持続可能な社会の形成」に資する「計画が対象とする5つの環境の範囲」として、「健康で安全な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現し、これらを踏まえたうえで町が目指す望ましい環境像である「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を実現していくために、令和3年度から令和14年度までの12年間を展望し、計画を策定されることは時宜にかなうものと判断します。

本計画においては、その計画期間を4年ごとに前期、中期、後期に区切り、それぞれの期間において達成すべき基本目標や環境指標、施策の方向性、及び町以外の実施主体である町民、事業者、滞在者の具体的な取り組み、また、令和6年度までの前期期間における重点プロジェクトなどが明確にされましたので、本審議会において慎重に審議した結果、その計画の施策や取り組み内容などは妥当なものであると判断いたしました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては十分留意のうえ、計画を推進していただくよう要望します。

- 1 町が目指す望ましい環境像である「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」の実現にあたっては、町の取り組みだけで

実現できるものではないことから、各実施主体との連携・協働による取り組みを積極的に推進されたい。

- 2 計画の趣旨や内容を町民や事業者に広く周知し、町の取り組みの認知度の向上を図ることに努められたい。
- 3 計画の推進及び進行管理については、計画に基づき着実に進めることはもちろんのこと、計画の推進に向けた予算措置や制度の整備等にも配慮されたい。

## 5. 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

### (1) 大気関係

#### ①大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

#### ②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### ③微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## (2) 河川水質関係

### ①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエチレン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## ②水生生物の保全に関する環境基準

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

### （3）地下水関係

#### ①地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

#### (4) 土壌関係

##### ①土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		

- 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

#### (5) ダイオキシン類

##### ①ダイオキシン類関係の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## (6) 騒音関係

### ①騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値		類型指定地域
	昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)	
A A	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（寒川町内には指定なし）
A 及び B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	A 地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 B 地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めがない地域
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値（道路に面する地域）	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。（幹線道路を担う道路：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道）

基準値（特例）	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

【騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について】（環境省）

公布日：平成13年01月05日環大企3号

3 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「道路に面する地域」とあるのは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことをいう。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。

5 「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

## ②騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び、c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：本表の a, b, c 区域の区分は、環境基準の A, B, C 地域の区分と同じ。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう）に係る限度は、上表に関わらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

基準値（特例）	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

## ③新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	類型指定地域
I	70 デシベル以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めがない地域
II	75 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## ④航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	類型指定地域
I	70WECPNL	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めがない地域
II	75WECPNL	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(7) 振動関係

①振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分	基準値		類型指定地域
	昼間 (午前8時～ 午後7時)	夜間 (午後7時～ 午前8時)	
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、用途地域の定めがない地域
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

(8) 悪臭関係

①神奈川県が定める臭気指数規制内容

規制対象地域	神奈川県の区域（※横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市及び大和市の区域を除く。）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
規制基準 (悪臭防止法第4条第2 項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） 1種地域 臭気指数 [10] 2種地域 臭気指数 [15]
	イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
	ウ 排水における規制基準（3号基準） 1種地域 臭気指数 [26] 2種地域 臭気指数 [31]

備考：1種地域 住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）

2種地域 商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域

## 6. 用語解説集

五十音	用語	内容
あ行	アイドリングストップ	<p>運転者が自動車から離れている間や荷物の積み降ろしの間、信号待ちの間など、自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を止めること。</p> <p>大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から「アイドリング・ストップ運動」を開始した。</p>
	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）	<p>人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。</p> <p>世界の科学者が発表する論文や観測・予測データから、政府の推薦などで選ばれた専門家がまとめ、科学的な分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策なども盛り込まれる。国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書となるため、報告書は国際交渉に強い影響力を持つ。</p>
	エコドライブ	おだやかにアクセルを操作するなど環境にやさしい運転方法のこと。
	エコファーマー制度	平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を提出した農業者に対して、都道府県知事が環境にやさしい農業に取り組む農業者（認定農業者）として、認定する制度のこと。令和2年3月末現在の認定件数は全国で83,767件である。
	SDGs	Sustainable Development Goals 略であり、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で採択された国際目標のこと。2016（平成28）年～2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されている。
	オゾン層	地表20～25kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、特に、極地におけるオゾン量が減少していたが、現在は回復傾向にある。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには、CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）、CH <sub>4</sub> （メタン）、N <sub>2</sub> O（亜酸化窒素）、フロンガス〔HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）〕、SF <sub>6</sub> （六フッ化硫黄）などがある。

五十音	用語	内容
か行	外来生物・外来種	人為的に限らず、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に入り込んだ個体の種を指すが、一般的には人為的に自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。類義語に「移入種」などがあるが、「外来種」「外来生物」は、海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。
	家庭菜園	農業者以外の市民を対象に野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。
	家電リサイクル法	エアコン、テレビ(ブラウン管、プラズマ、液晶)、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫、衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。
	環境教育・環境学習	幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てるために行われる教育・学習のこと。
	環境報告書	寒川町では、環境基本計画に基づいて実施した施策の状況等について、環境基本条例の規定により、毎年報告書を作成し、これを公表している。
	環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。 具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。
	環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。 環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001がある。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。
	観光農園	農産物の収穫体験が出来る個人農家の経営する農園。

五十音	用語	内容
か行	揮発性有機化合物 (VOC)	常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや SPM (浮遊粒子状物質) の発生に関与していると考えられている。
	クールシェアスポット	ゆっくりとした時間を過ごせる涼しい場所のこと。広場や公園などの自然で涼しく過ごせる場所、カフェやレストラン、美術館などの有料のスポット、ギャラリーや図書館などの無料で使えるスポットなどがあり、一人あたりのエアコン使用台数を減らす効果などがある。
	光化学オキシダント	太陽光線 (紫外線) によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のことで、光化学スモッグの原因となる。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
さ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力 (ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い) や風力、バイオマス (持続可能な範囲で利用する場合)、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。
	さむかわエコネット (寒川環境町民会議)	町民、事業者、各種団体及び行政が協力して環境活動を進めるために、平成 17 年 8 月に設立された。 町関係イベントに出展したり、活動紹介、各種環境活動に関する啓発、町内小学校と連携した環境学習など環境保全に取り組んでいる。
	寒川町地球温暖化対策実行計画 (行政編)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、平成 25 年に策定された計画。平成 25 年度～令和 2 年度を計画期間とし、温室効果ガスの削減目標や地球温暖化対策に関する具体的な取り組み等が示されている。第 2 次については令和 3 年策定予定。
	3 キリ運動	生ごみの量を減らすことを目的とした運動のことで、3 キリは「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」を示している。 ・使いキリ：食材を必要な分だけ購入し、無駄なく活用する ・食べキリ：料理は食べきれぬ量をつくる ・水キリ：水気を切って捨てる (生ごみは 8 割が水分)
	酸性雨	工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸イオン、硝酸イオン等となって雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいう。一般に清浄な雨水は大気中の炭酸ガスによって飽和されて pH5.6 程度となっているため、これより低い pH 値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。

五十音	用語	内容
さ行	自然環境保全地域	自然環境の保全及び回復育成に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するため緑地保全の指定を告示した地域のこと。保全地域では、恒久的な保全を図るため、地区内の行為が制限されている。
	自然共生社会	人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会をいう。
	社寺林	寺院や神社の林のことで、神聖な場所として大切に守られてきた。多くの場合常緑広葉樹林（照葉樹林）であり、その植生はしばしば原生林の面影を残している。
	循環型社会	地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。
	湘南エコウェーブ	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が協力して進めている地球温暖化防止に向けた取り組み。 環境イベント実施プロジェクト、EV（電気自動車）ネットワークプロジェクト、公共施設緑化大作戦、12月の地球温暖化防止統一行動キャンペーン等を推進している。
	食品ロス	食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、年間2,550万トンの食品廃棄物等が出されており、そのうち「食品ロス」は612万トン（平成29年度推計値）。
	雨水浸透樹	河川の雨水流出量の抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備のこと。
	生態系	植物、動物などとそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）のこと。
	生物多様性	ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。
ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら公表した地方自治体のこと。2021年2月現在、東京都・京都市・横浜市を始めとする233の自治体（29都道府県、136市、2特別区、55町、11村）が表明している。	

五十音	用語	内容
た行	ダイオキシン類	<p>工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう塩素を含む有機化学物質のこと。</p> <p>通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ち、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応しない安定した状態を保つことが多い。しかし、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性などが確認されている他、生殖障害や免疫機能の低下を招くおそれがあるとされている。</p>
	多自然型護岸	<p>川の流れによって堤防や河岸が削られるのを防ぎ、治水対策として進められる護岸工事において、従来のコンクリートで固める方法に代えて、治水上の安全性を確保しつつ、自然生態系や景観に配慮した工法を用いたものを多自然型護岸という。寒川町内の目久尻川や小出川でも実施されている。</p>
	地球温暖化	<p>現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、このまま対策を講じなかった場合、2100年には地球全体の平均気温が最大で4.8℃上昇し、海面水位が最大で82cm上昇すると予測されており、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが考えられる。</p>
	地産地消	<p>地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。</p> <p>消費者と生産者の距離が近いため鮮度が良く野菜の栄養価が高い、地域経済の活性化につながる等のメリットのほか、環境面からは、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるというメリットがある。</p>
	ツインシティ	<p>東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ対岸の平塚市大神地区からなる、双子の新たなまちのことであり、新たに「(仮称)ツインシティ橋」を架けることにより、一体的なまちづくりを目指している。</p>
	低公害車	<p>電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。</p>
	低炭素社会	<p>炭素(二酸化炭素)の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量が小さい社会で、排出量と吸収量が同じ(カーボンニュートラル)であること、またはそれに近い状態を目指すもの。</p>
	都市公園	<p>都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項～第2項に該当する土地で、同法では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地としている。都市公園法に規定される都市公園には次のものがある。</p> <p>「国営公園」広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業として設置するもの。</p> <p>「地方公共団体が設置する都市公園」街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等</p>

五十音	用語	内容
た行	特定外来生物	<p>外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。平成30年4月現在、148種が指定されている。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。</p> <p>なお同法では、特定外来生物の他、影響の実態がよくわかっていない「未判定外来生物」、特定外来生物などと見た目上の判別が難しい「種類名証明書の添付が必要な生物」について定め、規制や証明書の添付を必要とする。</p>
な行	生ごみ処理器（機）	<p>一般家庭から排出される生ごみを減量させる機器・容器のこと。減量された生成物は、堆肥としても利用できる。また、生ごみ処理器の一つである消滅型生ごみ処理器「キエーロ」は、日常生活で身近に出る生ごみを黒土の中にいるバクテリアが分解する自然原理を応用したもの。</p>
	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	<p>炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する気体のこと。自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球温暖化の促進につながるものと懸念されている。</p>
	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	<p>主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の一種。発生源は自動車や工場、事業場など。</p>
は行	BOD（ビーオーディー） （生物化学的酸素要求量）	<p>生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。</p>
	PRTR（環境汚染物質排出・移動登録システム） 制度	<p>PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者が自ら把握し、毎年、都道府県などを經由して国に届け出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組み。</p>
	PDCA サイクル	<p>Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念である。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。</p>
	微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）	<p>大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のこと。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子。</p> <p>非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。</p>
	浮遊粒子状物質（SPM）	<p>大気中に浮遊する粒径が10μm（ミクロン：1μmは、1mmの1,000分の1）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。</p>

五十音	用語	内容
は行	保存樹木、保存樹林 (町指定)	<p>町民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、「寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第4条に基づき、以下の基準に該当する樹木等を保存樹木、保存樹林として指定している。</p> <p>(1) 樹木の密集している土地の面積が300平方メートル以上  (2) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上  (3) 高さが10メートル以上で、かつ、幹の周囲が1.2メートル以上  (4) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上</p> <p>所有者等は、保存樹木等について枯損の防止その他その保全に努めること、町民及び事業者は、樹木等が大切に保全されるよう協力しなければならないと規定されている。</p>
ま行	緑の基本計画	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。(都市緑地法第4条)
	マイクロプラスチック	プラスチックごみのうち、直径5mm以下の破片のこと。プラスチックは人工的に作られた化合物で、自然界に出ても容易に分解されないため、海の生物がエサと間違えて「マイクロプラスチック」を食べてしまうなど、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されている。
や行	屋敷林	季節風による家屋や田畑の被害を軽減するために造成、維持される森林のことで、家屋の敷地内に造られるもの。
	有害鳥獣	法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを有害鳥獣といっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。
	遊休農地	今も、将来的にも農地として使用しないと思われる土地、また利用したとしても周りの農地に比べて農業をする割合が低いと考えられる土地。
	要請限度	<p><b>【自動車騒音の要請限度】</b></p> <p>騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。</p> <p><b>【振動の要請限度】</b></p> <p>振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。</p>
ら行	緑地保全地区(町指定)	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。都市緑地法に基づくものは、「緑地保全地域」と呼ばれる。
	レッドデータブック	レッドリストに掲載された種について生息状況等を取りまとめ編さんしたもの。
	レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、まとめている。